

**第7期阪南市障がい福祉計画・
第3期阪南市障がい児福祉計画**

令和6年3月

阪南市

ごあいさつ



～誰も一人ぼっちにしない、
誰も排除しないまち～

このたび、令和6年度（2024年度）から3年間を計画期間とする「第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～」を基本理念とし、7つの基本視点を定め、障がい者（児）の皆様が、ノーマライゼーションの理念に基づき、住み慣れた地域で安心して健康に暮らしていくためにも、自立して生活ができる環境づくりや、障がい者（児）のライフステージに応じた総合的な支援が求められています。

そのために、市直営の基幹相談支援センターを設置し、多機関との連携、権利擁護、障がい者差別、合理的配慮、虐待防止などに取り組んでいます。

そして、本市では共生の地域づくりの実現に向けて、令和4年度より包括的な支援体制を一層強化するため、「重層的支援体制整備事業」を実施し、障がい・介護・子ども・困窮等と制度別の対応ではなく相談者の属性や相談内容を受け止め、横の連携による「包括的な相談支援体制づくり」を公民協働で進めています。

さらに、障がい者（児）の方が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、障がい者の高齢化、介護者の高齢化、「親亡き後」を見据えた支援として、地域生活支援拠点の充実・強化に取り組み、「障がい者（児）が地域から孤立しない社会づくり」を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました障害者施策推進協議会の委員の皆様や、市民アンケートや団体ヒアリングなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民や関係団体・機関の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

阪南市長

水野 謙二

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 障がい者・障がい児をとりまく現状	7
1 障がい者等の推移	7
2 障がい者等アンケート調査結果	11
3 障がい者団体・事業所ヒアリング結果	53
第3章 基本理念と基本視点	57
1 計画の基本理念	57
2 計画の基本視点	57
3 計画の基本的な考え方	59
第4章 第7期阪南市障がい福祉計画	63
1 計画の成果目標について	63
2 計画の活動指標について	77
第5章 第3期阪南市障がい児福祉計画	106
1 計画の成果目標について	106
2 計画の活動指標について	109
3 子ども・子育て支援事業計画との連携	112
第6章 推進体制の整備	117
1 計画の進捗管理	117
2 国・府・近隣自治体との連携強化	117
3 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所との連携強化	117

資料編

1 阪南市障害者施策推進協議会条例	118
2 阪南市障害者施策推進協議会委員名簿	119
3 計画の主な策定経過	120
4 用語解説	121

「障がい」の表記について

阪南市では、

- 人を表すときに「害」の字を用いることは人権尊重の観点からも好ましくない。
- 「害」の字を用いることにより、不快に思う市民の方々の思いへの配慮が必要である。
- この取組を推進することで、市民が「障がい」に対する理解を示すきっかけとなる。

以上のことを鑑み、「人の状態」を表す場合は「障害」の表記を「障がい」とひらがなで表記することとしています。

但し、法令名、法定の制度の名称、他の機関の名称など固有名詞、医学用語・学術用語等については漢字で表記しています。

【例】障害者総合支援法、身体障害者福祉法、阪南市障害者施策推進協議会、〇〇身体障害者リハビリテーションセンターなど

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を計画期間とする「第4次阪南市障がい者基本計画」を策定し、障がいの特性、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい者の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備などさまざまな施策に取り組んでいるところです。

また、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とした「第6期阪南市障がい福祉計画及び第2期阪南市障がい児福祉計画」を策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。このたび、「第6期阪南市障がい福祉計画及び第2期阪南市障がい児福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標達成度を検証し、国や府の指針を踏まえて「第7期阪南市障がい福祉計画及び第3期阪南市障がい児福祉計画」として策定します。

【第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る国「基本指針」の概要】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※ ※3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

出典）厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要

【国の障がい者施策にかかる動向】

和暦	西暦	障がい者施策に関する法制度・計画
平成 18	2006	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自立支援法施行 ・各自治体に『障害福祉計画』の策定を義務化 ・3障がいのサービスを一元化 ・利用者本位のサービス体系へ再編 ・障害程度区分を導入 など
平成 24	2012	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障がい者虐待防止法[※]）施行 ・虐待を発見した者に市町村への通報を義務付け ・虐待が疑われる家庭への立入調査 など
平成 25	2013	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者自立支援法」の「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法[※]）」への改正 ・障がい者の範囲に難病等を追加 ・障害程度区分から障害支援区分へ改正 ・国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障がい者優先調達推進法）施行 ・調達方針の策定・公表、調達実績の取りまとめ・公表
平成 26	2014	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の権利に関する条約（障がい者権利条約[※]）を批准
平成 28	2016	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障がい者差別解消法[※]）施行 ・障がい者を理由とする差別の禁止 ・合理的な配慮に関する環境の整備 など ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）施行 ・成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ・『ニッポン一億総活躍プラン』 ・地域共生社会[※]の実現 ・障がい者・難病患者・がん患者等の活躍支援 ・発達障がい者支援法の一部を改正する法律（改正発達障がい者支援法）施行
平成 30	2018	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障がい者雇用促進法）施行 ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障がい者総合支援法及び児童福祉法）施行 ・各自治体に『障がい児福祉計画』の策定を義務化
令和 2	2020	<ul style="list-style-type: none"> ・改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）成立、令和 3 年施行
令和 3	2021	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ・医療的ケア児及び家族に対する国や自治体に支援の責務を明記
令和 4	2022	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による情報の取得及び利用者並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障がい者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法）施行

和暦	西暦	障がい者施策に関する法制度・計画
令和5	2023	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次障害者基本計画を策定 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定 ・令和5年版 障害者白書（令和5年6月20日閣議決定）を公表 ・障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」を開設
令和6	2024	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）施行 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）施行 ・合理的配慮の提供義務の拡大 対象が国・自治体のみならず民間事業者へ拡大

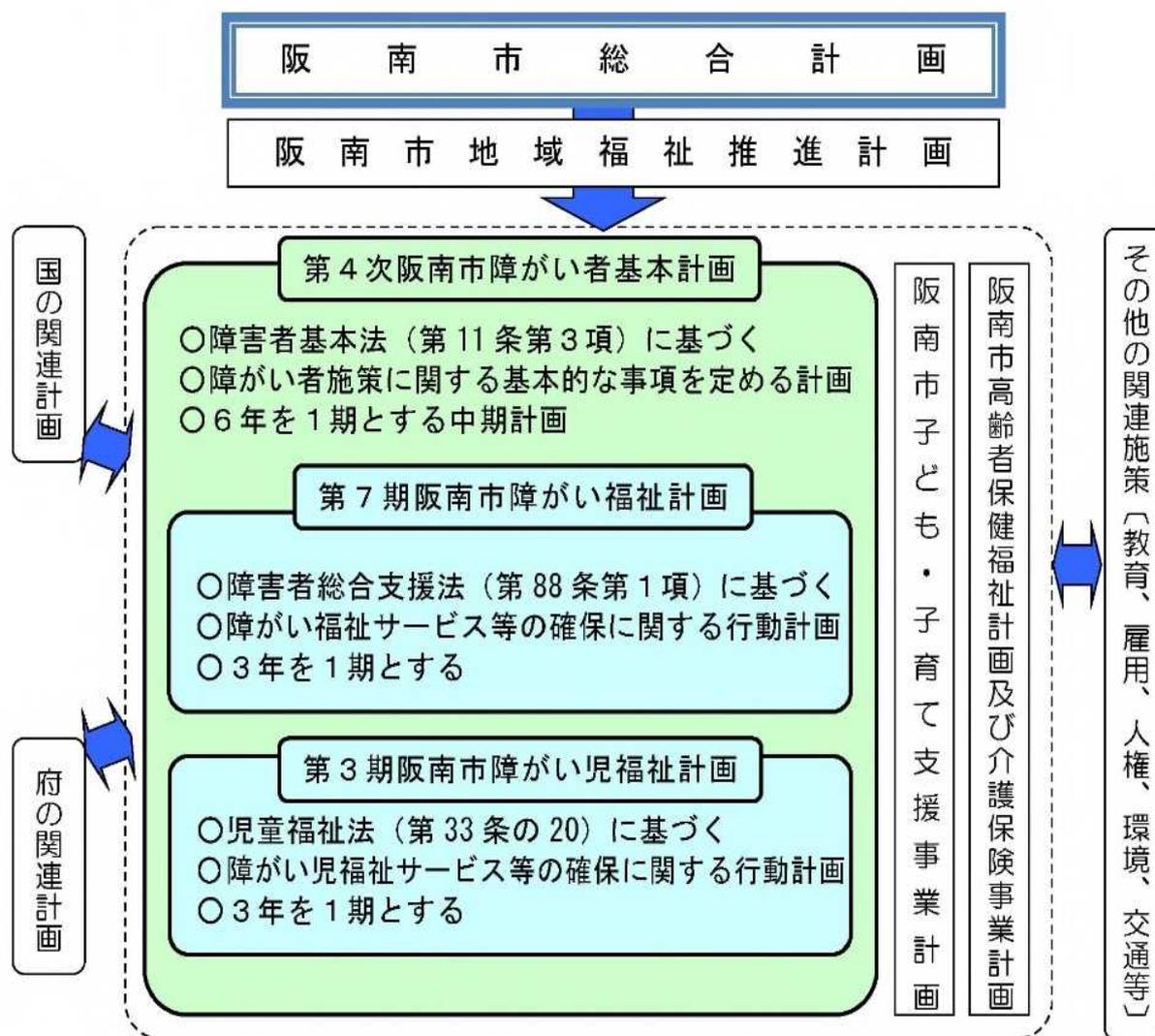
2 計画の位置づけ

「第7期阪南市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされていることから、阪南市障がい者基本計画の中の生活支援にかかる実施計画的な位置づけの計画として、整合性をもって推進します。

「第3期阪南市障がい児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正（第33条の20）により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています。障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第6項に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができるようになっており、本市は一体的に作成するものとします。

また、これらの計画は、本市の最上位計画である「阪南市総合計画」（令和4年度～令和15年度）、上位計画である「第4期阪南市地域福祉推進計画」（令和5年度～令和9年度）、他の福祉計画との整合性を図るとともに、国の基本指針及び大阪府の「第7期大阪府障がい福祉計画及び第3期大阪府障がい児福祉計画」（令和6年3月改定）との整合性にも留意しています。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

「第7期阪南市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間として策定します。

また、関連する法制度、社会情勢の変化等に対応するため、各年ごとに計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
第 3 次障がい者基本計画			第 4 次障がい者基本計画					
第 5 期障がい福祉計画 第 1 期障がい児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画		第 7 期障がい福祉計画 第 3 期障がい児福祉計画			

4 計画の策定体制

(1) 阪南市障害者施策推進協議会の開催

本計画の策定は、学識経験者、公募市民、関係団体・機関、福祉事業者や行政職員で構成する「阪南市障害者施策推進協議会」において、計画内容について協議を行いました。

(2) 障がい者等アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、18歳以上65歳未満で障がい者手帳を所持している方、18歳未満で障がい者手帳を所持している方及び放課後等デイサービス利用者に対し、アンケート調査を実施しました。また、阪南市民が利用している障がい福祉サービス事業所を対象に、今後の障がい福祉サービス・地域生活支援事業[※]等に関する意向を伺い、計画策定の基礎資料とするためのアンケートを実施しました。

(3) 障がい者団体・事業所等へのヒアリングの実施

本計画の策定にあたっては、障がいのある市民の方ご本人やそのご家族、事業所等の方々に意見を伺うためのヒアリング調査を実施し、計画の基礎資料としました。

(4) パブリックコメント[※]による市民意見の募集

本計画について計画素案の段階で広く市民の声を募集するため、市ウェブサイト、市民情報コーナー及び市窓口において計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

第2章 障がい者・障がい児をとりまく現状

1 障がい者等の推移

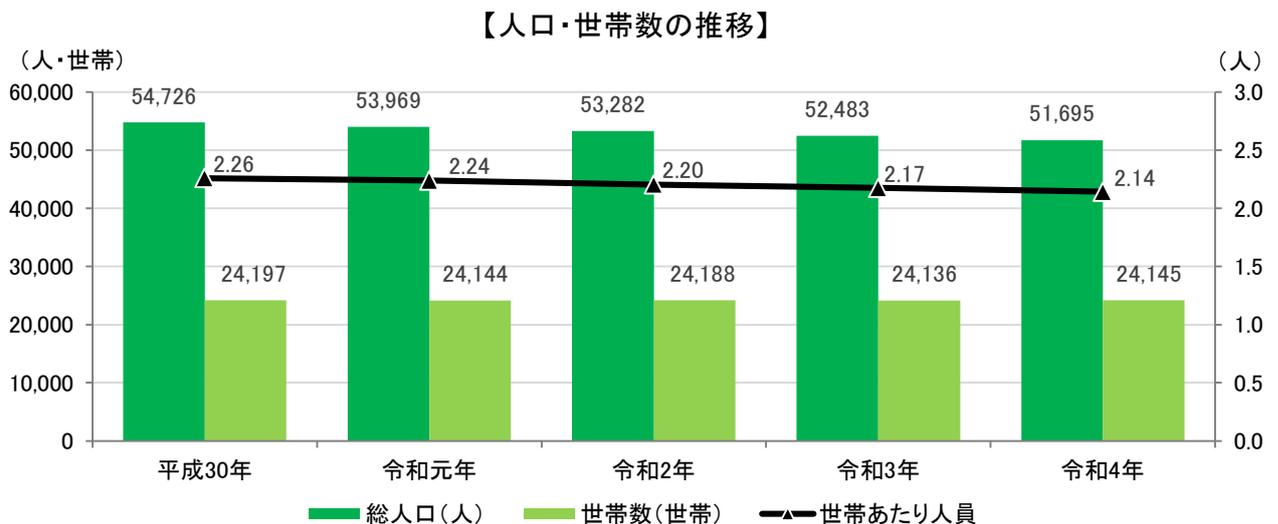
(1) 人口・世帯数の推移

本市の近年の人口は、減少傾向で推移しており、令和4年9月末現在で51,695人となっています。また、世帯数はほぼ横ばいで推移し、令和4年9月末現在で24,145世帯となっています。一方、世帯あたり人員は緩やかに減少し続けています。

【人口・世帯数の推移】（各年9月末現在）

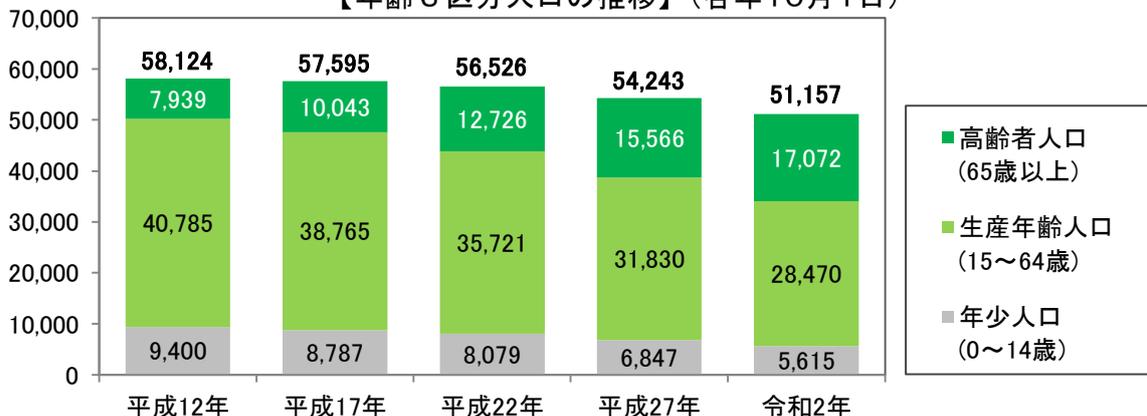
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口(人)	54,726	53,969	53,282	52,483	51,695
世帯数(世帯)	24,197	24,144	24,188	24,136	24,145
世帯あたり人員	2.26	2.24	2.20	2.17	2.14

資料: 住民基本台帳



国勢調査による本市の長期的な年齢3区分人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加しています。

【年齢3区分人口の推移】（各年10月1日）



資料: 国勢調査

(2) 障がい者等の状況

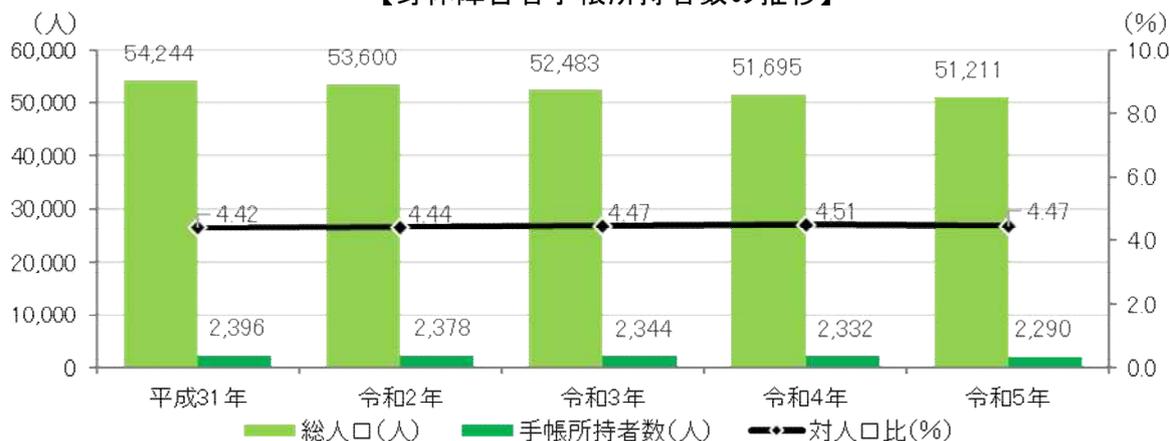
①身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向で推移し、令和5年3月末現在で2,290人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(各年3月末現在)】

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口(人) (a)	54,244	53,600	52,483	51,695	51,211
手帳所持者数(人) (b)	2,396	2,378	2,344	2,332	2,290
18歳未満	38	34	33	31	30
18歳以上	2,358	2,344	2,311	2,301	2,260
対人口比 (b/a)	4.42%	4.44%	4.47%	4.51%	4.47%

【身体障害者手帳所持者数の推移】



身体障がいのある人について等級別にみると、視覚障がいでは1級、聴覚・平衡機能障がいでは6級、音声・言語・咀嚼機能障がいでは4級、肢体不自由では4級、内部障がいでは1級がそれぞれ最も多くなっています。

【障がい区分別・等級別・身体障害者手帳所持者数(令和5年3月末)】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	48	41	9	5	18	4	125
聴覚・平衡機能障がい	14	22	21	78	2	92	229
音声・言語・咀嚼機能障がい	1	1	12	13	-	-	27
肢体不自由	217	249	204	331	145	72	1,218
内部障がい	415	9	85	182	-	-	691
合計	695	322	331	609	165	168	2,290

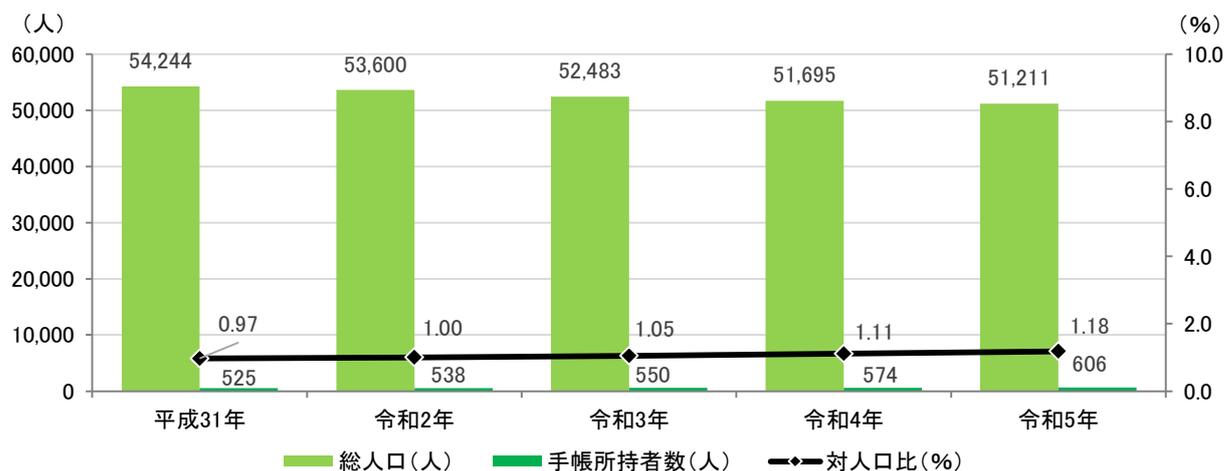
②知的障がいのある人

療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で606人となっています。

【療育手帳所持者数の推移(各年3月末現在)】

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口(人) (a)	54,244	53,600	52,483	51,695	51,211
手帳所持者数(人) (b)	525	538	550	574	606
18歳未満	145	138	144	145	149
18歳以上	380	400	406	429	457
対人口比 (b/a)	0.97%	1.00%	1.05%	1.11%	1.18%

【療育手帳所持者数の推移】



知的障がいのある人について等級別にみると、A(重度)が198人、B1(中度)が148人、B2(軽度)が260人となっています。

【等級別・療育手帳所持者数(令和5年3月末)】

A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
198	148	260	606

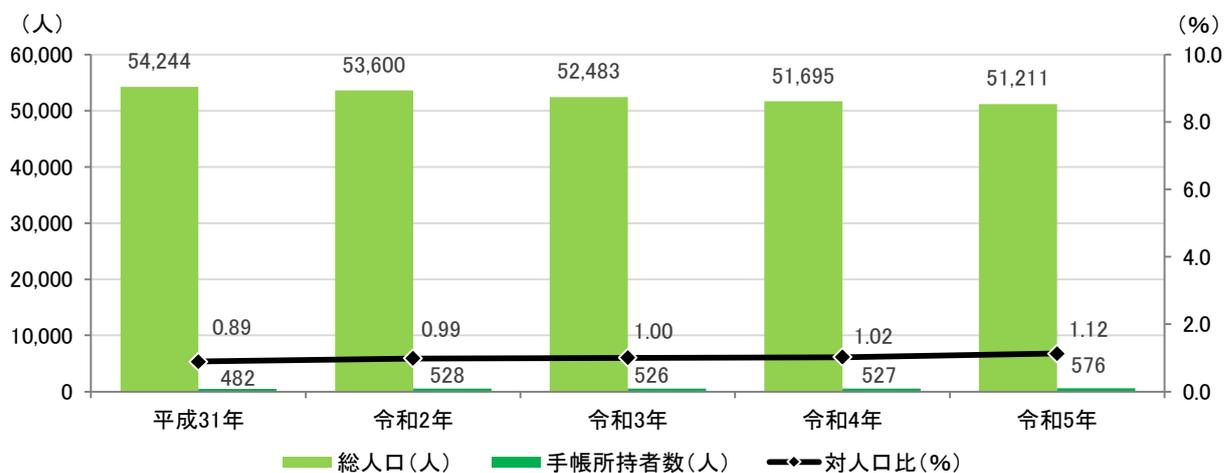
③精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で576人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年3月末現在)】

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口(人) (a)	54,244	53,600	52,483	51,695	51,211
手帳所持者数(人)(b)	482	528	526	527	576
対人口比 (b/a)	0.89%	0.99%	1.00%	1.02%	1.12%

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



精神障がいのある人について等級別にみると、2級が340人で最も多くなっています。

【等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数(令和5年3月末)】

1級	2級	3級	合計
40	340	196	576

また、自立支援医療(精神通院)受給者数については、増減を経て、令和5年には1,133人となっています。

【自立支援医療(精神通院)受給者の推移(各年3月末現在)】

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人数	973	994	912	1,029	1,133

2 障がい者等アンケート調査結果

【調査目的】 本調査は、本市にお住まいの18歳以上～65歳未満で障がい者手帳を所持している方、18歳未満で障がい者手帳を所持している方及び放課後等デイサービス利用者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、また、障がい福祉サービス事業所を対象に、今後の障がい福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向をお伺いし、阪南市のサービス見込み量算出の基礎資料として活用することを目的としています。

【調査実施要項】

	調査区分		
	障がい者調査	障がい児調査	事業所アンケート
(1) 調査対象	市内在住の18歳以上～65歳未満の障がい者手帳所持者（全件）	市内在住の18歳未満の障がい者手帳所持者及び放課後等デイサービス利用者（全件）	阪南市民が利用している大阪府内の障がい福祉サービス事業所
(2) 配布数	1,162件	187件	94件
(3) 有効回収数 [有効回収率]	470件 [40.4%]	73件 [39.0%]	70件 [74.5%]
(4) 調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収	電子メール配布・電子メール回収
(5) 調査期間	令和5年5月8日（月）～5月31日（水）		

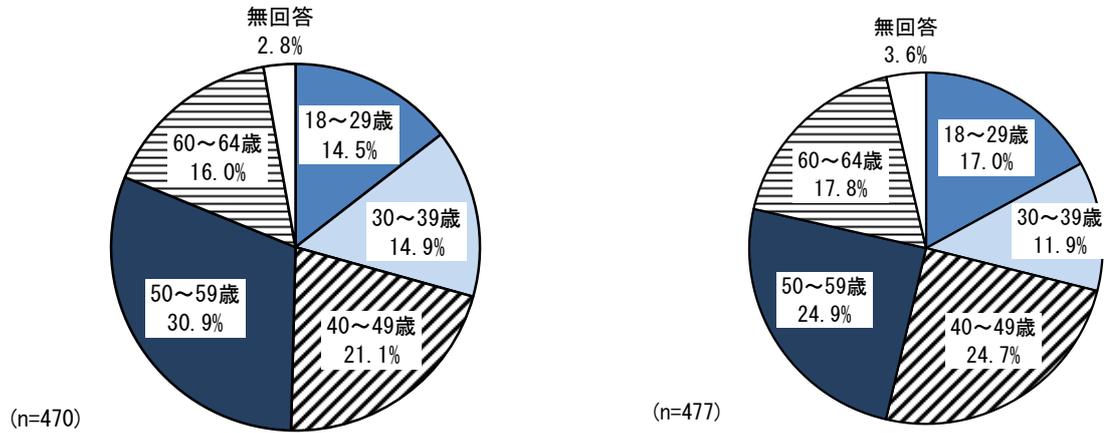
【調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- 図表等の「n数（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 図表中に次のような表示などがある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。
 - ・ MA %（Multiple Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを全て選択する場合
 - ・ 3LA%（3 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
 - ・ 2LA%（2 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを2つ以内で選択する場合
- 「身体」「知的」「精神」の3障がいについて、図表中では手帳所持の状況をもとに、それぞれ「身体」「療育」「精神」と記しています。
- 一部設問について、前回調査（令和3年度調査）の結果を掲載し、比較を行っています。

(1) 障がい者調査

①調査回答者の470人中、障がい者の年齢は、「50～59歳」が30.9%、「40～49歳」が21.1%と多く、合わせると、40～50歳代が52.0%を占めています。

《前回調査》



【障がい種別 年齢】

手帳種別で見ると、身体では「50～59歳」が39.1%、療育では「18～29歳」が31.6%、精神では「50～59歳」が30.9%と、それぞれ最も多くなっています。

	調査数 (人)	年齢 (%)						無回答
		18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	70～74歳	
身体	230	7.0	7.0	17.4	39.1	25.7	3.9	
療育	136	31.6	22.1	21.3	18.4	4.4	2.2	
精神	152	10.5	19.7	25.7	30.9	10.5	2.6	

【障がい種別】

身体：身体障害者手帳所持者

療育：療育手帳所持者

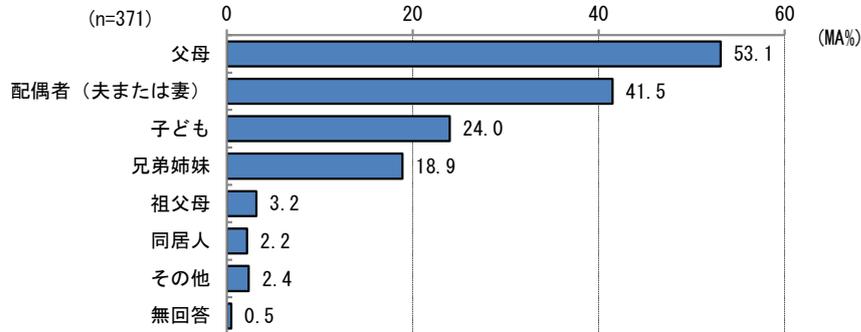
精神：精神障害者保健福祉手帳所持者

(以降、同様)

※手帳種別の調査数は重複障がいを含む

②同居の状況【複数回答】

現在、家族と暮らしていると回答した人の同居家族としては、「父母」が53.1%と最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」が41.5%、「子ども」が24.0%となっています。



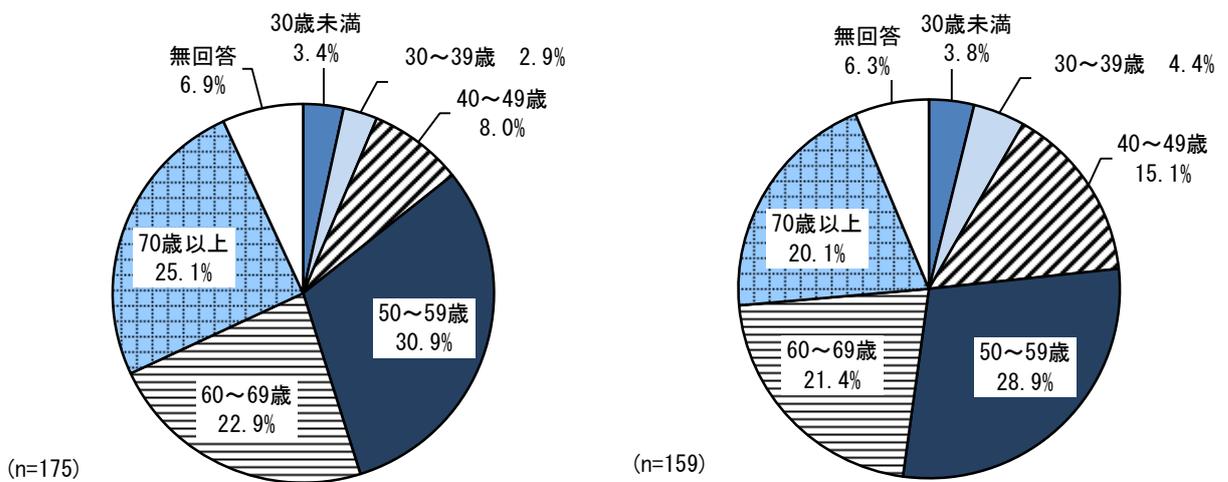
③主な介助者の年齢

【考察】

- ・介助者の高齢化が進んでおり、60歳以上が半数近くと前回調査より増加している。
- ・「親亡き後」の支援のあり方についての検討が必要

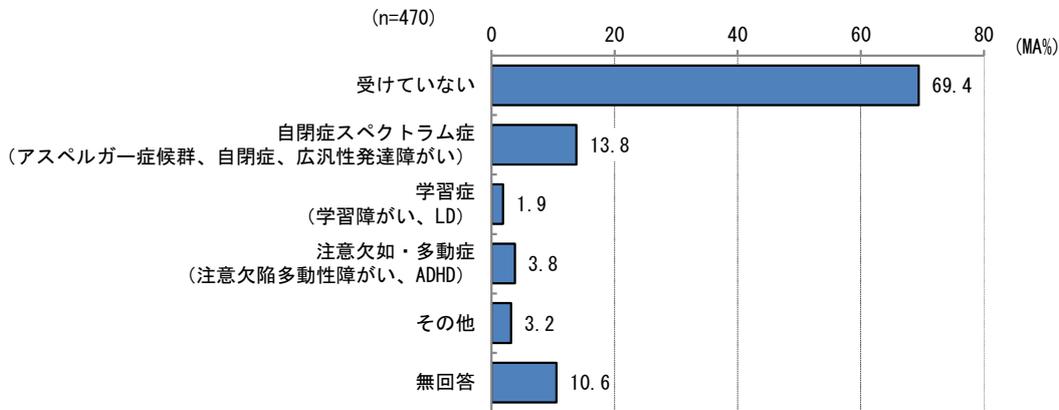
中心となって介助している家族の年齢としては、50～59歳が30.9%と最も多くなっています。また、60歳以上の割合が5割弱（48.0%）みられ、前回調査（41.5%）からは6.5ポイント増えています。

【前回調査】



④発達障がいの診断の有無【複数回答】

発達障がいの診断を受けている人（「受けていない」「無回答」を除いた人の割合）は、全体の20.0%となっており、「自閉スペクトラム症（アスペルガー症候群、自閉症、広汎性発達障がい）」が13.8%、「注意欠如・多動症（注意欠陥多動性障がい、ADHD）」が3.8%、「学習症（学習障がい、LD）」が1.9%となっています。

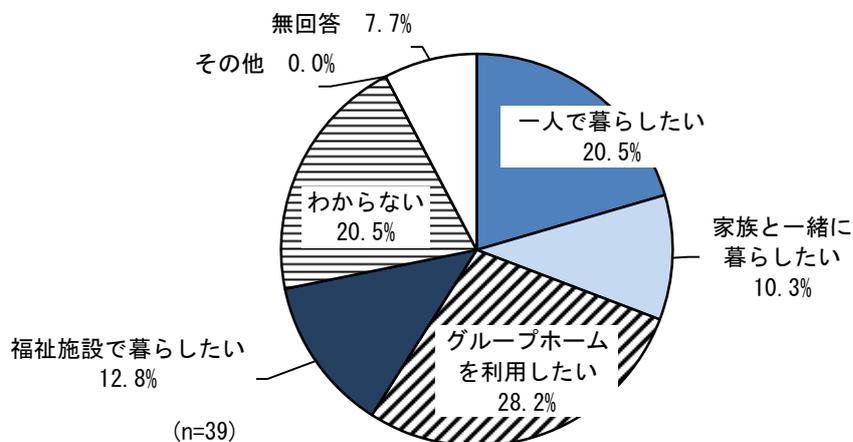


⑤今後の暮らし方の希望

【考察】

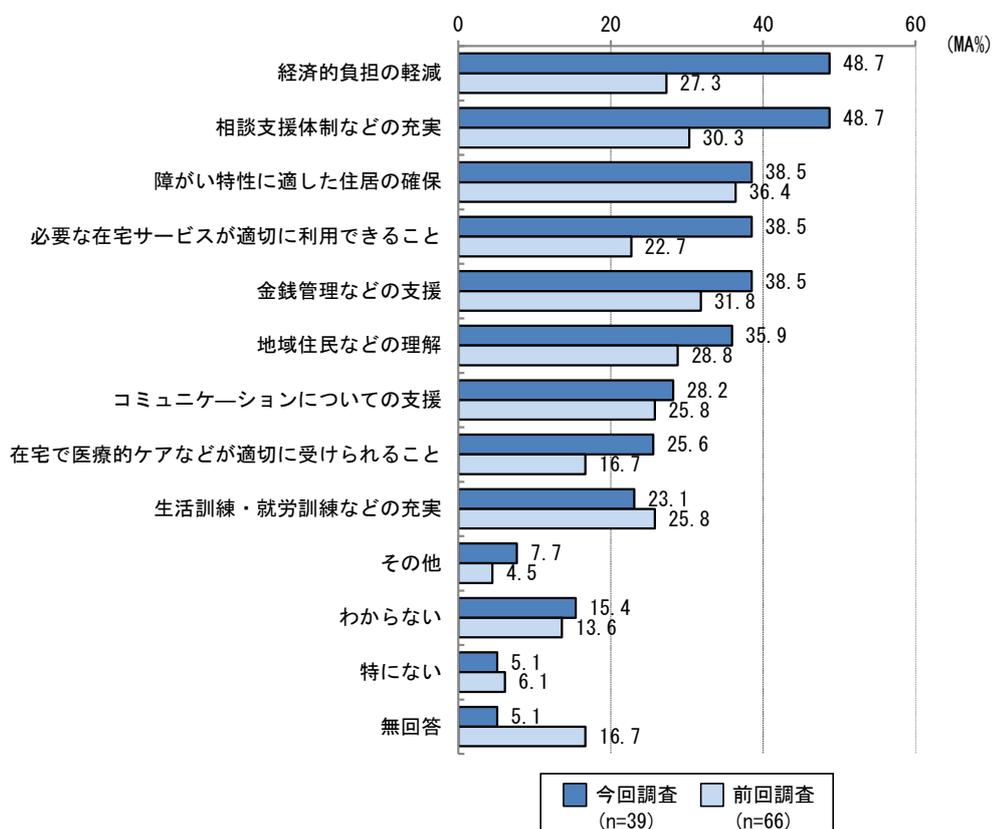
- ・本人の尊厳を尊重し、適正な地域移行を実施していく。
- ・多様な希望を実現する支援体制、福祉サービス等の提供が課題となる。

現在入所（入院）している人が今後3年以内に希望する暮らし方として、「グループホームを利用したい」が28.2%、「一人で暮らしたい」が20.5%と多く、「福祉施設で暮らしたい」は12.8%、「家族と一緒に暮らしたい」は10.3%となっています。



⑥地域で生活するための支援【複数回答】

現在入所（入院）している人に対し、地域で生活するためにどのような支援があればよいと思うかたずねたところ、「経済的負担の軽減」と「相談支援体制などの充実」が48.7%と最も多く、次いで「障がい特性に適した住居の確保」と「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と「金銭管理などの支援」が38.5%、「地域住民などの理解」が35.9%となっています。

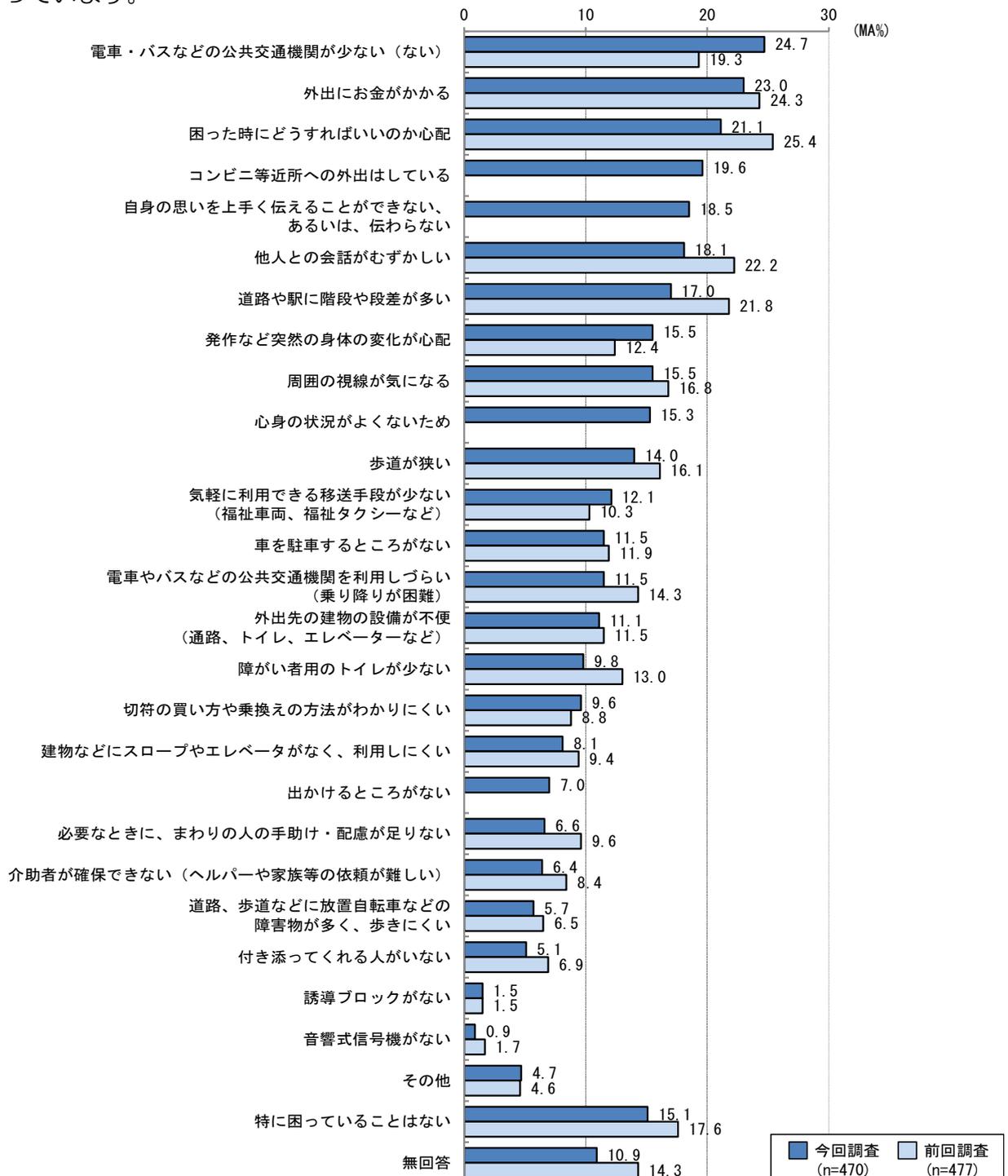


⑦外出について困ること【複数回答】

【考察】

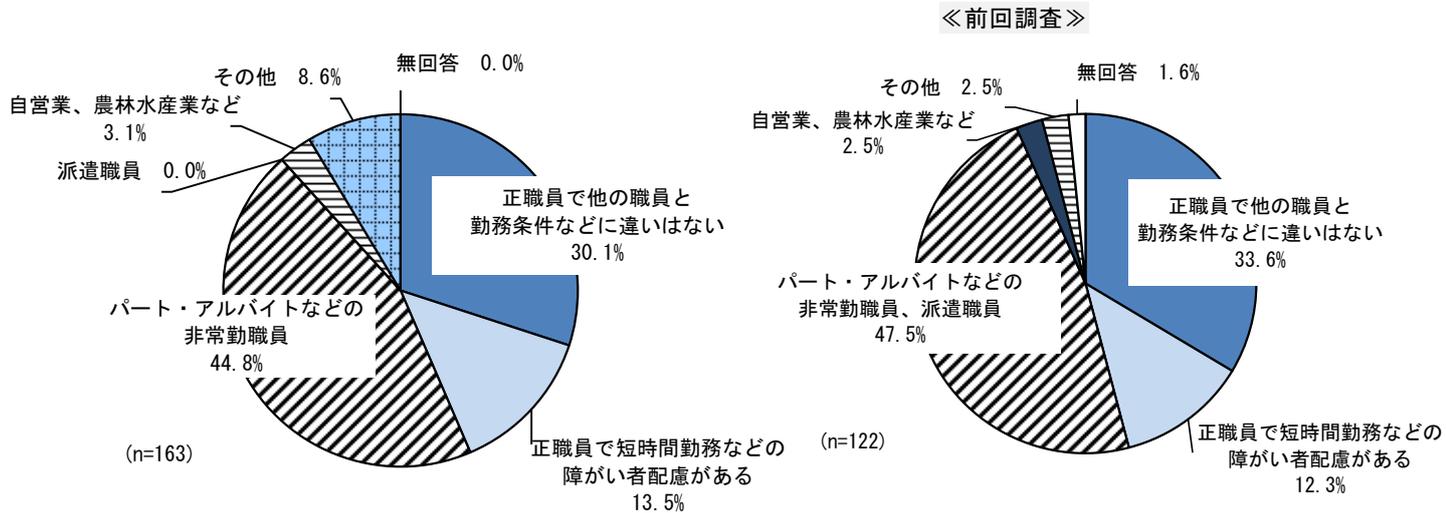
- ・外出については、公共交通機関の利用のしづらさが課題となっている。
- ・移動手段の確保について検討が必要

外出について困ることとしては、「電車・バスなどの公共交通機関が少ない（ない）」が24.7%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」が23.0%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が21.1%、「コンビニ等近所への外出はしている」が19.6%、「自身の思いを上手く伝えることができない、あるいは、伝わらない」が18.5%となっています。



⑧現在の就労形態

会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている人は、有効回収 470 人中、163 人で全体の 34.7%です。勤務形態としては、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が 30.1%、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」が 13.5%となっており、合わせると、正社員として働いている割合は 43.6%となっています。一方、「パート・アルバイトなどの非常勤職員」が 44.8%となっています。



【障がい種別 就労形態】

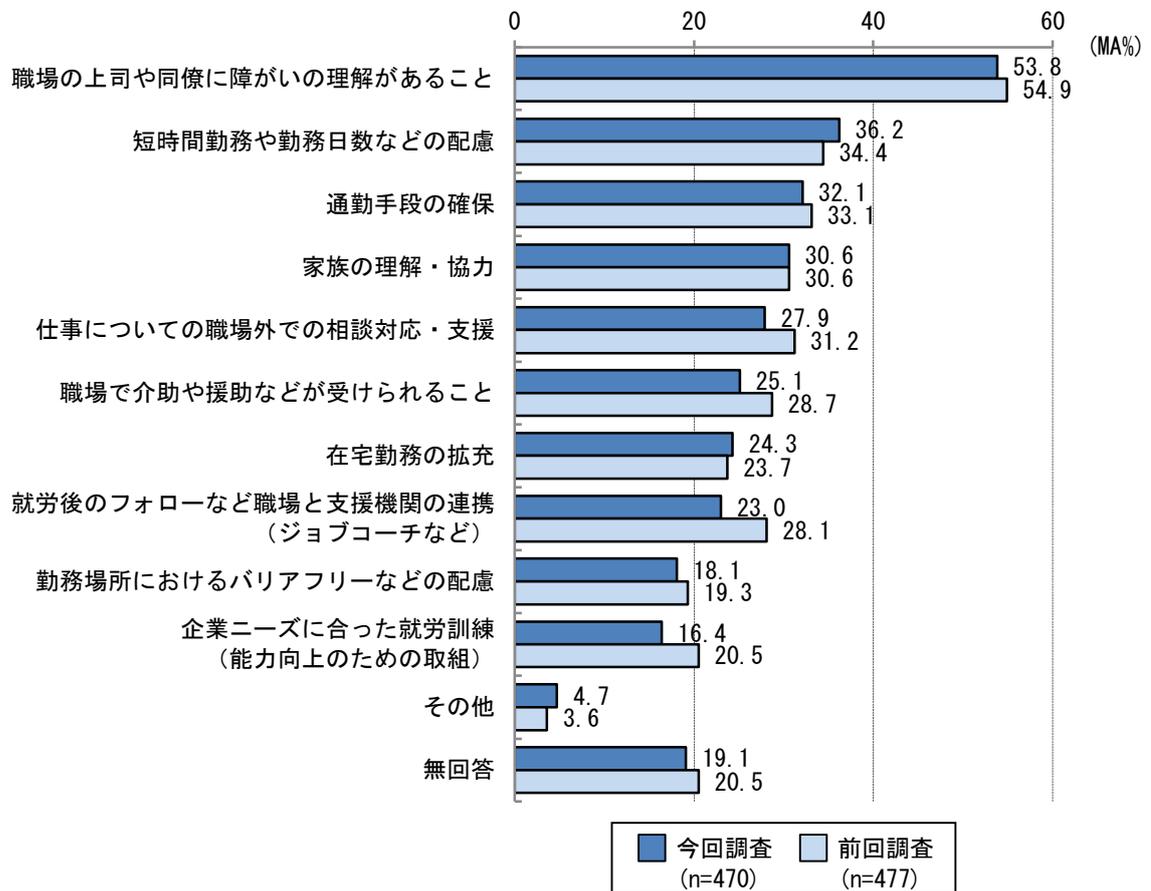
手帳種別で見ると、正社員として働いている割合が、身体では 51.5%であるのに対し、療育では 30.3%、精神では 35.0%と低く、「パート・アルバイトなどの非常勤職員」の割合は、療育では 60.6%、精神では 52.5%を占めています。

	調査数 (人)	正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない (%)	正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある (%)	パート・アルバイトなどの非常勤職員 (%)	派遣職員 (%)	自営業、農林水産業など (%)	その他 (%)	無回答 (%)
身体	97	38.1	13.4	36.1	0.0	4.1	8.2	0.0
療育	33	12.1	18.2	60.6	0.0	0.0	9.1	0.0
精神	40	22.5	12.5	52.5	0.0	0.0	12.5	0.0

※手帳種別の調査数は重複障がいを含む

⑨障がい者の就労支援として必要なこと【複数回答】

障がい者の就労支援として必要と思うこととしては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が53.8%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が36.2%、「通勤手段の確保」が32.1%で、前回調査と同じ傾向となっています。

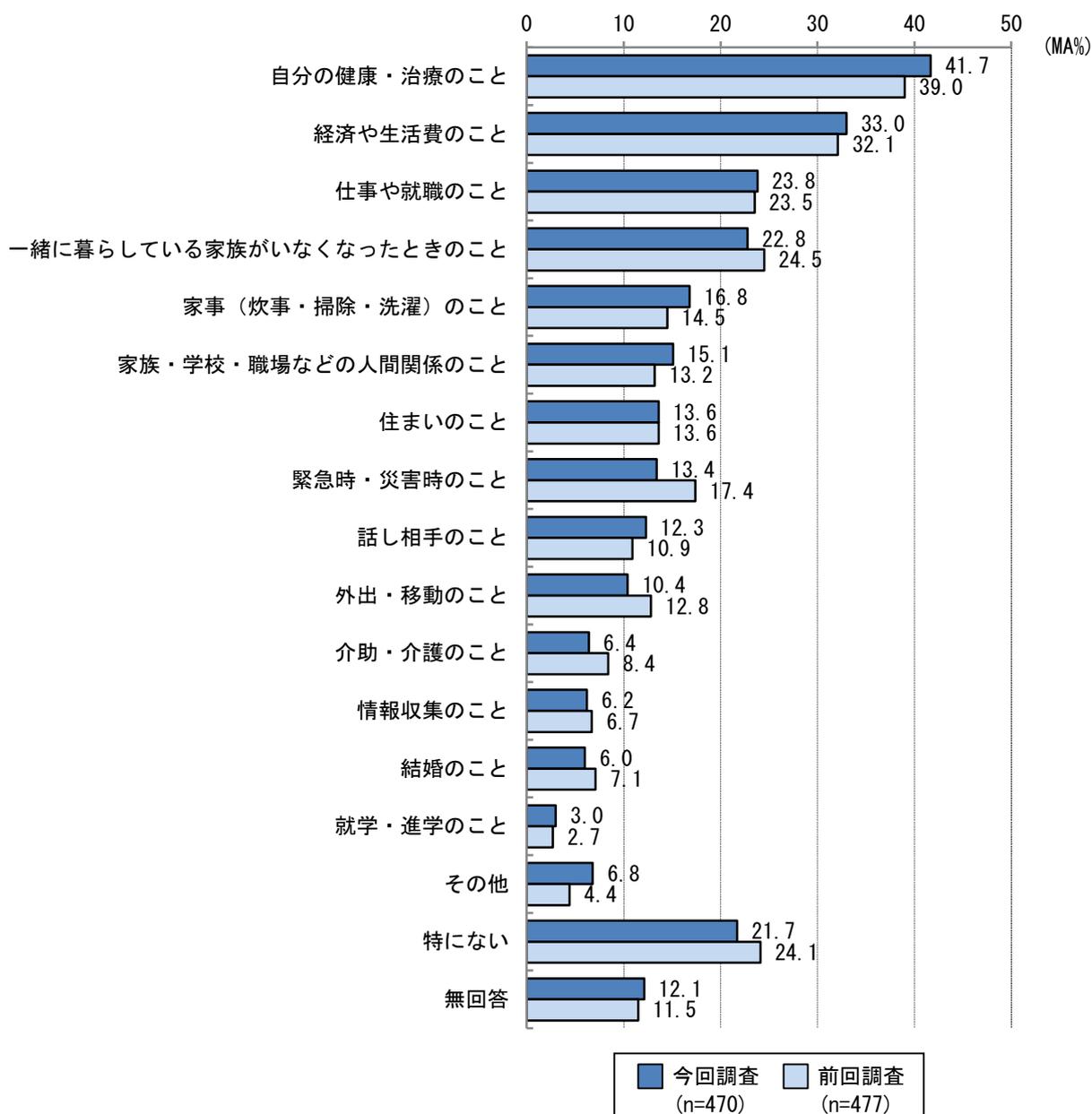


⑩悩みごとや相談したいこと【複数回答】

【考察】

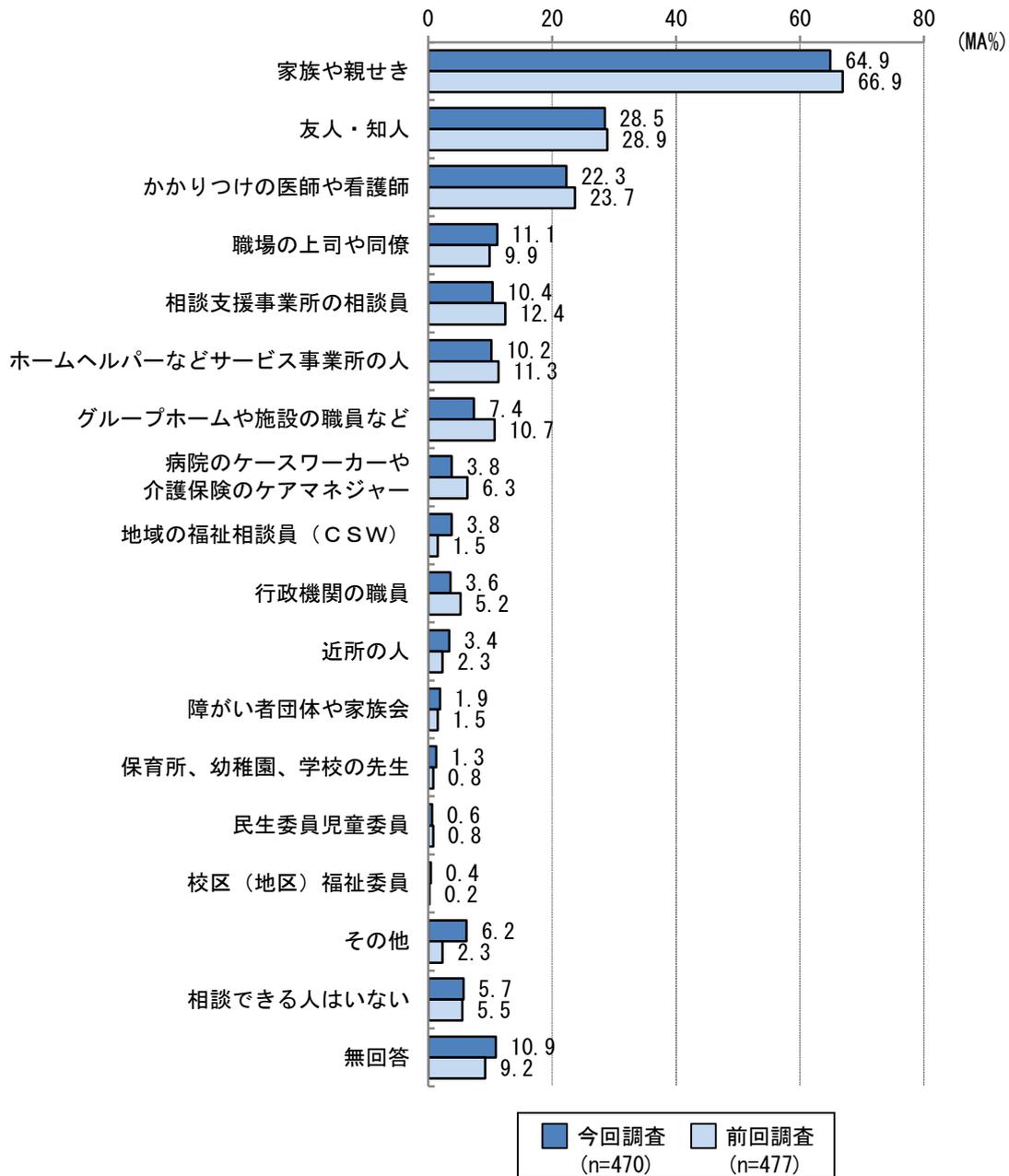
- ・複合的な課題に対応するため相談窓口の多様なあり方についての検討が必要
- ・相談窓口の案内や情報発信の強化が必要

現在の悩みごとや誰かに相談したいこととしては、「自分の健康・治療のこと」が41.7%と最も多く、次いで「経済や生活費のこと」が33.0%、「仕事や就職のこと」が23.8%、「一緒に暮らしている家族がいなくなったときのこと」が22.8%となっています。



⑪悩みや困ったことの相談先【複数回答】

悩みや困ったことの相談先としては、「家族や親せき」が64.9%と最も多く、次いで「友人・知人」が28.5%、「かかりつけの医師や看護師」が22.3%となっており、前回調査と同じ傾向となっています。また、「相談できる人はいない」は5.7%となっています。

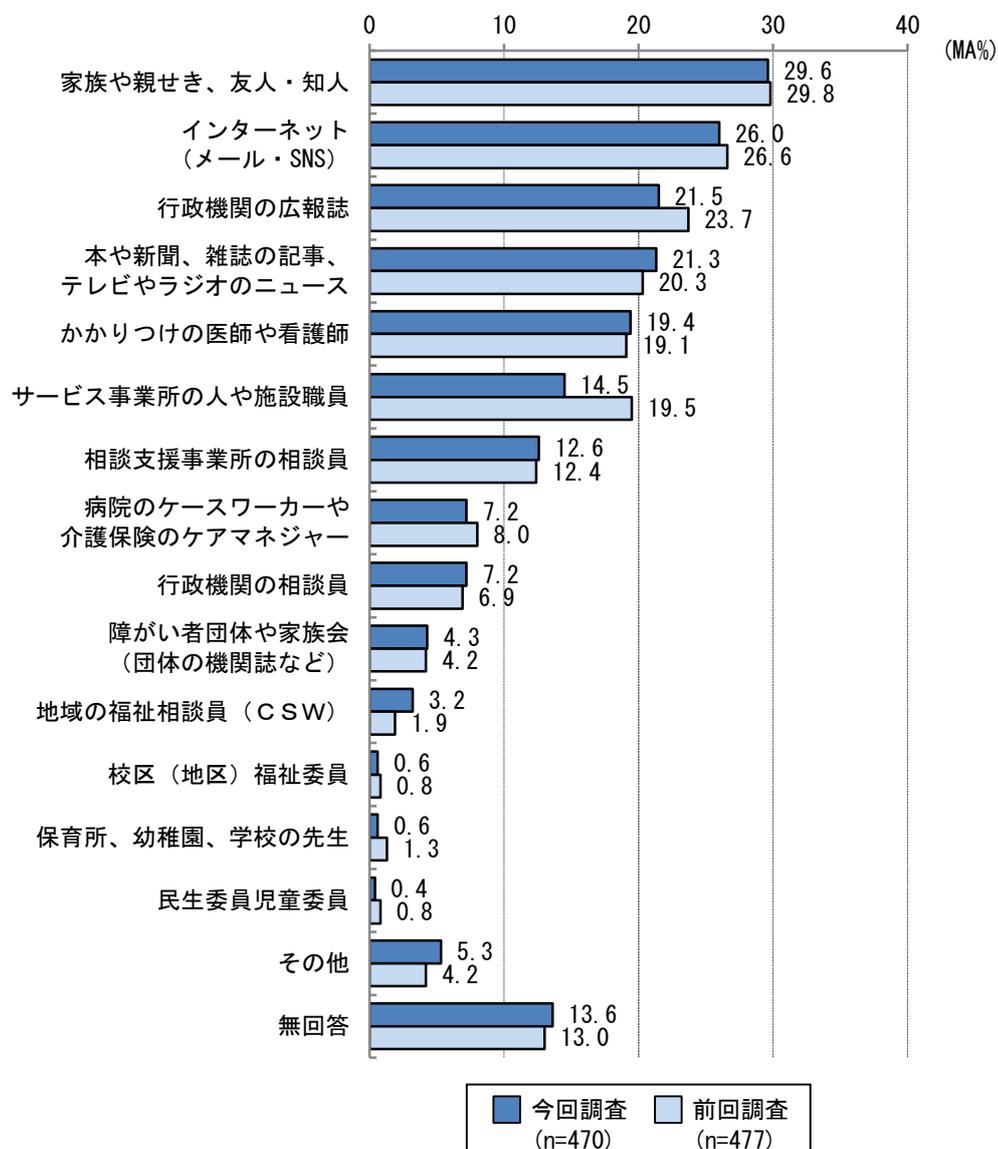


⑫福祉サービスなどに関する情報源【複数回答】

【考察】

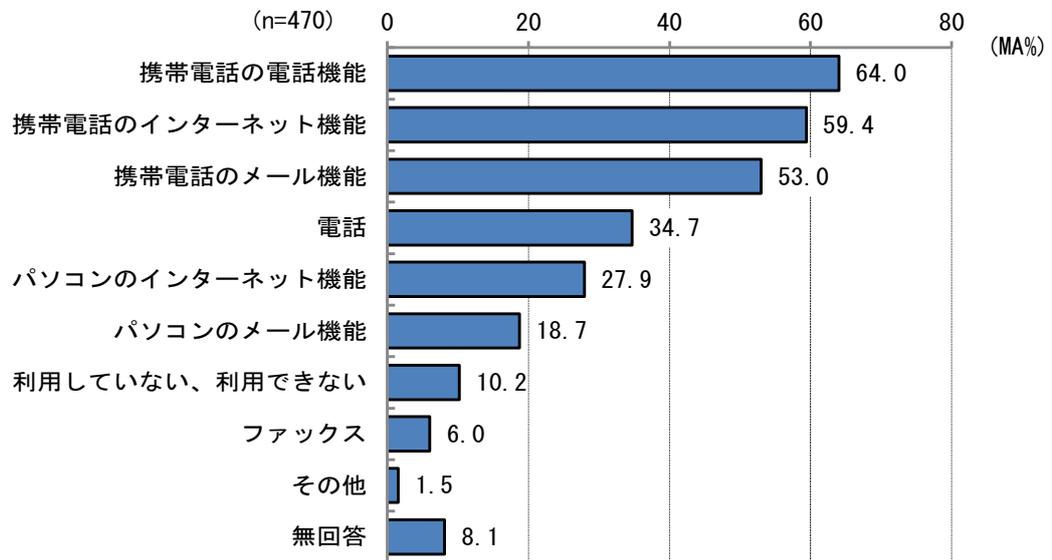
- ・今後の情報発信のあり方については、ネットワークサービスの重要性が高まっている。
- ・一方、インターネット等通信機器を利用していない人、利用できない人への配慮も必要

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いかについては、「家族や親せき、友人・知人」が29.6%と最も多く、次いで「インターネット（メール・SNS）」が26.0%、「行政機関の広報誌」が21.5%となっており、前回調査と同じ傾向となっています。一方、「サービス事業所の人や施設職員」14.5%、については、前回調査19.5%から5.0ポイント減っています。



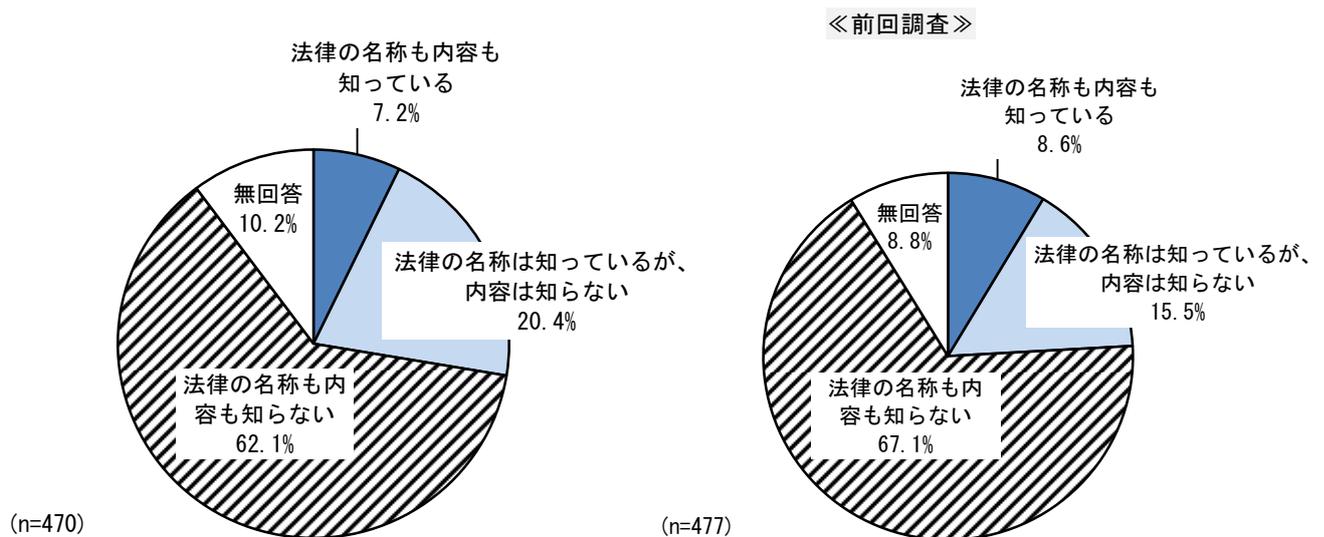
⑬利用している通信機器【複数回答】

利用している通信機器としては、「携帯電話の電話機能」が64.0%と最も多く、次いで「携帯電話のインターネット機能」が59.4%、「携帯電話のメール機能」が53.0%となっています。一方、「利用していない、利用できない」は10.2%みられます。



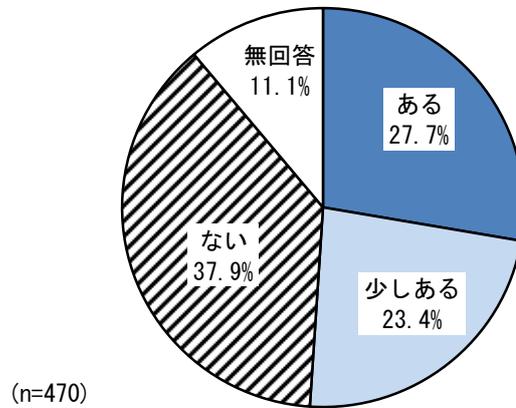
⑭障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法について、「法律の名称も内容も知っている」は7.2%となっており、前回調査8.6%と同様に認知度は低いです。



⑮差別や偏見、嫌がらせ等を受けた経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるという割合（「ある」「少しある」）は、51.1%となっています。



【障がい種別 差別や嫌な思いをした経験】

手帳種別でみると、精神が 35.5%と最も高く、次いで療育が 32.4%、身体が 21.3%となっています。

	調査数 (人)	(%)			
		ある	少しある	ない	無回答
身体	230	21.3	26.5	43.9	8.3
療育	136	32.4	22.1	30.9	14.7
精神	152	35.5	21.1	31.6	11.8

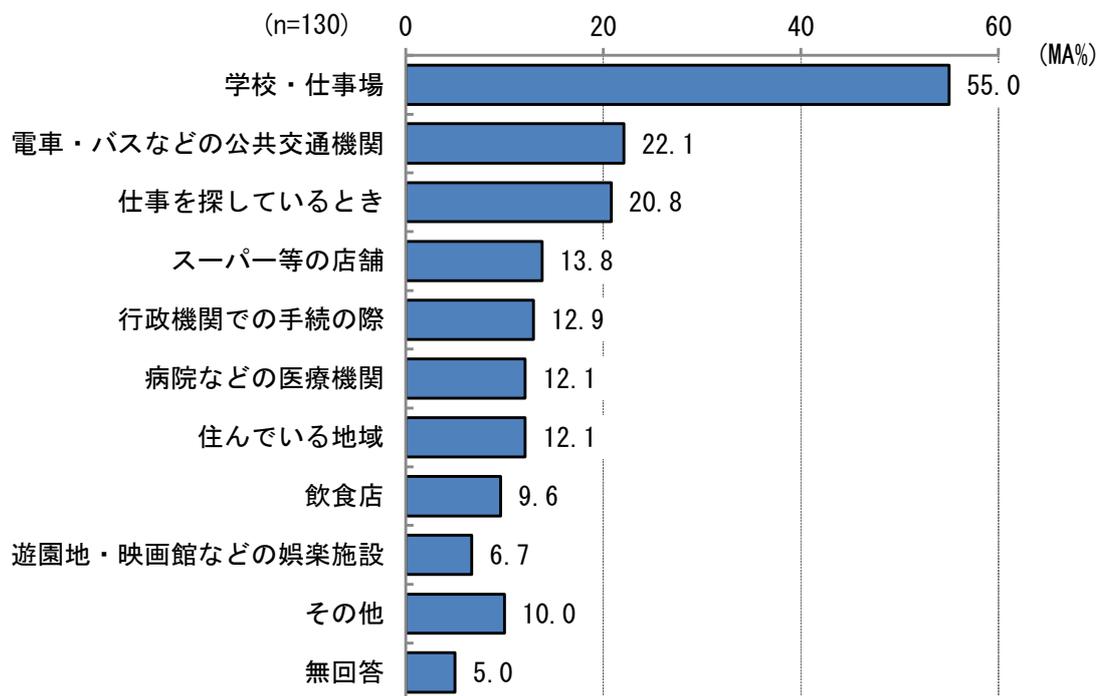
※手帳種別の調査数は重複障がいを含む

⑩差別や嫌な思いをした状況について【複数回答】

【考察】

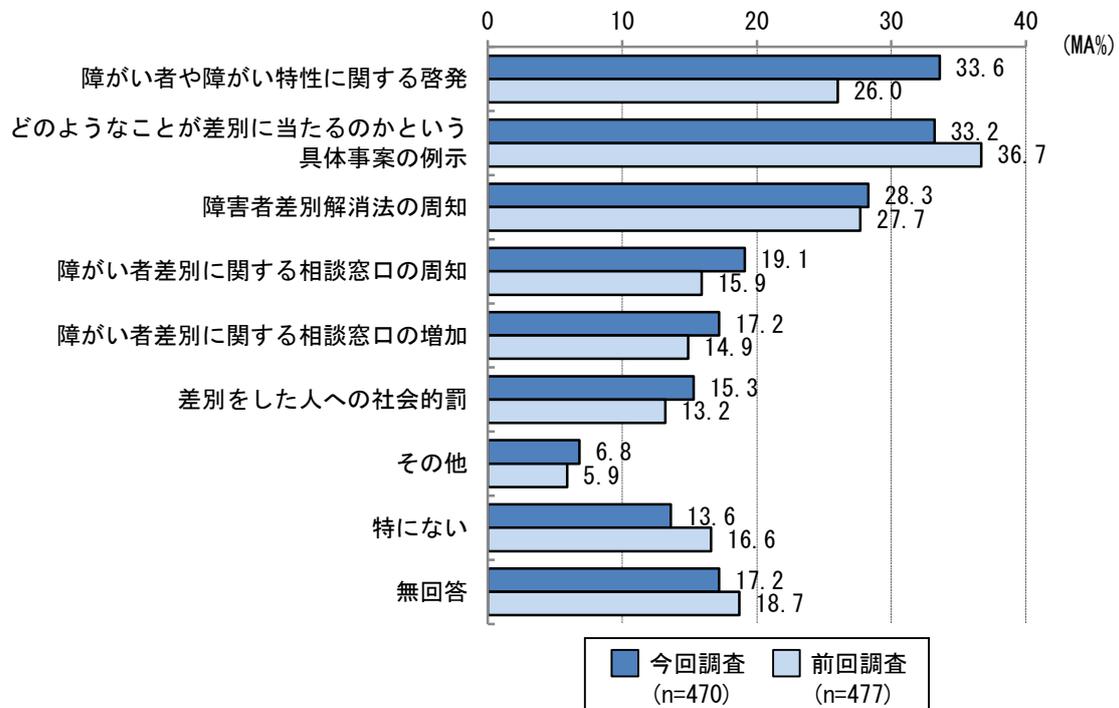
- ・学校や職場に対して、今後もいっそう障がいへの理解を啓発する必要がある。
- ・差別解消のための取組としては、障がい者や障がい特性に関する啓発が必要

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあると回答した人に、具体的なその場所（場面）についてたずねたところ、「学校・仕事場」が55.0%と最も多く、次いで「電車・バスなどの公共交通機関」が22.1%となっています。



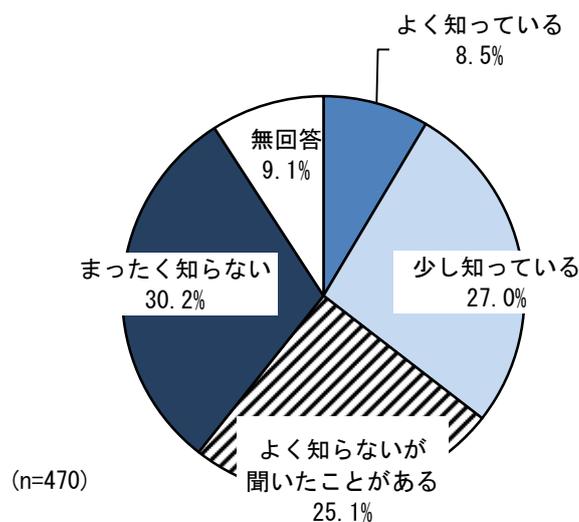
⑰差別がなくなるために必要と思う配慮や取組【複数回答】

差別がなくなるためにどういった配慮や取組が必要と思うかについては、「障がい者や障がい特性に関する啓発」が33.6%と最も多く、前回調査26.0%から7.6ポイント増えています。次いで「どのようなことが差別に当たるのかという具体事案の例示」で33.2%、「障害者差別解消法の周知」で28.3%となっています。



⑱成年後見制度の認知度

成年後見制度について知っているという割合（「よく知っている」「少し知っている」）は、35.5%となっています。

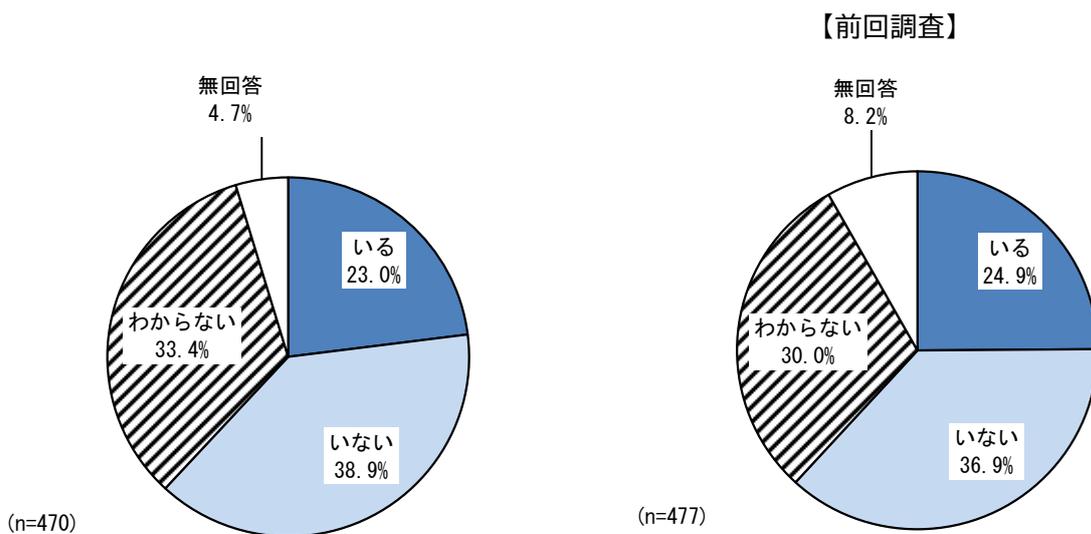


⑱災害時の避難などについて

【考察】

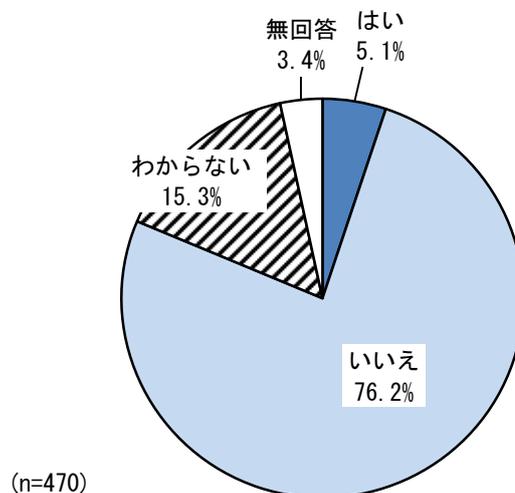
- ・平時からの近隣での関係構築により、緊急時の助け合い・支え合いに備える必要
- ・人と人とのつながりを持つことができる地域づくりを推進していく。
- ・個別避難計画の作成が必要

災害時に近所に助けを頼める人が「いる」が23.0%となっており、前回調査(24.9%)から1.9ポイント減っています。



⑳災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル）の利用有無

災害時要援護者登録制度に登録をしているかについては、「はい」が5.1%となっている。一方、「いいえ」は76.2%となっています。

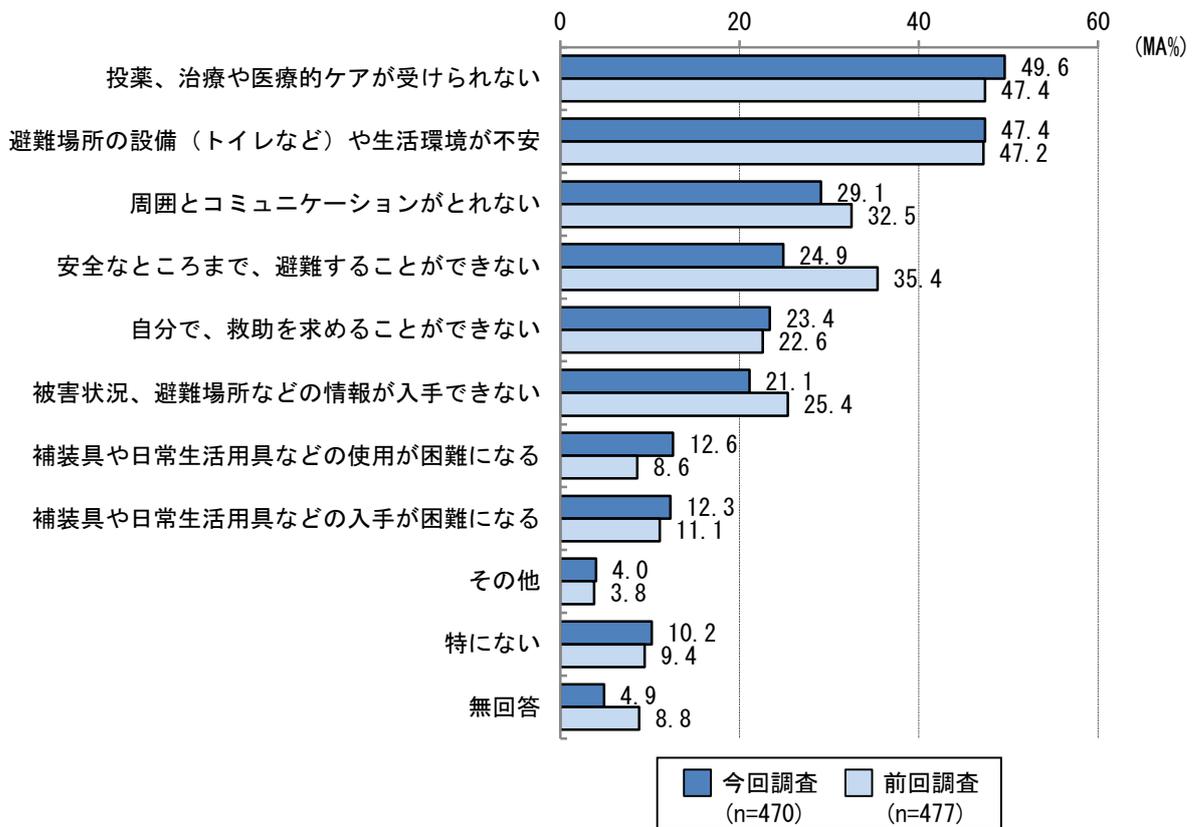


②災害時に困ること【複数回答】

【考察】

- ・災害時の困りごとについては、医療的ケアや避難場所の設備(トイレなど)が課題
- ・福祉避難所の増設と充実が必要

災害時に困ることについては、「投薬、治療や医療的ケアが受けられない」が49.6%、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が47.4%と多く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」が29.1%、「安全なところまで、避難することができない」が24.9%となっています。



【障がい種別 災害時に関する困りごと】

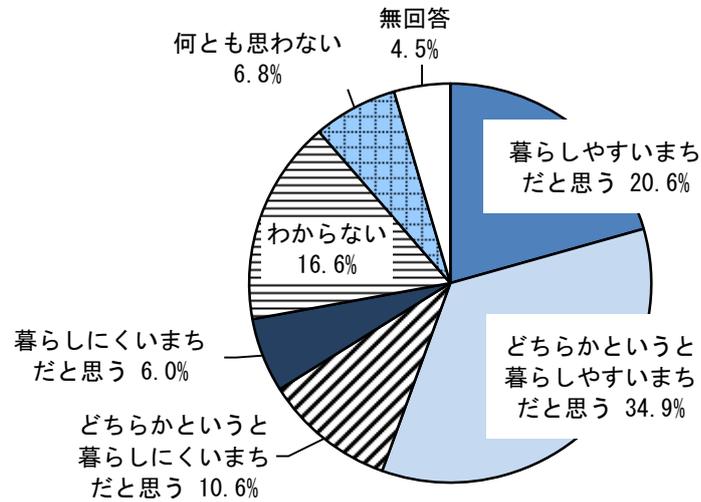
手帳種別でみると、療育では「周囲とコミュニケーションがとれない」が47.1%と最も多く、身体及び精神では「投薬、治療や医療的ケアが受けられない」が最も多く、身体が52.2%、精神が63.2%となっています。

	調査数（人）	投薬、治療や医療的ケアが受けられない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	周囲とコミュニケーションがとれない	安全なところまで、避難することができない	自分で、救助を求めることができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	補装具や日常生活用具などの使用が困難になる	補装具や日常生活用具などの入手が困難になる	その他	特にない	無回答
身体	230	52.2	17.4	16.5	17.8	27.8	15.2	15.2	47.4	2.6	9.6	4.3
療育	136	30.9	12.5	12.5	39.7	36.8	36.0	47.1	46.3	2.9	12.5	7.4
精神	152	63.2	7.2	8.6	20.4	14.5	21.7	38.2	46.7	6.6	8.6	2.6

※手帳種別の調査数は重複障がいを含む

⑫ 阪南市の暮らしやすさ

阪南市は暮らしやすいまちと思うかについては、暮らしやすいまちという割合（「暮らしやすいまちだと思う」「どちらかという暮らしやすいまちだと思う」）が 55.5%を占めており、暮らしにくいという割合（「どちらかという暮らしにくいまちだと思う」「暮らしにくいまちだと思う」）は 16.6%となっています。



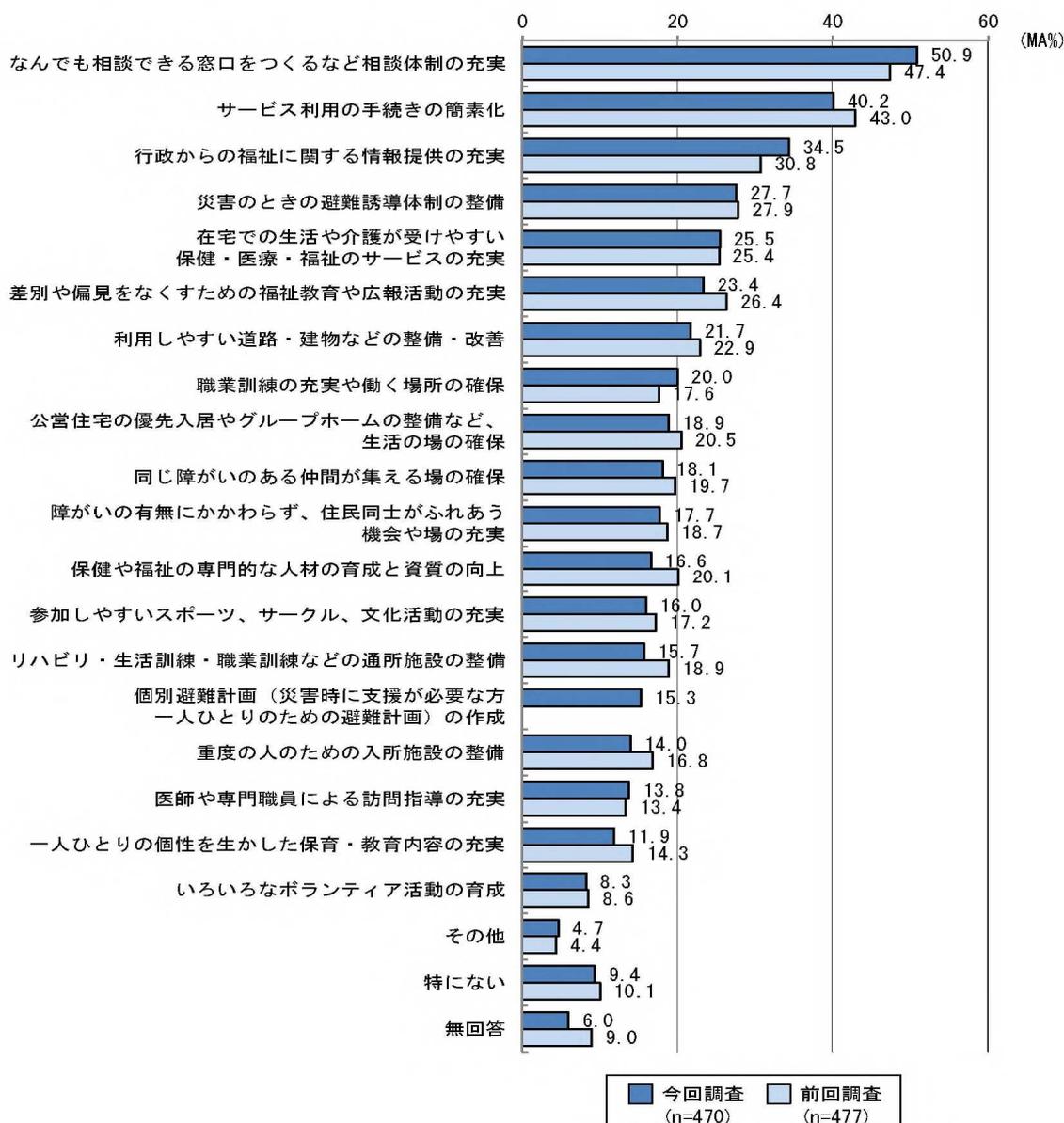
(n=470)

②障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと【複数回答】

【考察】

- ・暮らしやすいまちづくりに必要なことについては、相談体制の充実、サービス利用手続きの簡素化、情報提供の充実等が多く望まれており、これら施策のさらなる充実が必要
- ・バリアフリーに係る制度・仕組の見直しが必要
- ・障がいのある人に応じた総合相談の充実が課題

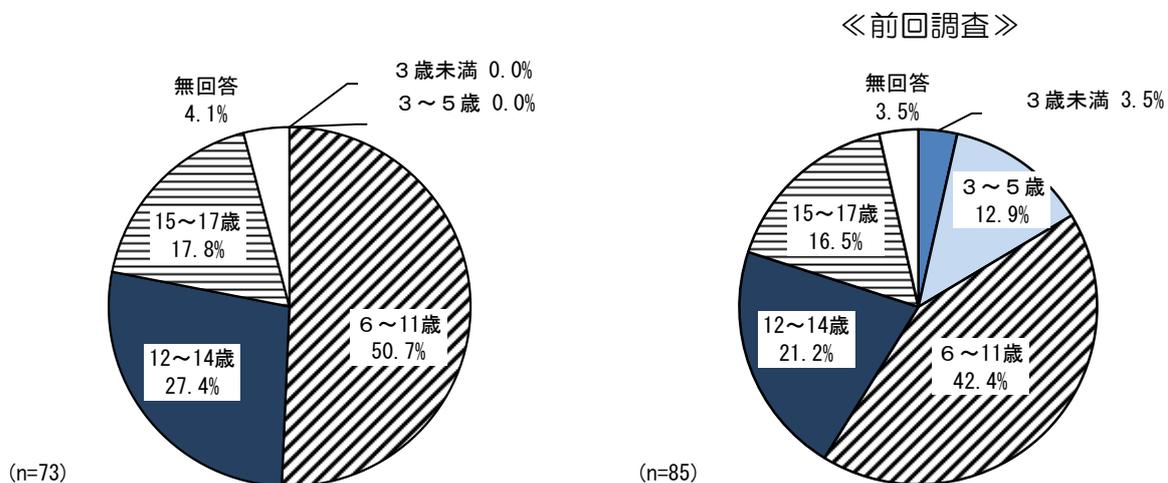
障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が50.9%と最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が40.2%となっています。



※「個別避難計画（災害時に支援が必要な方一人ひとりのための避難計画）の作成」は新規項目

(2) 障がい児等調査

- ① 調査回答者の73人中、対象者の年齢は、「6～11歳」が50.7%、次いで「12～14歳」が27.4%となっています。



【障害種別 年齢】

手帳種別で見ると、身体では「6～11歳」が60.0%、療育では「6～11歳」が53.6%、精神では「15～17歳」が44.4%とそれぞれ最も多くなっています。

	調査数 (人)	3歳未満	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	無回答
身体	10	0	0	60.0	30.0	10.0	0
療育	28	0	0	53.6	21.4	21.4	3.6
精神	9	0	0	33.3	22.2	44.4	0

【障がい種別】

身体：身体障害者手帳所持者

療育：療育手帳所持者

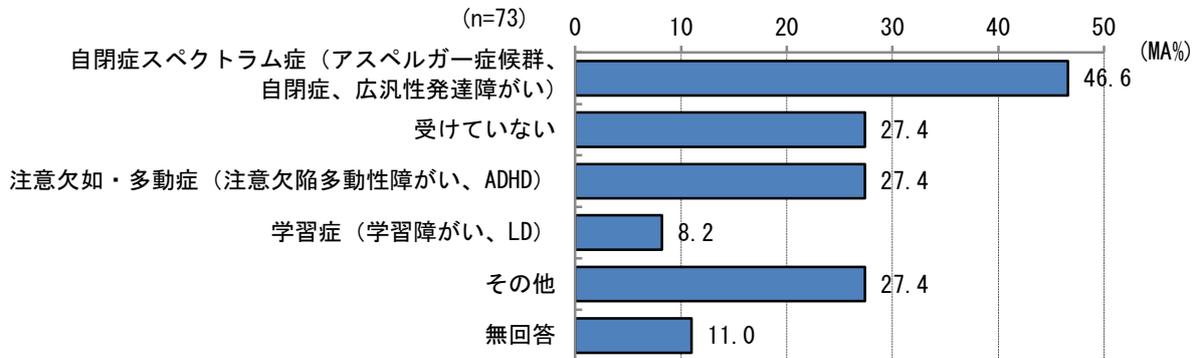
精神：精神障害者保健福祉手帳所持者

(以降、同様)

※手帳種別の調査数は重複障がいを含む

②発達障がいの診断の有無

発達障がいの診断を受けている人（「受けていない」「無回答」を除いた人の割合）は、全体の61.6%となっており、「自閉症スペクトラム症（アスペルガー症候群、自閉症、広汎性発達障がい）」が46.6%、「注意欠如・多動症（注意欠陥多動性障がい、ADHD）」が27.4%、「学習症（学習障がい、LD）」が8.2%となっています。

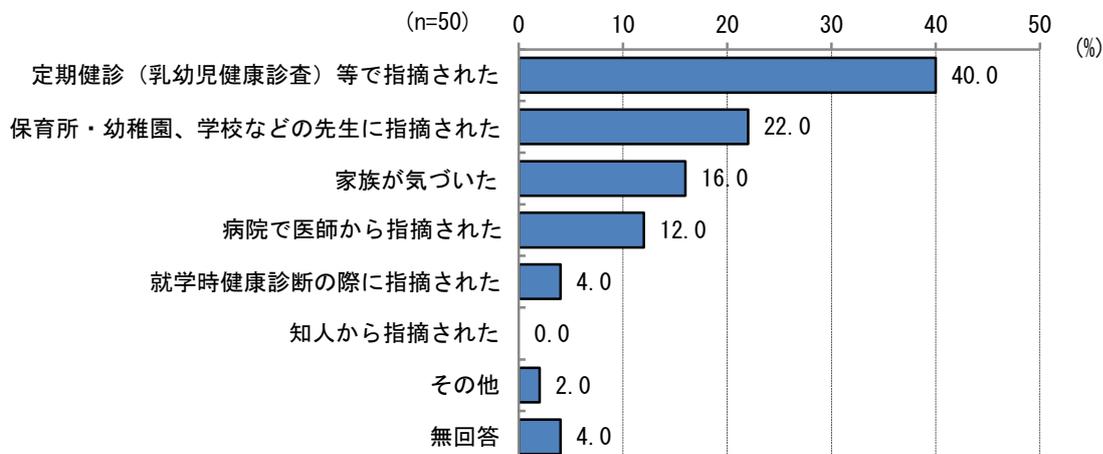


③発達障がいに気づいたきっかけ

【考察】

- ・発達障がいの気づきについては、定期健診（乳幼児健康診査）等が多くなっており、今後も早期発見のための取組を行うとともに、早期療育につなげていく必要がある。
- ・発達障がいに関する困りごとは、進路の問題や専門的な医療・療育・訓練の場がないなど

診断を受けている人の発達障がいに気づいたきっかけとしては、「定期健診（乳幼児健康診査）等で指摘された」が40.0%と最も多くなっています。

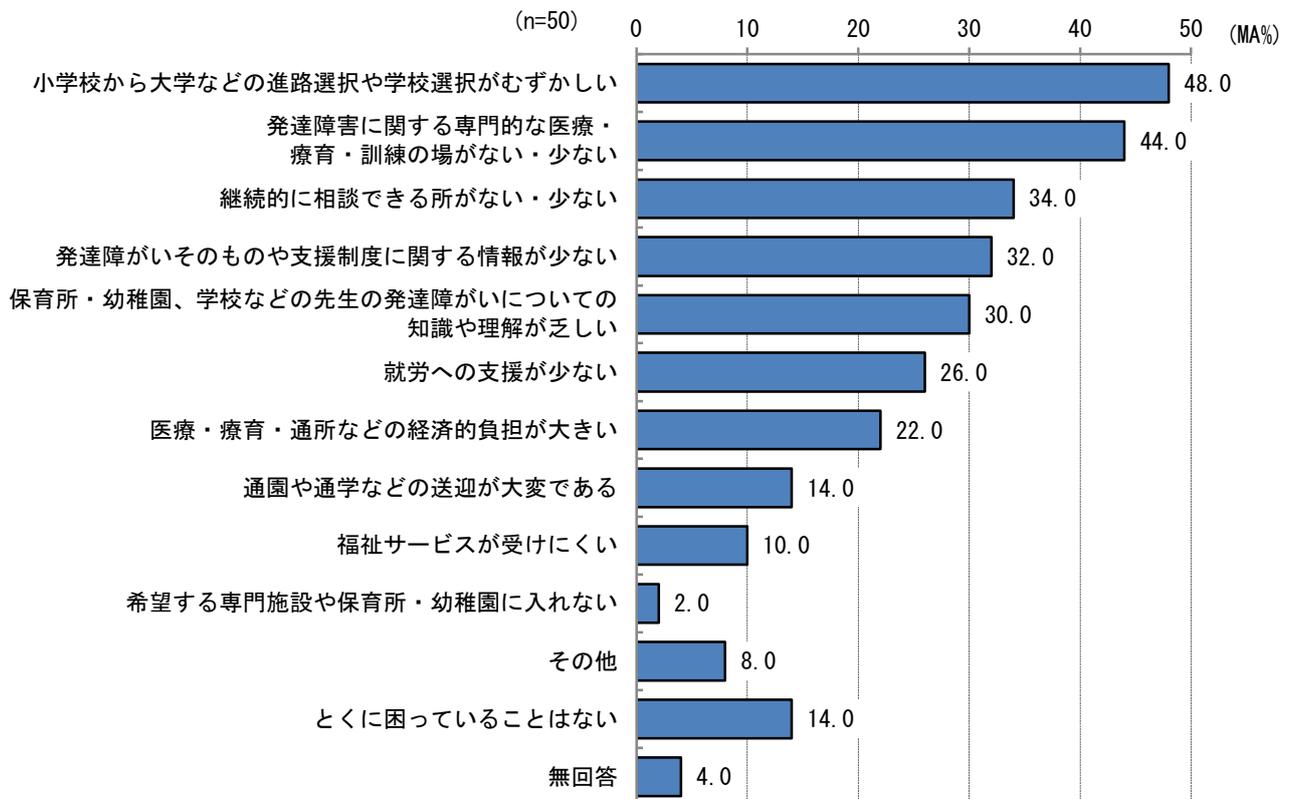


発達障がいに気づいたきっかけについては、いずれにおいても「定期健診（乳幼児健康診査）等で指摘された」が最も多くなっています。

	調査数（人）	(MA%)							
		定期健診（乳幼児健康診査）等で指摘された	病院で医師から指摘された	就学時健康診断の際に指摘された	学校などの先生に指摘された	保育所の幼稚園、学	家族が気づいた	知人から指摘された	その他
自閉症スペクトラム症	34	44.1	11.8	0	20.6	17.6	0	2.9	2.9
学習症	6	50	16.7	16.7	0	16.7	0	0	0
注意欠如・多動症	20	35	0	5	30	25	0	0	5
その他	7	71.4	14.3	0	0	0	0	0	14.3

④診断を受けている人が困っていること【複数回答】

発達障がいの診断を受けている人が困っていることとしては、「小学校から大学などの進路選択や学校選択がむずかしい」が48.0%と最も多く、次いで「発達障害に関する専門的な医療・療育・訓練の場がない・少ない」が44.0%、「継続的に相談できる所がない・少ない」が34.0%となっています。

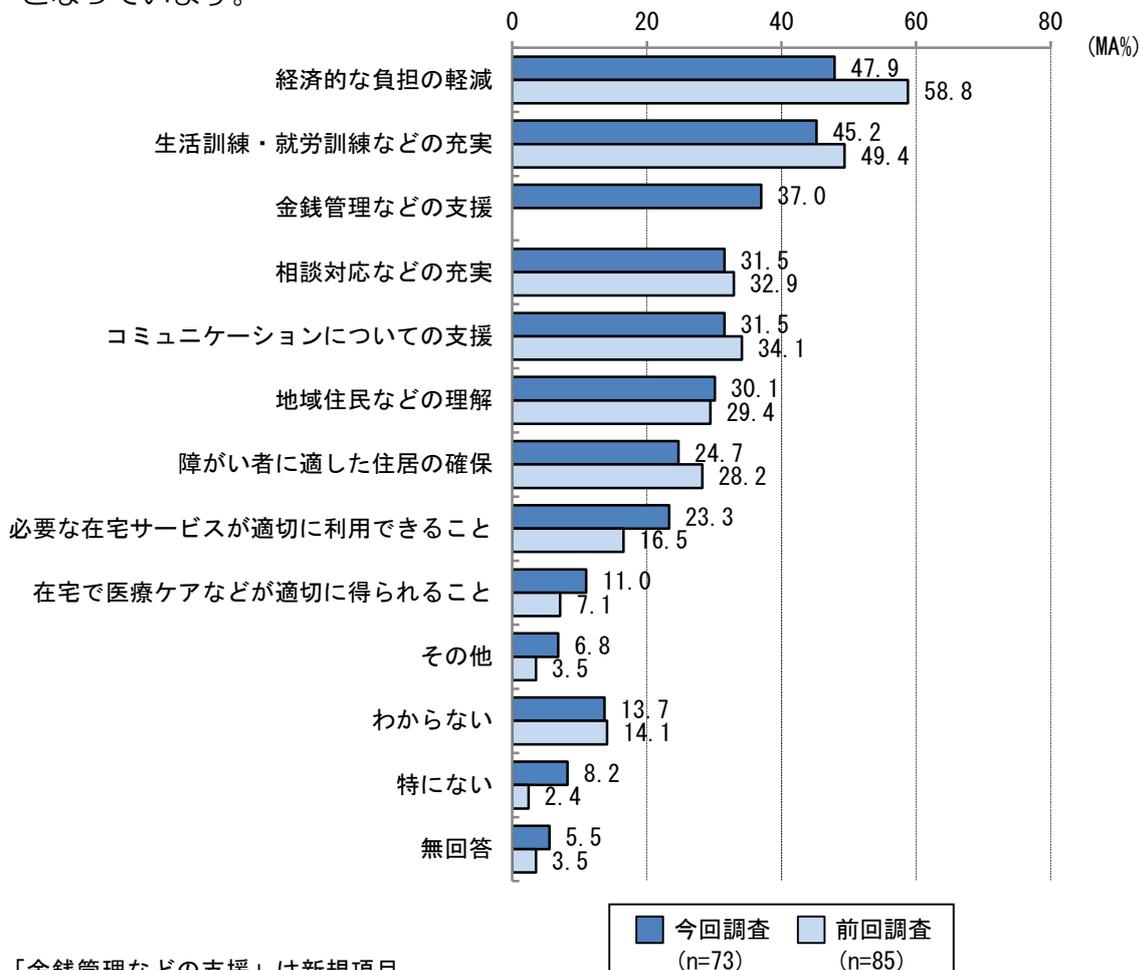


発達障がいに関して困っていることについては、自閉症スペクトラム症及び学習症においては、「発達障がいに関する専門的な医療・療育・訓練の場が足りない・少ない」が最も多く、注意欠如・多動症においては、「小学校から大学などの進路選択や学校選択がむずかしい」となっています。

	調査数(人)	発達障がいに関する情報が少ない	幼稚園に入る専門施設や保育所・希望する専門施設や保育所・少ない	療育・療育・訓練の場がない・少ない	発達障害に関する専門的な医療・療育・訓練の場が足りない・少ない	先生や理解が乏しい	保育所・幼稚園、学校などの知識や理解が乏しい	小学校から大学などの進路選択がむずかしい	小学校から大学などの進路選択がむずかしい	就労への支援が少ない	福祉サービスが受けにくい	継続的に相談できる所がない・少ない	通園や通学などの送迎が大変である	医療・療育・通所などの経済的負担が大きい	その他	とくに困っていることはない	無回答
自閉症スペクトラム症	34	35.3	2.9	55.9	38.2	52.9	29.4	11.8	41.2	17.6	32.4	11.8	8.8	2.9			
学習症	6	50	0	83.3	50	66.7	33.3	16.7	50	33.3	16.7	16.7	0	0			
注意欠如・多動症	20	25	5	30	30	60	15	10	30	10	15	5	15	5			
その他	7	42.9	0	28.6	14.3	14.3	42.9	14.3	42.9	14.3	14.3	14.3	28.6	14.3			

⑤地域で生活するための支援【複数回答】

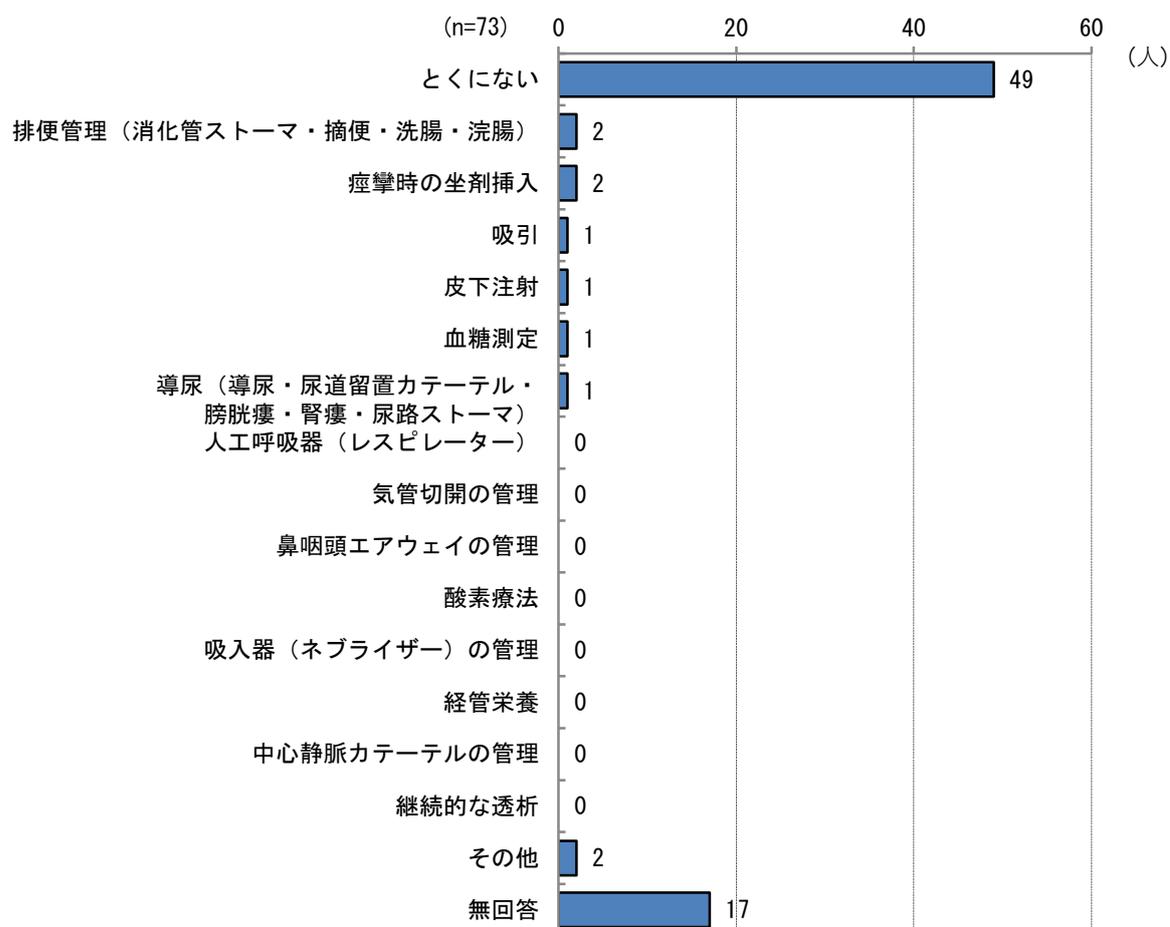
地域で生活するためにどのような支援があればよいと思うかについては、「経済的な負担の軽減」が47.9%と最も多く、次いで「生活訓練・就労訓練などの充実」で45.2%となっています。



※「金銭管理などの支援」は新規項目

⑥医療的ケアの状況【複数回答】

いずれかの医療的ケアを受けている人（「とくにない」「無回答」を除いた人）は、7人となっており、「排便管理（消化管ストーマ・摘便・洗腸・浣腸）」、「痙攣時の坐剤挿入」が2人ずつ、「吸引」、「皮下注射」、「血糖測定」、「導尿（導尿・尿道留置カテーテル・膀胱瘻・腎瘻・尿路ストーマ）」がいずれも1人ずつとなっています。

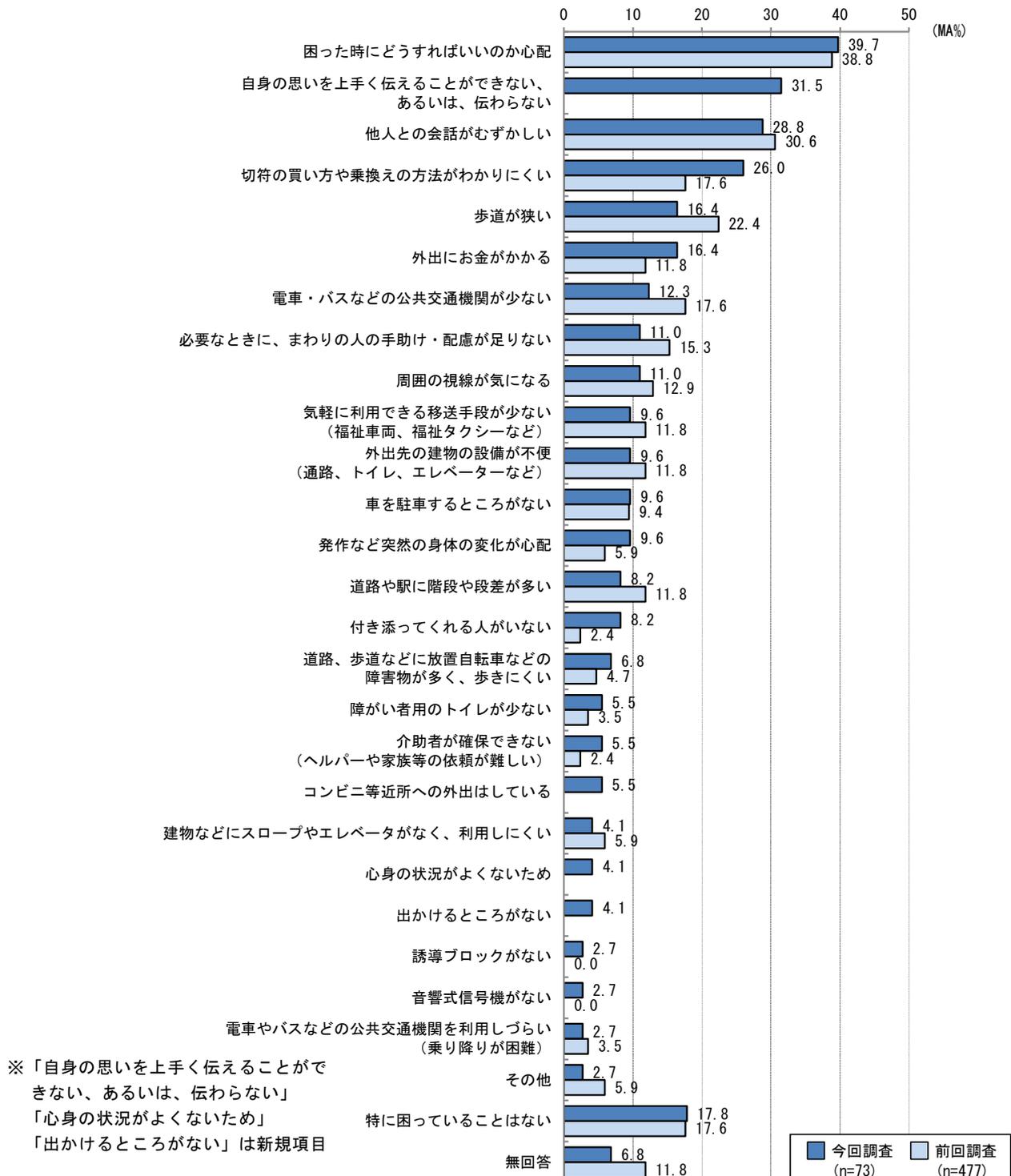


⑦外出に関する困りごと【複数回答】

【考察】

・外出について困ることについては、対外的なコミュニケーションに関する悩みが多い。

外出について困ることとしては、「困った時にどうすればいいの心配」が 39.7%と最も多く、次いで「自身の思いを上手く伝えることができない、あるいは、伝わらない」が 31.5%、「他人との会話がむずかしい」が 28.8%となっています。一方、「特に困っていることはない」は1割台（17.8%）みられます。

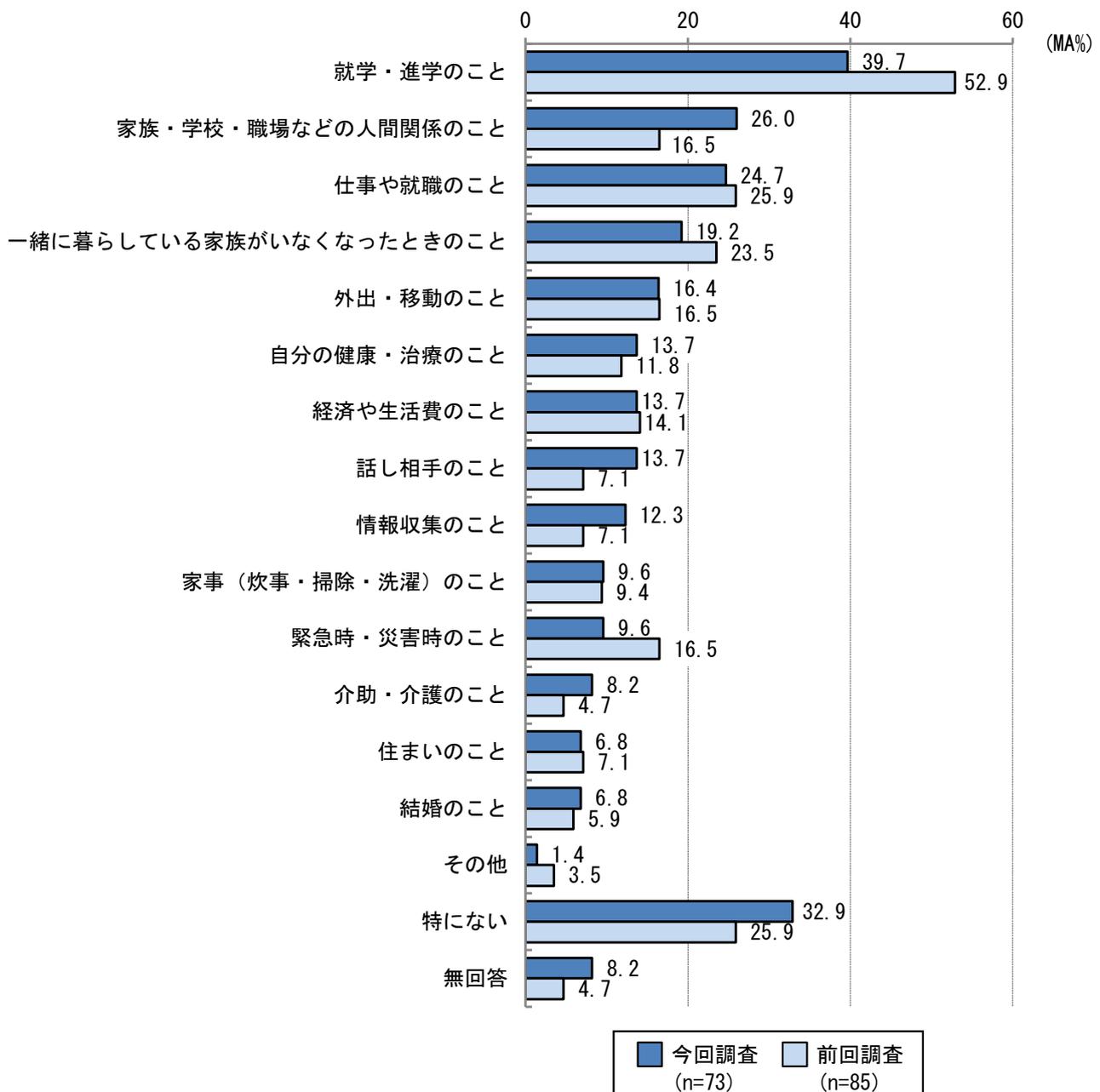


⑧悩みごとや相談先について【複数回答】

【考察】

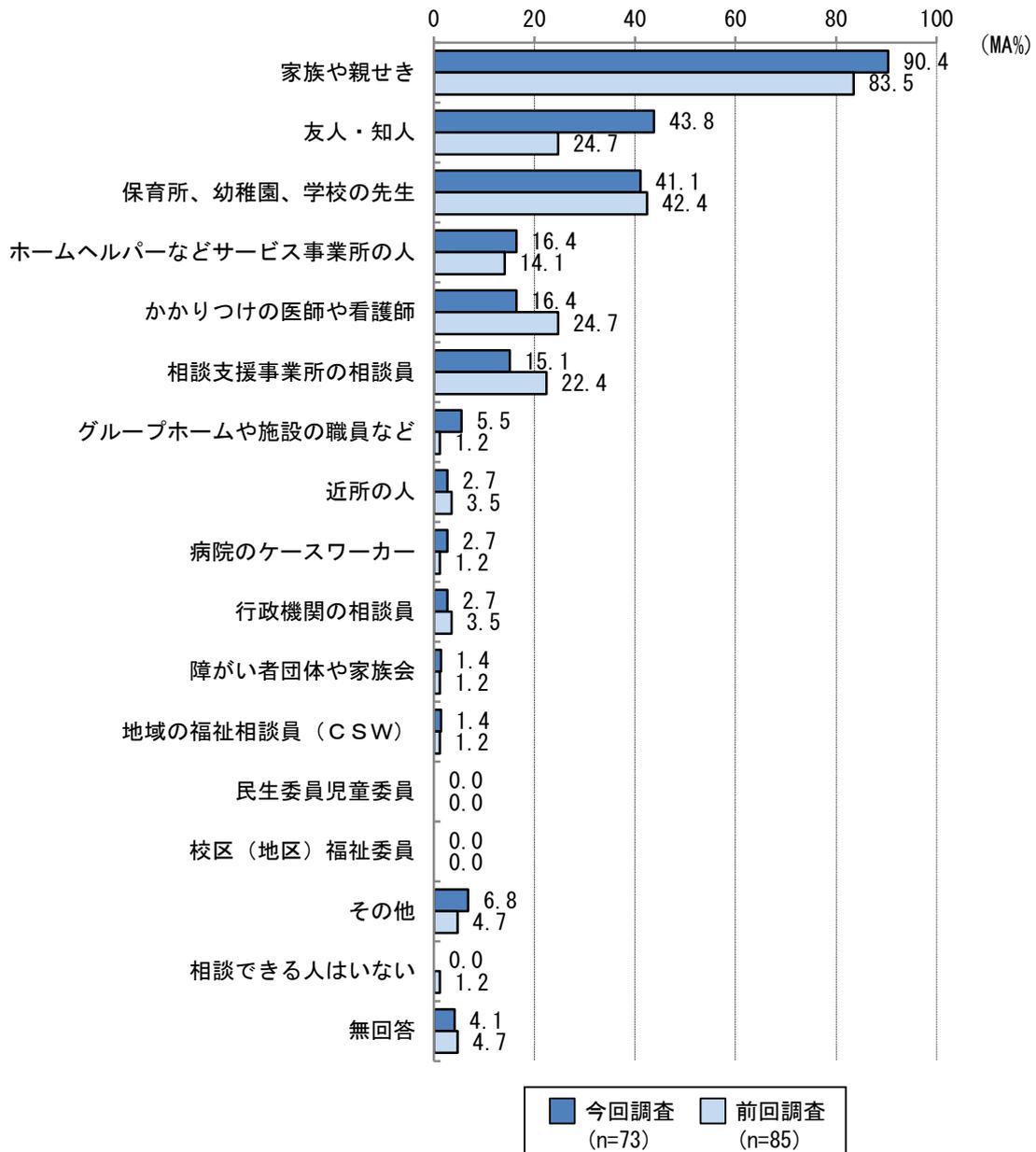
- ・悩みごとについては、就学・進学、家族・学校・職場などの人間関係のことなどが多い。
- ・相談先については、家族や親戚、友人・知人、保育所・幼稚園・学校の先生などが多い。
- ・就学・進学の悩みに対応するため、幼保・小中学校などのシームレスな連携が必要

現在の悩みごとや誰かに相談したいこととしては、「就学・進学のこと」が39.7%と最も多く、次いで「家族・学校・職場などの人間関係のこと」が26.0%となっており、前回調査（16.5%）から9.5ポイント増えています。



⑨悩みや困ったことの相談先【複数回答】

悩みや困ったことの相談先としては、「家族や親せき」が90.4%と最も多く、次いで「友人・知人」が43.8%、「保育所・幼稚園・学校の先生」が41.1%となっています。

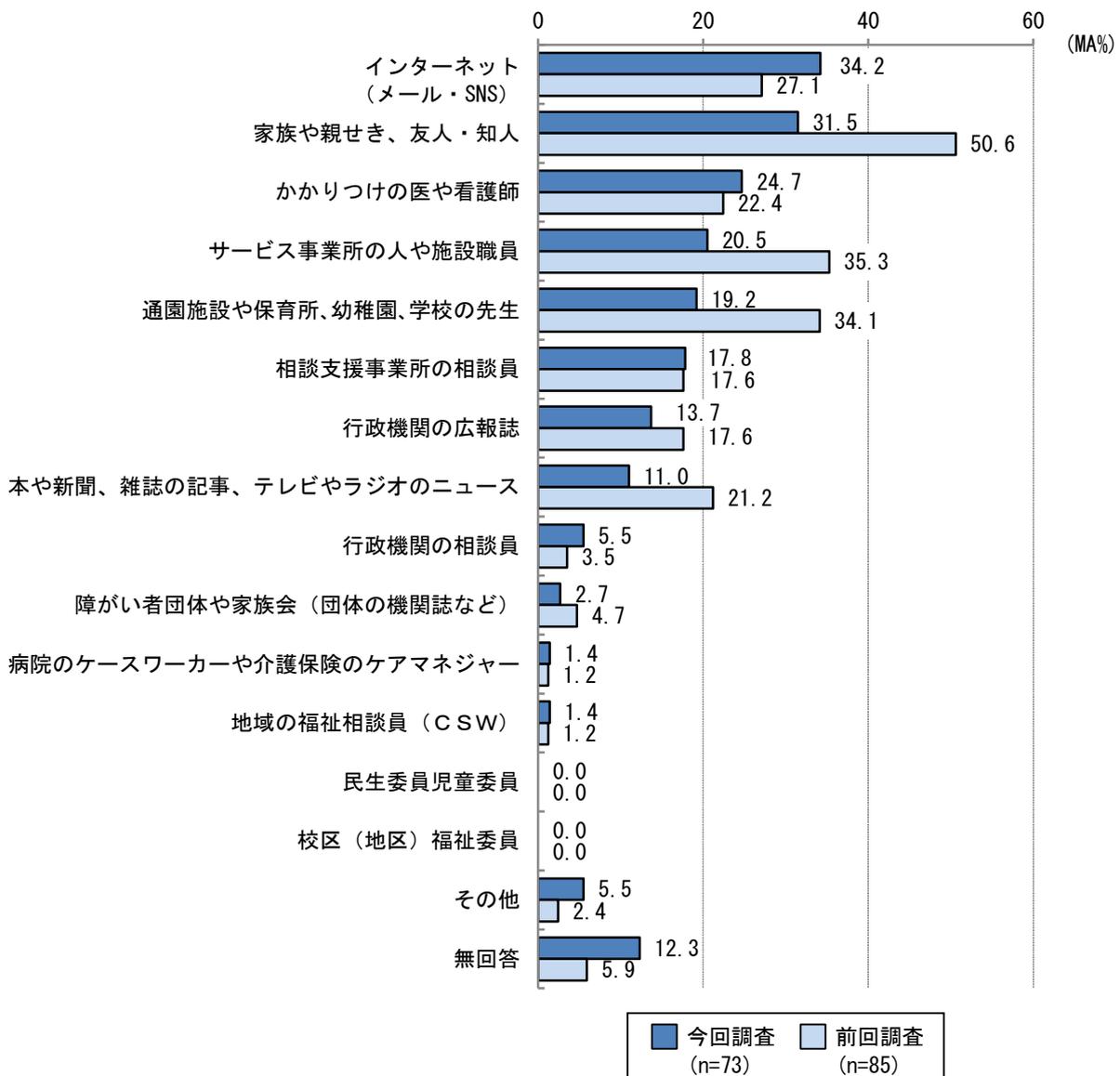


⑩福祉サービスなどに関する情報の入手先【複数回答】

【考察】

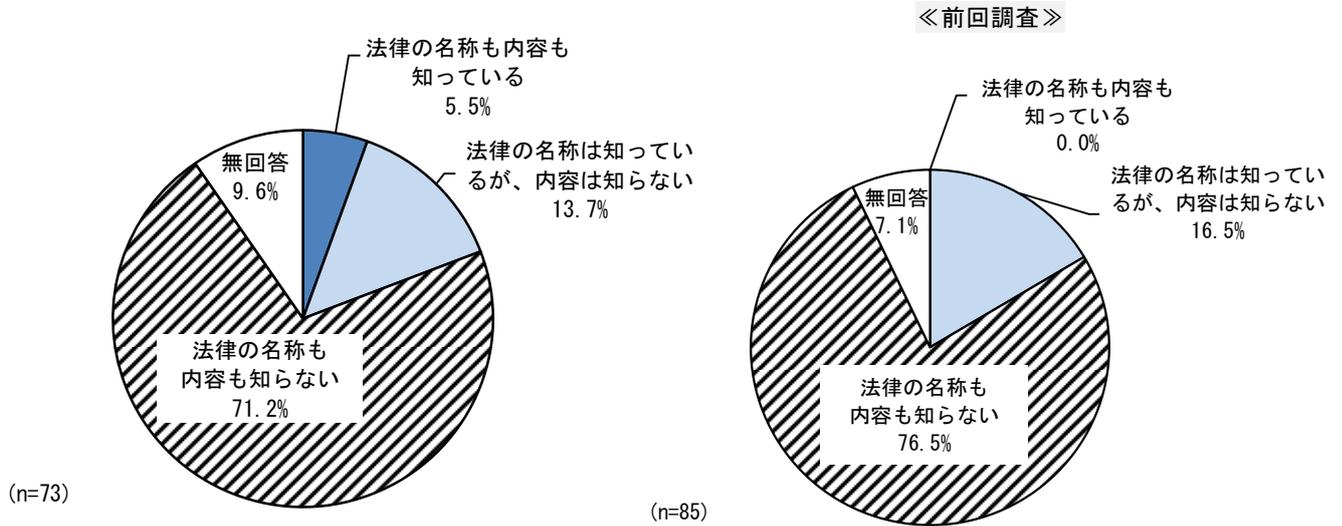
- ・サービスの情報の入手先については、インターネット(メール・SNS)が最も多い。
- ・今後の情報発信のあり方については、障がい者と同様にネットワークサービスの重要性がますます高まっている。

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いかたずねたところ、「インターネット(メール・SNS)」が34.2%と最も多くなっており、前回調査(27.1%)から7.1ポイント増えています。次いで、「家族や親せき、友人・知人」で31.5%、「かかりつけ医や看護師」で24.7%、「サービス事業所の人や施設職員」で20.5%となっています。



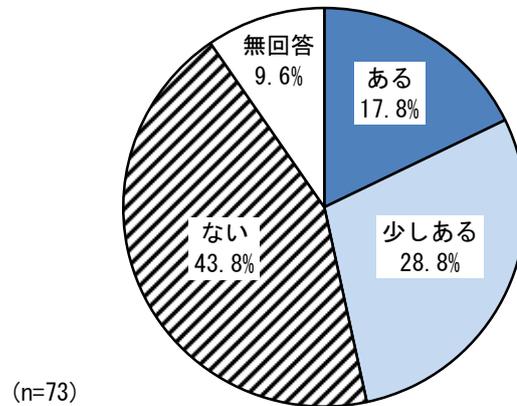
⑪障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法について、「法律の名称も内容も知っている」が、前回調査では0.0%（0人）だったものの、今回調査では5.5%（4人）みられています。



⑫差別や偏見、嫌がらせ等を受けた経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるという割合（「ある」「少しある」）は、46.6%となっています。



【障がい種別 差別や偏見、嫌がらせ等を受けた経験】

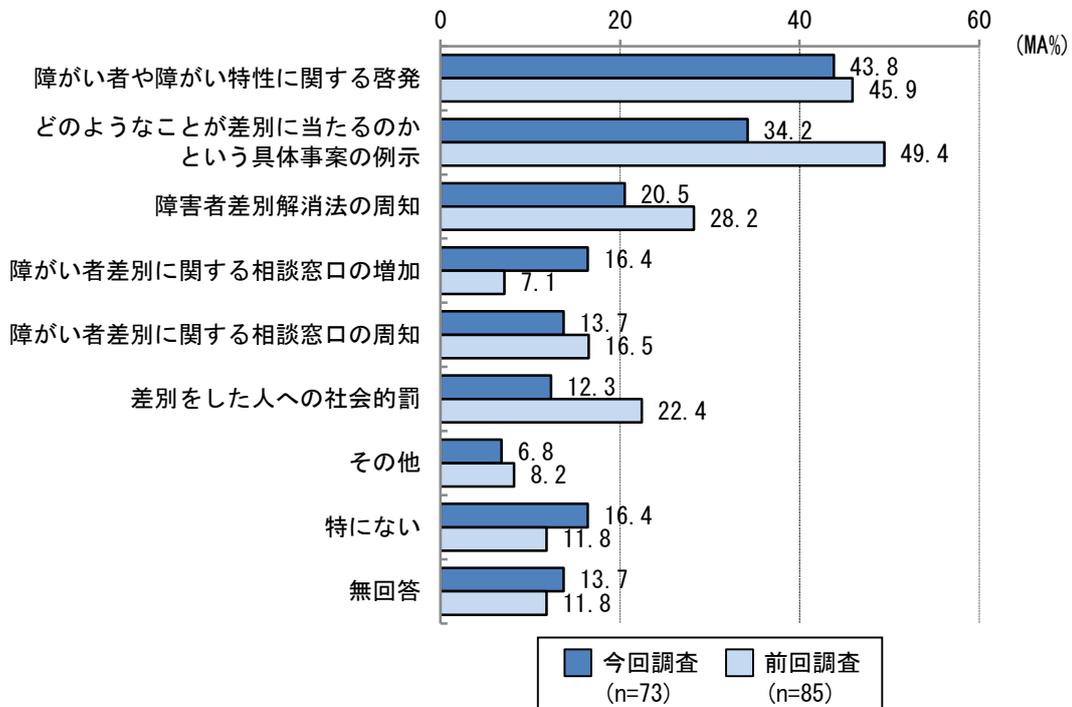
手帳種別でみると、精神が44.4%と最も多く、次いで身体が30.0%、療育が10.7%となっています。

	調査数 (人)	(%)			
		ある	少しある	ない	無回答
身体障がい手帳	10	30.0	10.0	50.0	10.0
療育手帳	28	10.7	35.7	42.9	10.7
精神障がい者保健福祉手帳	9	44.4	11.1	44.4	0
発達障がい	45	22.2	22.2	48.9	6.7
特定医療費（指定難病）受給者証	2	0	100.0	0	0
小児慢性特定疾病医療受給者証	8	12.5	37.5	25.0	25.0
自立支援医療（精神通院医療）制度	5	20.0	20.0	40.0	20.0

※手帳種別の調査数は重複障がいを含む

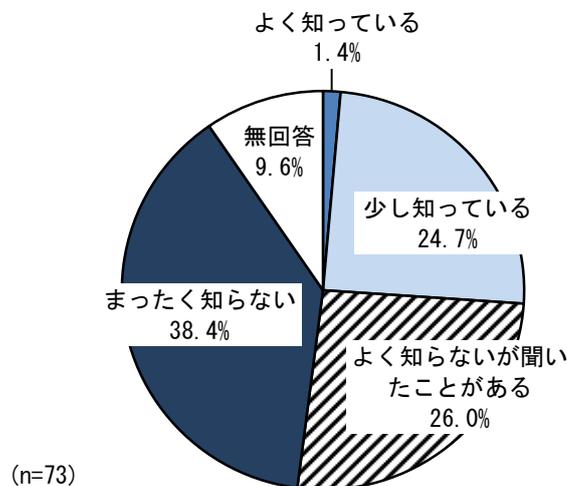
⑬差別がなくなるために必要な配慮や取組【複数回答】

差別がなくなるためにどういった配慮や取組が必要と思うかについては、「障がい者や障がい特性に関する啓発」が43.8%と最も多く、次いで「どのようなことが差別に当たるのかという具体事案の例示」が34.2%、「障害者差別解消法の周知」が20.5%となっています。



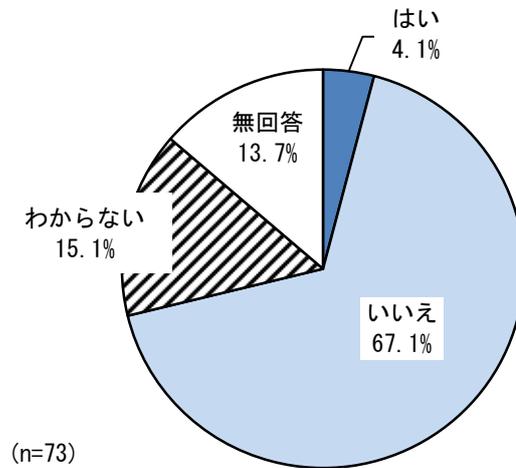
⑭成年後見制度の認知度

成年後見制度について知っているという割合（「よく知っている」「少し知っている」）は、26.1%となっています。



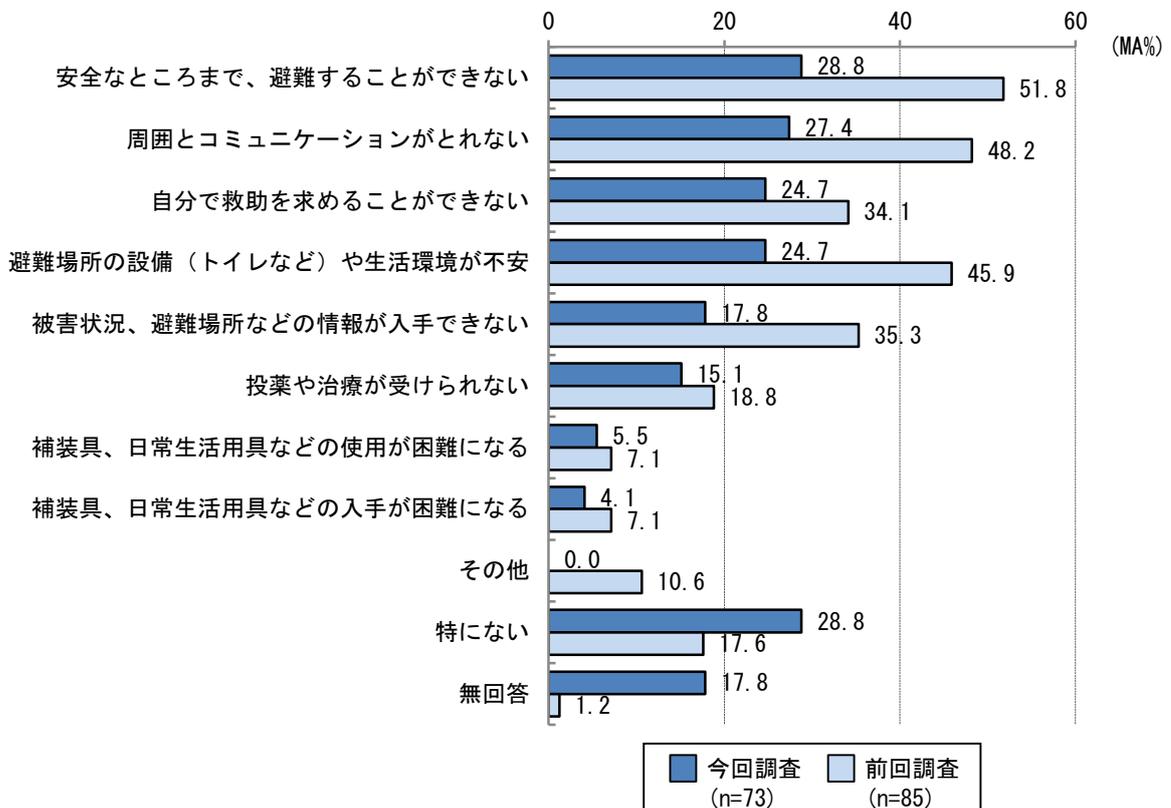
⑮災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル）の利用有無

災害時要援護者登録制度に登録をしているかについては、「はい」が4.1%となっています。一方、「いいえ」は67.1%を占めています。



⑯災害時に困ること【複数回答】

災害時に困ることについては、「安全なところまで、避難することができない」が28.8%と最も多く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」が27.4%、「自分で救助を求めることができない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」がともに24.7%となっています。一方、「特にない」は28.8%みられ、前回調査（17.6%）から11.2ポイント増えています。



【障がい種別 災害に関する困りごと】

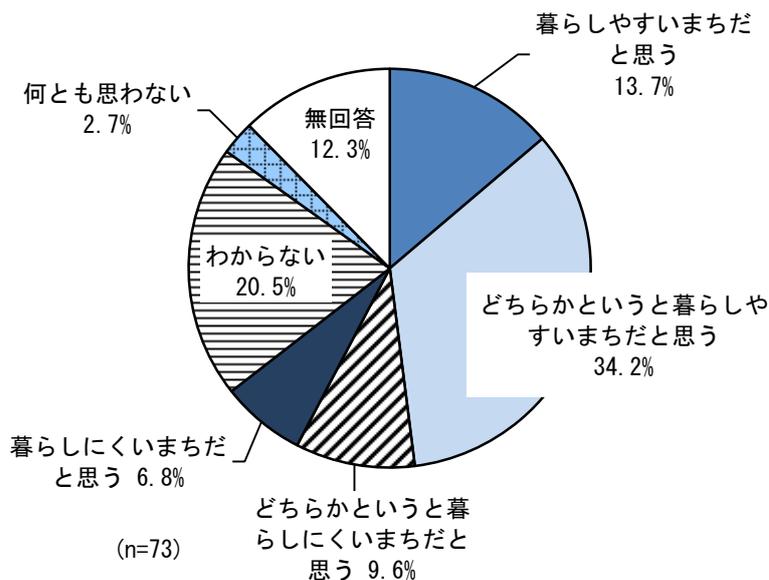
手帳種別でみると、身体では「安全なところまで、避難することができない」が50.0%と最も多く、次いで「投薬、治療や医療的ケアが受けられない」「避難場所の設備や生活環境が不安」が40.0%となっております。療育では「安全なところまで、避難することができない」「避難場所の設備や生活環境が不安」が39.3%、精神では「避難場所の設備や生活環境が不安」が44.4%となっております。

	調査数 (人)	(MA%)										
		投薬、 治療や 医療的 ケアが 受けら れない	補具や 日常生活 用具の 使用が 困難	補具や 日常生活 用具の 入手が 困難	自分で 救助を 求める ことが できない	安全な ところ まで、 避難 するこ とがで き	安全な ところ まで、 避難 するこ とがで き	避難す ること がで き	避難す ること がで き	避難す ること がで き	避難す ること がで き	避難す ること がで き
身体障がい手帳	10	40.0	20.0	10.0	30.0	50.0	20.0	0	40.0	0	20.0	10.0
療育手帳	28	14.3	3.6	3.6	28.6	39.3	21.4	32.1	39.3	0	21.4	17.9
精神障がい者保健福祉手帳	9	11.1	11.1	0	11.1	11.1	11.1	11.1	44.4	0	44.4	11.1
発達障がい	45	15.6	4.4	2.2	24.4	28.9	15.6	26.7	24.4	0	33.3	15.6
特定医療費（指定難病）受給者証	2	0	0	0	0	0	0	50.0	0	0	0	50.0
小児慢性特定疾病医療受給者証	8	62.5	12.5	12.5	37.5	37.5	25.0	25.0	50.0	0	0	12.5
自立支援医療（精神通院医療）制度	5	20.0	20.0	0	20.0	40.0	0	20.0	60.0	0	20.0	0

※手帳種別の調査数は重複障がいを含む

⑰阪南市の暮らしやすさ

阪南市は暮らしやすいまちだと思うかについては、暮らしやすいまちという割合（「暮らしやすいまちだと思う」「どちらかという暮らしやすいまちだと思う」）が47.9%となっており、暮らしにくいという割合（「どちらかという暮らしにくいまちだと思う」「暮らしにくいまちだと思う」）は16.4%となっております。

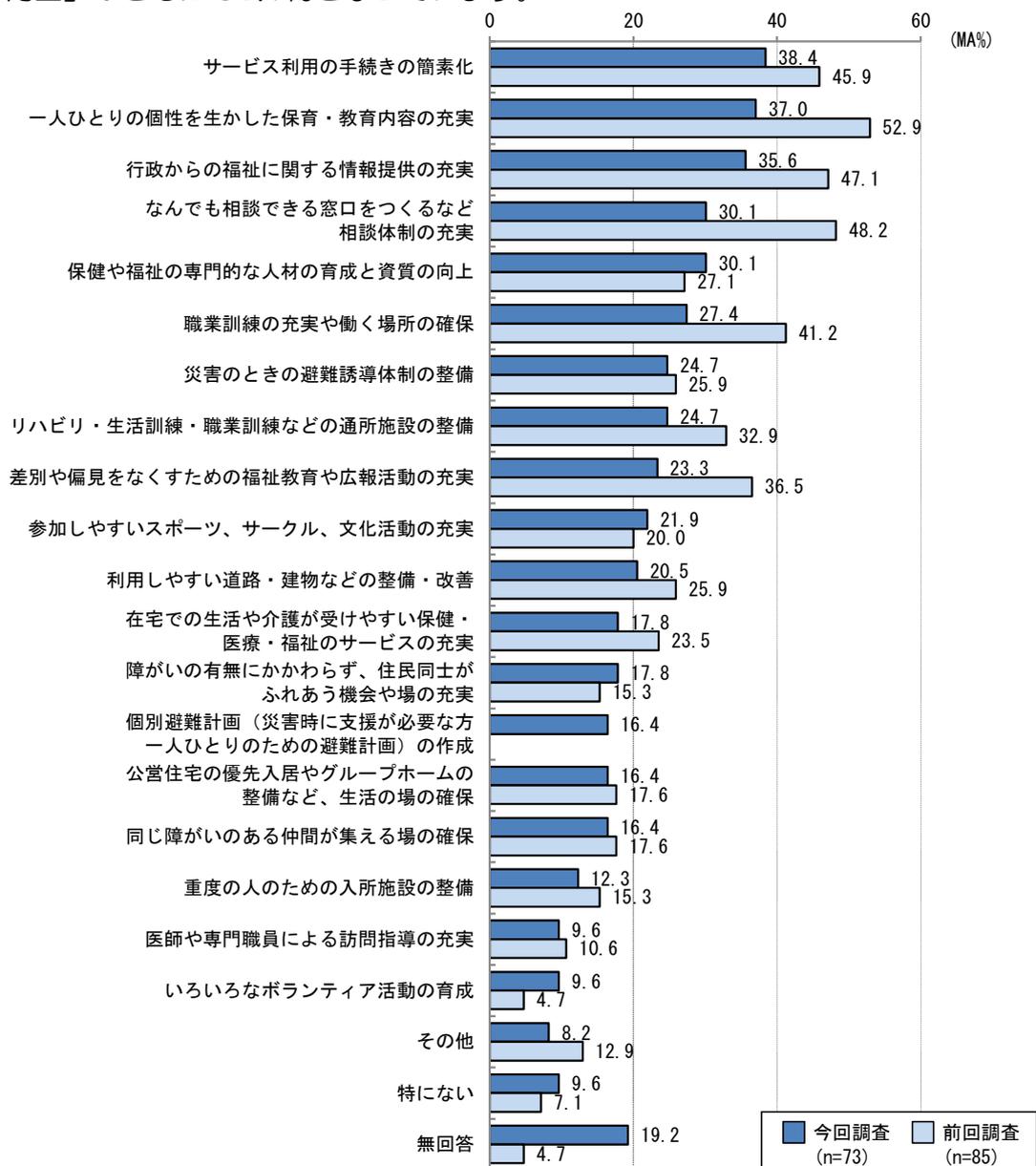


⑱障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと【複数回答】

【考察】

- ・暮らしやすいまちづくりに必要なことについては、サービス利用手続の簡素化に次いで、一人ひとりの個性を生かした保育・教育内容の充実が多く、施策の充実が必要。
- ・サービス利用の手続きの簡素化、一人ひとりに応じた保育・教育内容の充実が課題

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「サービス利用の手続きの簡素化」が38.4%と最も多く、前回調査（45.9%）から7.5ポイント減っています。また、「一人ひとりの個性を生かした保育・教育内容の充実」が37.0%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が35.6%、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」がともに30.1%となっています。

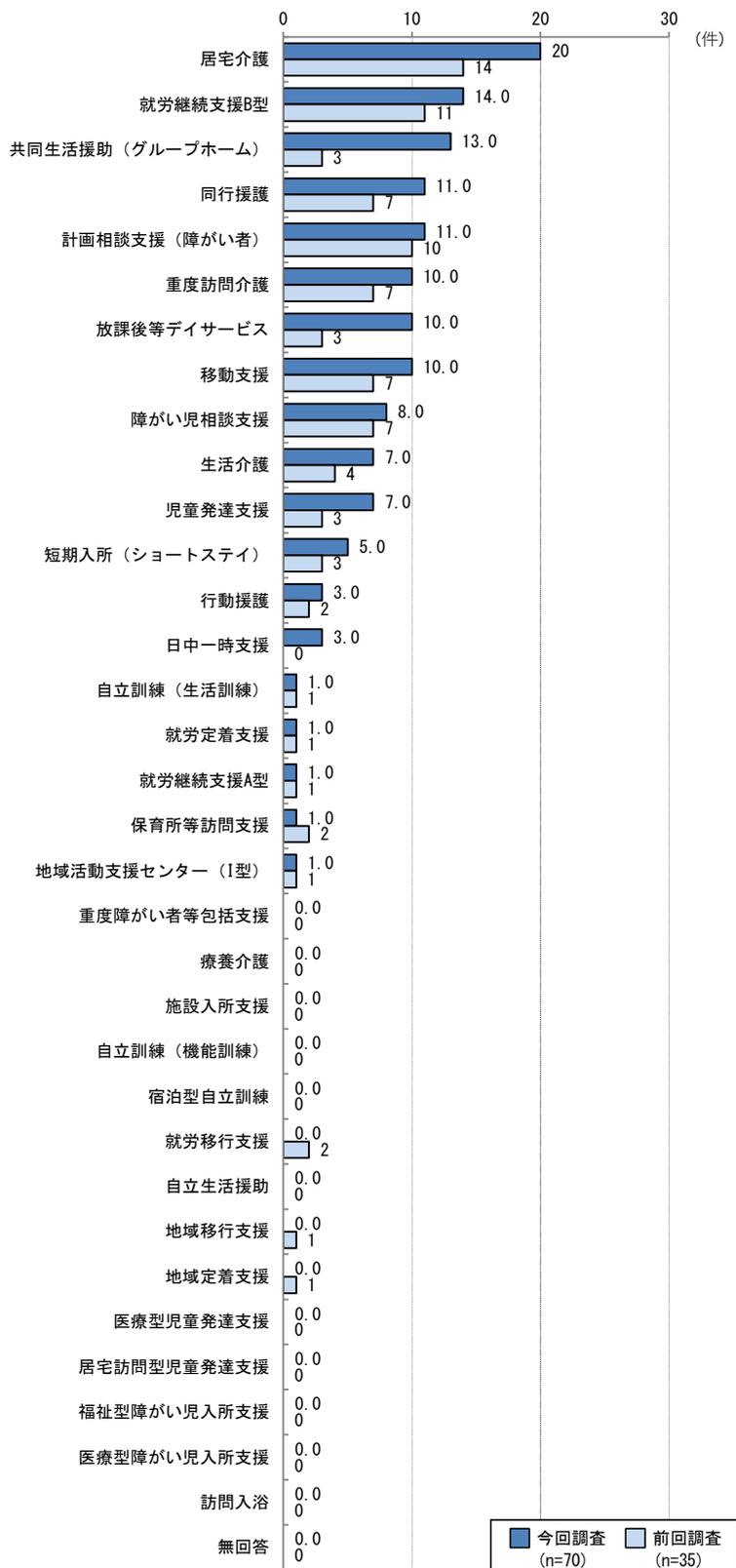


※「個別避難計画（災害時に支援が必要な方一人ひとりのための避難計画）の作成」は新規項目

(3) 事業所アンケート

①現在実施しているサービス【複数回答】

各事業所が実施しているサービスとしては、「居宅介護」が20件、「就労継続支援B型」が14件、「共同生活援助（グループホーム）」が13件などとなっています。



②サービス利用希望者の変動見込み

各事業所で実施しているサービスについて、今後利用を希望する人数の変化の見込みとして、「増加すると見込んでいる」が、『⑩就労継続支援B型』、『⑳放課後等デイサービス』でともに8件、『㉓児童発達支援』で7件、『⑲障がい児相談支援』、『㉔計画相談支援（障がい者）』でいずれも5件などとなっています。一方、「減少すると見込んでいる」は、『④同行援護』、『⑥短期入所（ショートステイ）』、『⑩自立訓練（生活訓練）』、『⑩就労継続支援B型』、『⑰共同生活援助（グループホーム）』、『㉔放課後等デイサービス』でいずれも1件となっています。

(件)						
	調査数	増加すると見込んでいる	横ばいであると見込んでいる	減少すると見込んでいる	わからない	無回答
①居宅介護	20	3	10	0	4	3
②重度訪問介護	10	1	5	0	3	1
③行動援護	3	0	2	0	0	1
④同行援護	11	3	5	1	0	2
⑥短期入所（ショートステイ）	5	0	3	1	0	1
⑧生活介護	7	3	4	0	0	0
⑩自立訓練（生活訓練）	2	0	1	1	0	0
⑭就労定着支援	1	0	0	0	0	1
⑮就労継続支援A型	1	1	0	0	0	0
⑯就労継続支援B型	14	8	5	1	0	0
⑰共同生活援助（グループホーム）	13	1	8	1	1	2
⑲障がい児相談支援	9	5	1	0	2	1
㉔計画相談支援（障がい者）	11	5	2	0	2	2
㉓児童発達支援	7	7	0	0	0	0
㉔放課後等デイサービス	10	8	1	1	0	0
㉗保育所等訪問支援	1	1	0	0	0	0
㉘移動支援	10	2	2	0	2	4
㉙日中一時支援	3	0	1	0	1	1
㉚地域活動支援センター（I型）	1	0	1	0	0	0

※いずれの事業所も実施していないサービスは省略しているため連番ではありません。

③今後のサービス利用動向への対応方針

各事業所で実施しているサービスについて、今後のサービス利用動向への対応方針をたずねたところ、「事業を拡大する」が、『②⑥放課後等デイサービス』で5件などとなっています。一方、「事業を縮小する」は、『③⑩移動支援』で1件となっています。

(件)

	調査数	事業を拡大する	事業を維持する	事業を縮小する	わからない	無回答
①居宅介護	20	2	16	0	0	2
②重度訪問介護	10	1	6	0	2	1
③行動援護	3	0	2	0	0	1
④同行援護	11	0	8	0	1	2
⑥短期入所（ショートステイ）	5	0	3	0	1	1
⑧生活介護	7	2	4	0	1	0
⑩自立訓練（生活訓練）	1	0	1	0	0	0
⑭就労定着支援	1	0	0	0	1	0
⑮就労継続支援A型	1	0	1	0	0	0
⑯就労継続支援B型	14	0	10	0	3	1
⑰共同生活援助（グループホーム）	13	2	6	0	3	2
⑲障がい児相談支援	8	4	1	0	1	2
⑳計画相談支援（障がい者）	11	3	5	0	1	2
㉓児童発達支援	7	4	3	0	0	0
㉔放課後等デイサービス	10	5	5	0	0	0
㉕保育所等訪問支援	1	1	0	0	0	0
③⑩移動支援	10	0	4	1	1	4
③②日中一時支援	3	0	1	0	1	1
③③地域活動支援センター（I型）	1	0	0	0	1	0

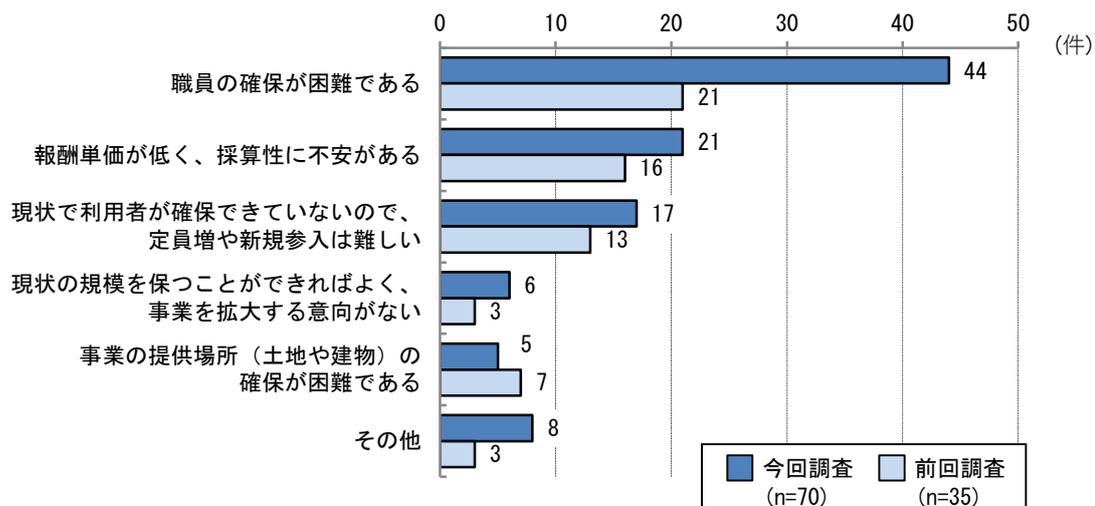
※いずれの事業所も実施していないサービスは省略しているため連番ではありません。

④定員増員や新規参入が進まない理由【複数回答】

【考察】

- ・サービスの定員の増加や新規参入が進まない理由は、「職員確保の困難」
- ・人材確保を後方支援するための周知・啓発等の取組が必要

サービスの定員の増加や新規参入が進まない理由としては、「職員の確保が困難である」が44件と最も多く、次いで「報酬単価が低く、採算性に不安がある」が21件となっています。

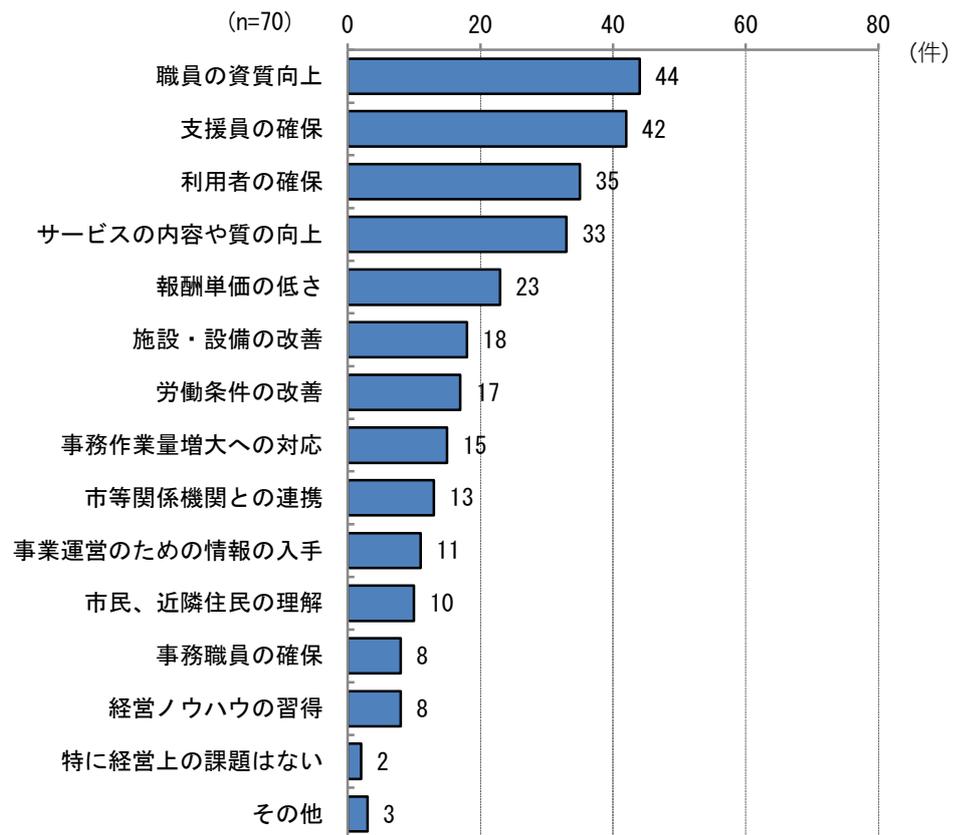


⑤改善したい経営上の課題【複数回答】

【考察】

- ・経営上の課題については、「職員の資質向上」、「支援員の確保」が多くなっている。
- ・職員研修等に対する支援施策について要検討

円滑な事業運営のために改善したい経営上の課題としては、「職員の資質向上」が44件と最も多く、次いで「支援員の確保」が42件、「利用者の確保」が35件、「サービスの内容や質の向上」が33件となっています。

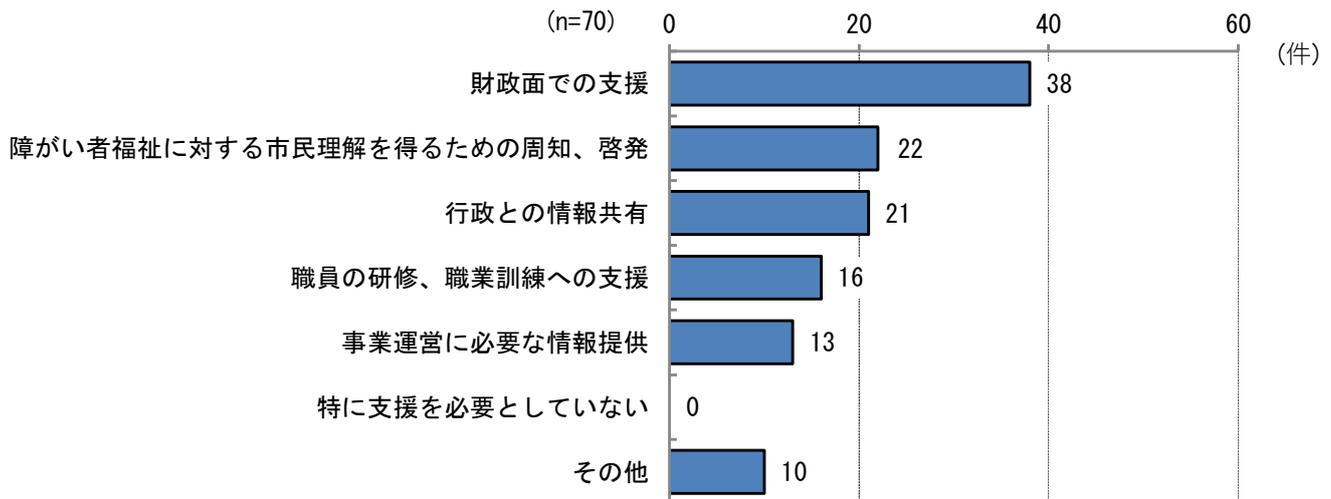


⑥行政等の関係機関からの必要な支援【複数回答】

【考察】

・行政からの必要な支援については、財政面の支援、市民理解を得るための周知、啓発

今後の事業運営にあたり、行政等の関係機関からの必要な支援としては、「財政面での支援」が38件と最も多く、次いで「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」が22件となっています。

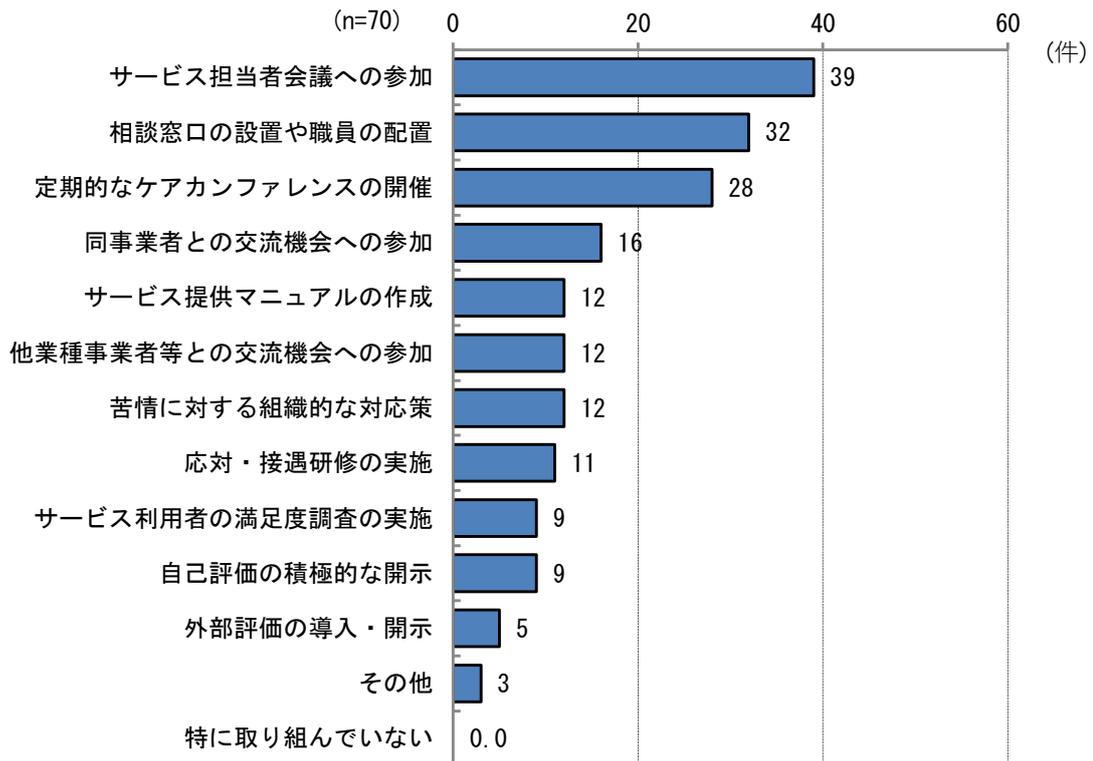


⑦サービスの質向上のための取組【3つまで回答】

【考察】

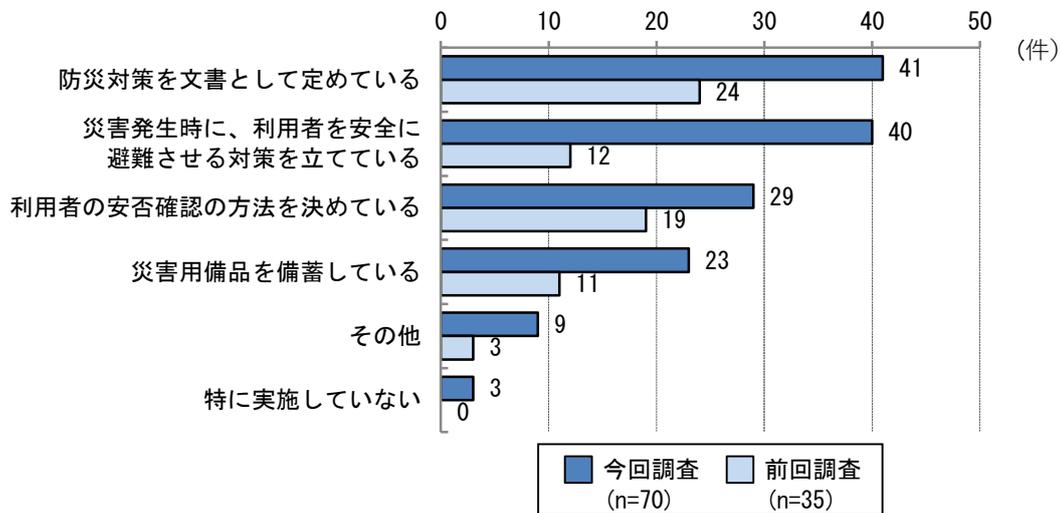
- ・サービスの質向上のための取組は、サービス担当者会議への参加が重要視されている。
- ・ケースケア会議、ケアカンファレンスの充実が課題

サービスの質の向上のために重点的に取り組んでいることとしては、「サービス担当者会議への参加」が39件と最も多く、次いで「相談窓口の設置や職員の配置」で32件、「定期的なケアカンファレンスの開催」で28件となっています。



⑧防災対策の実施【複数回答】

事業所内の防災対策の実施状況としては、「防災対策を文書として定めている」が41件と最も多く、次いで「災害発生時に、利用者を安全に避難させる対策を立てている」が40件となっています。

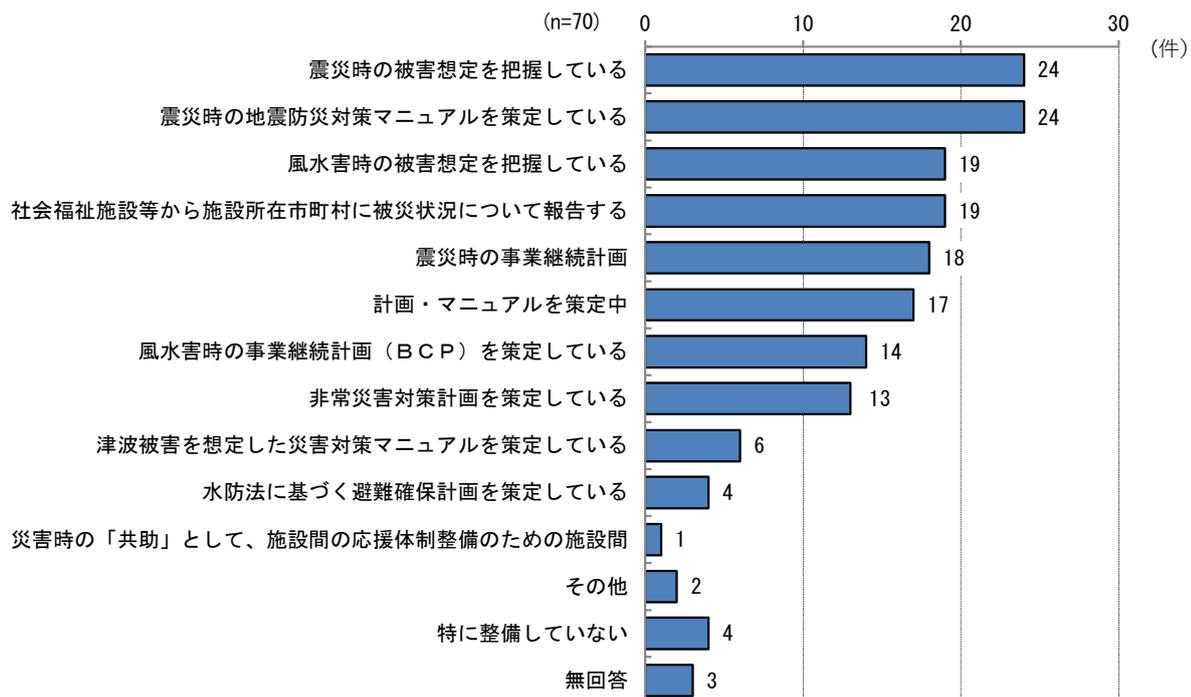


⑨災害発生時の対策の実施状況について【複数回答】

【考察】

・今後も引き続き BCP(事業継続計画)等の策定状況を把握することが重要

災害発生時から業務復旧までの計画等の対策の実施状況としては、「震災時の被害想定を把握している」、「震災時の地震防災対策マニュアルを策定している」がともに24件と最も多く、次いで「風水害時の被害想定を把握している」、「社会福祉施設等から施設所在市町村に被災状況について報告する」がともに19件などとなっています。



3 障がい者団体・事業所ヒアリング結果

(1) ヒアリング調査の概要

第7期阪南市障がい福祉計画と第3期阪南市障がい児福祉計画の策定に向けて、障がいのある市民の方ご本人やそのご家族、事業所の方々などにご意見を伺うためのヒアリング調査を実施し、計画の基礎資料とします。

(2) 調査対象

阪南市とその近隣で活動する53の障がい者団体及び障がい福祉サービス事業者等

(3) 調査期間

令和5年6月6日(火)～令和5年7月3日(月)

(4) 調査実施要領

実施日	団体・事業所名
6月6日(火)	阪南市社会福祉協議会
6月8日(木)	相談支援事業所連絡会
	阪南市身体障がい者福祉協会
6月9日(金)	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)連絡会
	阪南市精神障がい者協議会
	阪南市聴力障がい者協会
6月15日(木)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場
6月16日(金)	阪南市知的障がい者(児)団体連絡会
6月19日(月)	阪南市知的障がい者(児)を持つ親の会・もみの木会
	阪南市視力障がい者福祉協会
6月30日(金)	民生委員・児童委員
	阪南市民病院・医療的ケア児コーディネーター・保健センター
7月3日(月)	障がい児通所支援事業所
	障がい福祉サービス事業所

(5) ヒアリング結果

1. 貴団体の活動状況について

活動を行う上での問題点、必要な支援

【主な意見】

- ・ 人手不足、利用者の減少
- ・ 職員の資質が上がらない、若い人が育たない
- ・ 受け入れてくれる施設が少ない

2. 次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

(1) 障がい児・発達障がい・保育・教育に関して思うこと、苦勞した体験、行政への提言

【主な意見】

- ・ 学校での人権学習、福祉教育の実施
- ・ 教育者への指導、障がいに関する研修会の実施
- ・ 行政、学校、保護者の連携不足、窓口となる支援者の確保
- ・ 情報提供、保護者や地域住民への理解を深めるための説明会等の実施

(2) ご本人とご家族の、ボランティアや地域との関わり、地域の行事への参加などへのご意見・提言

【主な意見】

- ・ 移動手段がない
- ・ 支援者の確保が難しく参加ができない
- ・ 講座や地域イベントの広告、情報の発信方法を工夫する

(3) 情報提供や相談窓口について

【主な意見】

- ・ 困っている際、相談する場所を知らない方が多い、窓口が分からない
- ・ 多方面からの情報提供が必要
- ・ 各団体との連携がとりやすい形づくりをするべき

(4) 「働くことについて」、「働ける条件」など、働きたい障がい者がどうしたら働けるか、体験や提言

【主な意見】

- ・ 職場体験、就労に向けて知る機会を増やし、受け入れてくれる企業を増やす
- ・ 企業側の理解度を高めるために計画等の啓発していく
- ・ 定着化を目指すため、就労支援前だけではなく、支援後のサポートも強化

(5) 障がい者の「余暇の過ごし方」、趣味や生きがいをお持ちの方は、その内容や出会い

【主な意見】

- ・ 家族や支援者共に、社会参加をより促していく
- ・ 趣味や生きがいを見つけたいが情報が回ってこない
- ・ ヘルパーとのスケジュール調節が困難、一人での参加はできない

(6) 障がいに関する理解が普及しているかどうか、また、差別や虐待に関する事等について

【主な意見】

- ・ 理解が普及しているとは思わない
- ・ 具体的に何を理解し、どう対応するべきなのか分からない方が多いと感じる

(7) 成年後見制度の利用について

【主な意見】

- ・ 支援者が必要性を理解していない
- ・ 制度を知らないご家族が多い、事前に情報共有を行考える機会を作ることが大切
- ・ 費用がかかるため利用ができない方もいる

(8) まち中や家の中で障がい者（児）が不便と感じていること、改善されたと思うこと

【主な意見】

- ・ コミュニティバスのダイヤ変更、本数も減ったため不便になった
- ・ 坂が多く、道が狭いなど車椅子や視覚障がい者にとって危険なところが多いと感じる
- ・ 電車の乗り換えや券売機の操作が難しい

(9) 新型コロナウイルス感染症により、大変なこと、困っていること、また、不安に思っていること

【主な意見】

- ・ 職員や患者が感染した際の対応が困難だった（人手不足や受け入れ先の確保）
- ・ イベント開催の中止、事業所同士の情報交換の回数も減少し不安だった

(10) 地震や台風などの災害時・緊急時に、大変だったこと、また、不安に思っていること

【主な意見】

- ・ 災害時に避難所までスムーズに動けるか不安
- ・ 指定されている避難所が嫌で行かない方が多いと感じる
- ・ トイレや食事の配布、重要な情報の入手ができるか不安

(11) 障がい者（児）に対する福祉サービスについて

【主な意見】

- ・ 介助者、施設が市内に少ないため不便である
- ・ 実際に利用できるサービスがない

(12) 阪南市において、今後、特に力を入れて取り組むべきと思われる障がい者（児）施策

【主な意見】

- ・ 支援が行き届いていない家族に対して、また専門員の研修について、もっと市からの後押しが欲しい
- ・ 情報提供の仕方を考える、より柔軟な対応を望む

(13) 障がい者の自立に向けて、ご本人やご家族が準備していく必要があると感じていること

【主な意見】

- ・ 本人の将来のため、家族への説明の場を増やす
- ・ サービス情報の発信を強化する

(14) 障がい者の自立に向けて、サービス事業者、行政、地域住民ができるのではと感じていること

【主な意見】

- ・ 情報提供の改善、気軽に相談できる環境づくりをしていく
- ・ 見守りや積極的な声かけ、関係づくりをしていく

第3章 基本理念と基本視点

1 計画の基本理念

～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～

2 計画の基本視点

基本理念に基づく阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画全体をつらぬく基本的視点として、次の7つを定めます。

基本視点 1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現できるよう、障がい者（児）が必要とする障害福祉サービスやその他の支援が、必要なときに必要なだけ適切に受けられるよう、提供体制の整備を図ります。

また、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自ら意思決定できるよう支援し、自己決定を尊重できる社会の実現に向け取り組みます。

基本視点 2 本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者（児）が住み慣れた地域で障害福祉サービスを受けられることができるよう、実施主体は本市とします。

また、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等が、障害福祉サービスの対象であることを周知し、サービスの充実・均てん化に取り組みます。

基本視点 3 入所等から地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援等のサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、福祉施設等から地域生活への移行にあたっては日中サービス支援型指定共同生活援助等のサービス提供の確保、地域生活を継続できるよう、地域生活支援拠点等の機能を強化するとともに、基幹相談支援センターを中心とした連携、卒業・就職等の生活の変化を見据えた相談支援や地域の社会資源を最大限に活用します。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた、精神障がい者の地域生活を地域全体で支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

基本視点 4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進計画や重層的支援体制整備事業計画等に基づき、市民主体の地域福祉活動の推進と世代や属性を超えて交流できる場づくりや既存の活動をさらに活性化させ、地域づくりを促進します。

また、介護・障がい・子育て・健康などに関する課題を複合的に抱える人や、引きこもりやヤングケアラー等の課題解決等に取り組み、地域社会の一員として活躍できるように支援します。

さらに、行政の「暮らし丸ごと相談室」等や社会福祉協議会の相談窓口と関係機関や事業所、関係団体とのコーディネート機能を強化し、あらゆる関係機関と連携した支援体制の仕組みづくりを進めます。

基本視点 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援の充実・均てん化を図り、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加やインクルージョンを推進するため、障害児通所支援等の充実を図るとともに、医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築を図ります。

基本視点 6 障がい福祉人材の確保・定着

グループホームの世話人や相談支援専門員等の障がい福祉人材を確保するために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等に取り組みます。

また、障がい福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入等により事務負担を軽減させ、業務の効率化を推進します。

基本視点 7 障がい者の社会参加を支える取組の定着

地域における社会参加を促進するために、関係部局と連携し合理的配慮を行い環境整備に留意しながら、社会参加の機会の確保に努めます。

また、文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動への参加や、視覚障がい者等の読書環境の整備、体育館等公共施設のバリアフリー化、障がい特性に配慮した情報の取得利用・意思疎通の推進など環境整備に努めます。

3 計画の基本的な考え方

1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保について
(1) 訪問系サービスの保障
(2) 日中活動系サービスの保障
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの充実・入所施設等から地域生活への移行 ・グループホームにおける希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援等の充実 ・重度障がい者や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等により地域移行が図られる精神障がい者の支援に係るニーズの把握、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの保障 ・地域生活支援拠点の整備とコーディネーター配置等を通じた必要な機能の充実、障害者支援施設の小規模化等の推進・施設入所者の地域生活の移行や地域との交流機会の確保など地域への開放
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者の支援ニーズの把握と、地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備 ・強度行動障がいを有する者の把握と課題整理、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携したサービスにつなげていない在宅者の把握 ・難病患者の多様な症状や障がいなどの特性に配慮し、専門機関と連携した障害福祉サービスの利用も含む支援体制の整備
(6) 依存症対策の推進
2) 相談支援の提供体制の確保について
(1) 相談支援体制の充実・強化
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者と保健、医療、福祉サービスにつなげる等関係機関との連携 ・サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材育成 ・アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導・助言の実施 ・利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情の把握 ・相談支援事業所の充実 ・基幹相談支援センターの設置の充実・強化 ・主任相談支援専門員の計画的確保・有効活用 ・計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援、基幹相談支援センターなどの地域における相談支援体制の検証・評価、総合的な相談支援体制・専門的な指導・助言・人材育成の更なる強化・充実、有機的な連携に向けた相談支援体制の再構築 ・精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者やその家族への、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援体制の整備

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保 ・ 自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
(3) 発達障がい者等に対する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制や発達障がいの診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の確保
(4) 阪南市岬町地域自立支援協議会の活性化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備の取組活性化 ・ 障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善 ・ 居住支援協議会との連携促進 ・ 関係する複数の協議会を合同で開催することなどによる効果的な運営の確保
3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
(1) 地域支援体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターを地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関と位置づけ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション、地域のインクルージョン推進、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談などの機能を整備 ・ 母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画することの専門部会等を通じた有機的な連携による支援体制の整備 ・ 障害児入所施設の専門的機能の強化・ケア単位の小規模化の推進・地域との交流機会の確保などの地域への開放・短期入所や親子入所等の実施体制の整備 ・ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう関係機関と連携した協議の場の設置 ・ 障害児通所支援における支援の質の向上、支援内容の適正化と安全の確保を図るための取組の推進
(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援の体制整備における保育所や認定こども園や放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携 ・ 母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携及び市町村に設置予定のこども家庭センターと連携した支援体制の構築 ・ 学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等の緊密な連携 ・ 就学時・卒業時の支援の円滑な引継ぎやライフステージに応じた対応力強化 ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援における学校の空き教室の活用や関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態の検討 ・ 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の機能強化・サービスの質の向上 ・ 新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の修正・活用 ・ 難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるインクルージョンの中核機関としての児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等の育ちの場で連携・協力し支援を行う体制の構築
(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児・医療的ケア児の人数・ニーズの把握・支援体制の充実 ・重症心身障がい児・医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に向けた家庭環境を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握・短期入所の役割・あり方検討 ・保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場の設置 ・市町村における相談支援専門員・保健師・訪問看護師等の配置促進 ・コーディネーターの配置による医療的ケア児及びその家族の相談対応、情報提供、助言、その他の支援の実施と関係機関等への情報提供 ・新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援 ・医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場を活用した社会資源の開発・改善 ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児の支援ニーズの把握、課題の整理や地域資源の開発等の実施、関係機関との連携を図った支援体制の整備 ・虐待を受けた障がい児に対するきめ細やかな支援
(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援の実施 ・障害児相談支援の質の確保・向上及び発達支援の入口としての相談機能をもつ児童発達支援センターの役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築
4) 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために関すること
(1) 障がい者等に対する虐待の防止
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通報時の速やかな安全確認や事実確認と終結に至るまでの適切な対応 ・虐待の早期発見と虐待と疑われる事案の速やかな通報 ・相談支援事業所に対する居宅や施設等の訪問を通じた虐待の早期発見 ・虐待防止ネットワークの活用 ・虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等の検証 ・死亡事案等重篤事案における発生要因の分析・事後検証や事前に相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断 ・メール・SNSでの相談・通報受付、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応、相談・通報体制の充実 ・虐待防止・成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修の実施

(2) 意思決定支援の促進
・意思決定ガイドライン等を踏まえ、事業者が作成するサービス等利用計画や個別支援計画に基づき、サービスを提供する際、日常生活や社会生活に関して、障がい（児）者本人が自らの意思が反映されるように可能な限り努める。
(3) 障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進
・障がい福祉サービス事業所等の相談支援、支援人材の育成、関係者のネットワークづくり、発表等の機会の確保や障がい者の文化芸術活動の情報収集・発信
(4) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
・障がい特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するための調査等、ニーズに対応した支援に必要な意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり、遠隔地や緊急時等に対応するための ICT 機器等の利活用のような取組みを実施することにより、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図る。
(5) 障がいを理由とする差別の解消の推進
・相談体制を整備するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会の設置、相談事例や差別解消に向けた取組みの共有・分析、障がい特性を理解するための研修・啓発等の実施
(6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
・障害福祉サービス事業所等における利用者の安全確保、防災・防犯対策、感染症対策、研修の充実及び職場環境の改善
(7) ユニバーサルデザインの推進
・ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進や、十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、ハードとソフトの両面から地域での快適な生活環境の整備を図り、自らの描くライフスタイル通りに活躍できる社会を目指す。

第4章 第7期阪南市障がい福祉計画

1 計画の成果目標について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■第6期計画の検証

施設入所者の地域生活へ移行する人の第6期計画の数値目標は次のように設定していました。

【目標値】

項目		数値	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	35人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	①令和5年度末の地域生活移行者数 (B)	3人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		8.6%	移行割合 (B/A)
目標値	②令和5年度末の削減見込数 (C)	1人	施設入所者の削減見込数
		2.9%	削減割合 (C/A)
目標値	令和5年度末時点の入所者数	34人	令和5年度末時点の施設入所者数

【実績値】

(単位：人)

項目		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)			
目標値	令和5年度末の地域生活移行者数 (B) 【施設入所からグループホーム等へ移行した者の数】	1人	1人	-
	移行割合 (B/A)	2.9%	5.8%	-
目標値	令和5年度末の削減見込数 (C) 【施設入所の削減数】			
	削減割合 (C/A)			
目標値	令和5年度末時点の入所者数	35人	35人	-

【取組】

施設から地域生活への移行についての令和5年度末までの第6期計画の目標については、施設入所者数の削減が1人、施設入所者の地域移行者数が3人となっています。

施設入所者数の削減数は、令和5年度末までの目標値は1人で、令和3年度1人、令和4年度は1人が施設退所されました。

阪南市岬町地域自立支援協議会において、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の質の向上を目的に評価を行う等、地域の体制整備を行っていきます。

■ 第7期計画の目標

＜成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方＞

① 地域生活への移行者数

令和4年度末の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本として設定

② 施設入所者の削減数

令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数から2.9%以上減少

■ 第7期計画における目標設定

項目		数値	考え方
基準値	令和4年度末時点の入所者数 (A)	35人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標値	①地域生活への移行者数 (B)	3人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		8.6%	移行割合 (B/A)
目標値	②令和8年度末の削減見込数 (C)	1人	施設入所者の削減見込数
		2.9%	削減割合 (C/A)
目標値	令和8年度末時点の入所者数	34人	令和8年度末時点の施設入所者数

施設入所者の地域生活への移行について、国・大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者35人のうち3人と設定しました。これは、令和4年度末時点の施設入所者の8.6%となります。

施設入所者の削減数については、国・大阪府の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、令和8年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を1人と設定しました。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第6期計画の検証

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるための精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を行います。

【目標】

項目		数値	考え方
基準値	令和元年6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数(A)	96人	大阪府精神科在院患者報告書(令和2年6月)による
目標値	令和5年度末時点の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	
目標値	①令和5年6月末日時点の精神病床における1年以上長期入院患者数(B)	91人以下	
		89.4%	割合(B/A)
目標値	②長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数)(C)	1人	
		1.0%	割合(C/A)
目標値	令和5年度の精神病床における早期退院率	入院後3か月	69%以上
		入院後6か月	86%以上
		入院後1年	92%以上

【実績】

実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神病床における1年以上長期入院患者数	94人	85人	-

【目標・実績】

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度計画値	
		計画値	実績値	計画値	実績値		
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の設置	有・無	有	有	有	有	有	
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	2	2	2	2	2	
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	保健	人/年	2	2	2	2	
	医療	人/年	2	4	2	4	2
	福祉	人/年	6	5	6	5	6
	介護	人/年	0	0	0	0	0
	当事者	人/年	0	0	0	0	0
	家族	人/年	0	0	0	0	0
	その他	人/年	4	10	4	10	4
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	

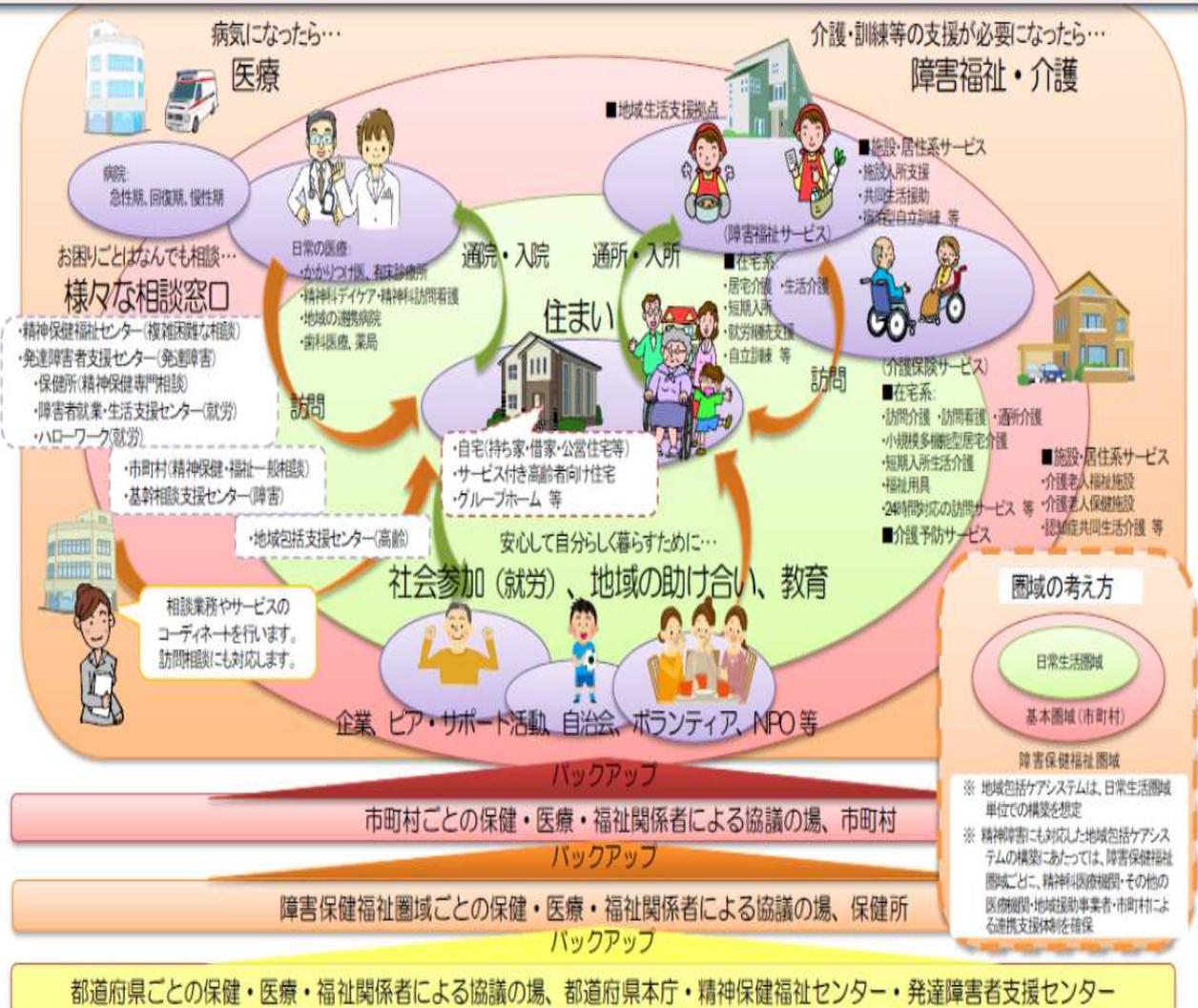
精神障がい者の地域移行支援	人/年	1	1	1	0	1
精神障がい者の地域定着支援	人/年	1	0	1	0	1
精神障がい者の共同生活援助	人/年	13	14	14	19	15
精神障がい者の自立生活援助	人/年	1	0	1	0	1

【取組】

令和2年度、阪南市岬町地域自立支援協議会において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を共同設置し、精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、事例検討を行うとともに地域整備を図りました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



■第7期計画の目標

〈成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方〉

- ① **精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数**
令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上
- ② **精神病床における1年以上長期入院患者数**
令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数を目標値として設定
(65歳以上と65歳未満の区分は設けない)
- ③ **精神病床における早期退院率**
令和8年度における退院率を入院後3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、12ヶ月時点91.0%以上

■第7期計画における目標設定

項 目		数 値	考 え 方
基準値	令和3年6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 (A)	94人	大阪府精神科在院患者報告書(令和4年6月)による
目標値	令和8年度末時点の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上	
目標値	①令和8年6月末日時点の精神病床における1年以上長期入院患者数 (B)	84人以下	
		94.8%	割合(B/A)以上
目標値	②長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数) (C)	1人	
		1.0%	割合(C/A)
目標値	令和8年度の精神病床における早期退院率	入院後3か月	68.9%以上
		入院後6か月	84.5%以上
		入院後1年	91.0%以上

項 目		単 位	令和6 年度 計画値	令和7 年度 計画値	令和8 年度 計画値
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		回/年	2	2	2
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	保健	人/年	2	2	2
	医療	人/年	2	2	2
	福祉	人/年	6	6	6
	介護	人/年	0	0	0
	当事者	人/年	0	0	0
	家族	人/年	0	0	0
	その他	人/年	4	4	4
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回/年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援		人/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援		人/月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助		人/月	27	30	31
精神障がい者の自立生活援助		人/月	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）		人/月	11	11	11

精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し連携を図るとともに、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築を推進していきます。

また、地域生活への移行においては、地域での暮らしが実現できるように、様々な機会を捉えて地域生活のイメージをわかりやすく示しながら、一人ひとりの状態や今後の希望を適切に把握した上で推進していきます。

(3) 地域生活支援の充実

■第6期計画の検証

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行をするために、令和2年度に岬町と共同で、地域における複数の機関が分担して機能を担う、面的な体制整備の地域生活支援拠点等を設置しました。

【目標・実績】

項目	令和5年度 計画値	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標値
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【取組】

阪南市岬町地域自立支援協議会の地域生活支援部会において、年1回以上、地域生活支援拠点等の運営・利用状況等について検証及び検討を行いました。また、相談支援事業所連絡会等で普及啓発を行いました。

■第7期計画の目標

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

① 地域生活支援拠点等の機能の充実

令和8年度末までの間、各市町村において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業者等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築

年1回以上、支援の質の向上等を踏まえた運用状況の検証・検討

② 強度行動障がい有者に対する支援体制の充実

令和8年度末までに強度行動障がい有者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定

- ・強度行動障がい有者の実情や必要なサービス等に関する調査の実施
- ・大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考にした取組

■第7期計画における目標設定

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所整備済
コーディネーターの配置等	有	令和8年度末までに、コーディネーター等の配置の必要性を含め、地域生活支援拠点等の機能について検討し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
年1回以上、運用状況の検証・検討	1回/年	年1回以上の検証・検討の実施
強度行動障がい有者に対する支援体制の充実	—	令和8年度末までに、強度行動障がい有者の実情や必要なサービス等の支援ニーズを把握し大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行

■ 第6期計画の検証

障がい者を雇用していない企業の意識改革、就労移行支援事業所等の確保と機能向上、障がい特性やニーズに応じた支援等に取り組み、障がい者の福祉施設から一般就労への移行支援及びその定着を進めていきます。

【目標値】

項目	令和元年度	令和5年度（目標年度）	
	基準値	目標値	伸び率
福祉施設から一般就労への移行者数	11人	16人	1.45倍
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	6人	9人	1.50倍
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人	3人	1.50倍
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	3人	4人	1.33倍
福祉施設（就労移行支援事業等）を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	-	7割以上	
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	-	7割以上	

【実績値】

項目	令和3年度	令和4年度	
	実績値	実績値	伸び率
福祉施設から一般就労への移行者数 (A+B+C)	14人	10人	0.71倍
就労移行支援事業から一般就労への移行者数 (A)	4人	3人	0.75倍
就労継続支援A型から一般就労への移行者数 (B)	7人	6人	0.86倍
就労継続支援B型から一般就労への移行者数 (C)	3人	1人	0.33倍
福祉施設（就労移行支援事業等）を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	6割	6割	
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	5割	5割	

【取組】

障がい特性やニーズに応じた支援等に取り組み、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めました。新型コロナウイルス感染症の流行により、企業への実習や施設外就労ができなかったり、一般就労先への立ち入り制限等がある中、令和3年度は14人、令和4年度は10人が一般就労へ移行できました。

■ 第7期計画の目標

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

① 福祉施設からの一般就労への移行者数

就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数について令和3年度実績の1.28倍以上、就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援A型事業1.29倍以上、就労継続支援B型事業1.28倍以上

② 就労移行支援事業等から一般就労への移行者

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を6割以上

③ 就労定着支援事業の利用者数の増加

令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上

④ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2.5割以上

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組む

■ 第7期計画における目標設定

項 目	令和3年度	令和8年度（目標年度）	
	基準値	目標値	伸び率
福祉施設から一般就労への移行者数 (A+B+C)	14人	18人	1.28倍以上
就労移行支援事業から一般就労への 移行者数 (A)	4人	5人	1.31倍以上
就労継続支援A型から一般就労への 移行者数 (B)	7人	9人	1.29倍以上
就労継続支援B型から一般就労への 移行者数 (C)	3人	4人	1.28倍以上
就労移行支援事業所のうち、就労移 行支援事業利用終了者に占める一般 就労へ移行した者の割合が5割以上 の事業所の割合	—	6割以上	
就労定着支援事業の利用者数	9人	13人	1.41倍以上
就労定着支援事業の利用終了後の一 定期間における就労定着率が7割以 上となる就労定着支援事業所の割合	—	2.5割以上	
地域の就労支援のネットワークを強 化し、雇用、福祉等の関係機関が連携 した支援体制の構築を推進するため、 協議会（就労支援部会）等	—	令和8年度末ま でに就労支援に 関する部会設置 するなど、関係 機関が連携した 支援体制の構築	

(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

■ 第6期計画の検証

本市における就労継続支援（B型）事業所における月額平均工賃の数値目標は令和元年の実績をもとに次のように設定しています。

【目標値】

項目		数値
目標値	令和5年度の工賃の平均額	19,826円

【実績値】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
月額平均工賃	17,639円	18,396円	18,475円	19,567円

【取組】

民間企業から就労継続支援B型事業所へ作業発注があり、更に受注が増えるように、阪南市岬町地域自立支援協議会の就労支援部会において検討しました。

また、障害者優先調達推進法を踏まえて、授産製品の受注の拡大に取り組みました。

■ 第7期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

- ① 大阪府の工賃の目標額は、令和3年度の各事業所の目標額と達成状況をもとに、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会を踏まえて設定
- ② 各市町村は、管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標を設定

■ 第7期計画における目標設定

項目		金額
実績値	令和4年度の工賃の平均額	19,567円
目標値	令和8年度の工賃の平均額	20,271円

令和8年度の工賃の平均額については、令和4年度以降の工賃の増加率より年度0.9%（176円）、令和8年度まで合計704円向上し、20,271円と設定します。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

■第6期計画の検証

基幹相談支援センターを設置し、総合的かつ専門相談を行うとともに、地域の相談支援体制を強化し、総合的かつ重層的な支援体制の充実をめざします。

【目標値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数	件/年	2	2	2
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	2	2	2
地域の相談機関（相談支援事業所連絡会）との連携強化の取組の実施回数	回/年	12	12	12

【実績値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数	件/年	3	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	3	3
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	10	12

【取組】

基幹相談支援センターを周知するとともに、くらし丸ごと相談室や一般相談及び相談支援事業所と連携し、総合的・専門的・重層的な相談体制の構築に努めました。また、相談支援及び通所支援事業所を対象に精神保健指定医による講演会等を開催し、疾病や障がいの理解を深め、専門的な支援が行えるように人材育成を行いました。

■第7期計画の目標

〈成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方〉

- ① 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村にて設置
基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う
取組を行うとともに、これらの取組を行うに必要な協議会の体制を確保

■第7期計画における目標設定

項目	令和8年度 目標値
令和8年度末までに、基幹相談支援センターの設置	設置済
基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言等件数（困難事例検討会の開催回数）	5件/年
基幹相談支援センターにおける相談支援事業者の人材育成の支援件数（相談支援事業所連絡会研修会・基幹講演会・泉州基幹研修会等の開催回数）	10件/年
基幹相談支援センターにおける相談機関との連携強化の取組の実施回数（相談支援事業所連絡会の開催回数）	12/回/年
基幹相談支援センターにおける個別事例の支援内容の検証（サービス判定会議、くらし丸ごと相談の進捗管理、虐待会議（児・者））	30回/年
基幹相談支援センターにおける 主任相談支援専門員の配置人数	1人
阪南市岬町地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討会の実施	
① 事例検討会の会議開催回数	5回/年
② 事例検討会の個別事例検数	5件/年
③ 相談支援事業所連絡会・地域生活支援部会・就労支援部会での事例検討会の参加事業所・機関数 * 相談支援事業所とその他の事業所等を分けて計上	相談支援事業所 40社/年 その他の事業所 10社/年
④ 相談支援事業所連絡会・地域生活支援部会・就労支援部会での事例検討会の参加事業所・機関数 * 相談支援事業所とその他の事業所等を分けて計上	相談支援事業所 40人/年 その他の事業所 10人/年
阪南市岬町地域自立支援協議会における専門部会の部会数 * 部会名と部会数	6部会
阪南市岬町地域自立支援協議会における専門部会の実施回数 * 部会ごとに分けて計上	27回/年

基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

また、相談支援事業者等が、障がい者やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携が図れるように支援します。

利用者や地域の障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の充実のため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの体制の充実・強化及び主任相談支援専門員の計画的確保に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 第6期計画の検証

国・大阪府の基本的な考え方を踏まえて、大阪府が実施する研修に積極的に参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図り、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築をめざします。

【目標値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	人/年	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を事業所等と共有する機会	回/年	1	1	1
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する回数	回/年	1	1	1

【実績値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数 * 障がい支援区分認定調査員研修 障がい者虐待防止・権利擁護研修等	人/年	0	2	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を事業所等と共有する機会 * 国保連の請求審査	回/年	12	12	12
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する回数 * 実地指導での返還命令によるデータチェック等	回/年	1	5	5

< 成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方 >

- ① 大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の年間参加者数
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析したその結果を活用し、報酬の審査体制の強化等の取組、事業所や関係自治体と共有する体制
- ③ 不正請求の未然防止等の観点から、指導権限を有する者との協力連携、情報共有

■第7期計画における目標設定

項 目	令和8年度 目標値
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 * 市町村職員向けの障がい種別毎の研修、障がい支援区分認定調査員研修、障がい者虐待防止・権利擁護研修等の研修会への参加	5人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 * 国保連の請求審査でのエラーや警告に対する事業所へ確認や注意喚起の実施	体制有
	12回/年 240事業所/年
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有 * 市は指導権限を有する者との協力連携、実地指導時の請求返還命令に伴う過誤請求の確認及び返還計画が適正に行われているか確認 * 市が不正請求を発見した場合の対応	3回/年

2 計画の活動指標について

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）のサービス利用実績（令和5年度は見込み値）及び各サービスの対象者や事業所の今後の増減見込みから、第7期計画期間（令和6年度～令和8年度）の見込み量を算定しました。

（1）障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

<居宅介護>

居宅介護とは、障がいのある人に対して自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績						
	令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値	
居宅介護	身体	1,629時間/月	1,182時間/月	1,629時間/月	1,209時間/月	1,629時間/月	1,059時間/月
		72.6%		74.2%		65.0%	
		66人/月	58人/月	66人/月	52人/月	66人/月	48人/月
	知的	87.9%		78.8%		72.7%	
		322時間/月	308時間/月	322時間/月	322時間/月	322時間/月	367時間/月
		95.7%	100.0%		114.0%		
	障がい児	33人/月	38人/月	33人/月	38人/月	33人/月	43人/月
		115.2%		115.2%		130.3%	
		120時間/月	97時間/月	120時間/月	56時間/月	120時間/月	33時間/月
	精神	80.8%		46.7%		27.5%	
		5人/月	5人/月	5人/月	3人/月	5人/月	2人/月
		100.0%		60.0%		40.0%	
合計	843時間/月	833時間/月	843時間/月	674時間/月	843時間/月	591時間/月	
	98.8%		80.0%		70.1%		
	54人/月	64人/月	54人/月	63人/月	54人/月	57人/月	
合計	118.5%		116.7%		105.6%		
	2,914時間/月	2,420時間/月	2,914時間/月	2,261時間/月	2,914時間/月	2,050時間/月	
	83.0%		77.6%		70.3%		
合計	158人/月	165人/月	158人/月	156人/月	158人/月	150人/月	
	104.4%		98.7%		94.9%		

【第7期見込み量】 利用実績から身体障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス	第7期利用見込み			
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	
居宅介護	身体	1,069時間/月	1,080時間/月	1,091時間/月
		49人/月	49人/月	49人/月
	知的	370時間/月	374時間/月	378時間/月
		44人/月	44人/月	45人/月
	障がい児	34時間/月	34時間/月	34時間/月
		2人/月	2人/月	2人/月
	精神	597時間/月	603時間/月	609時間/月
		57人/月	58人/月	58人/月
	合計	2,070時間/月	2,091時間/月	2,112時間/月
		152人/月	153人/月	154人/月

<重度訪問介護>

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由等で常時介助を要する人に対して、自宅にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績						
	令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値	
重度訪問介護	身体	74時間/月	88時間/月	74時間/月	116時間/月	25時間/月	101時間/月
		118.9%		156.8%		404.0%	
		1人/月	1人/月	1人/月	2人/月	1人/月	2人/月
		100.0%		200.0%		200.0%	
	知的	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		—		—		—	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		—		—		—	
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		—		—		—	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		—		—		—	
合計	74時間/月	88時間/月	74時間/月	116時間/月	25時間/月	101時間/月	
	118.9%		156.8%		404.0%		
	1人/月	1人/月	1人/月	2人/月	1人/月	2人/月	
	100.0%		200.0%		200.0%		

【第7期見込み量】 利用実績から身体障がい者の利用を見込んでいます。

サービス	第7期利用見込み			
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	
重度訪問介護	身体	151時間/月	152時間/月	154時間/月
		3人/月	3人/月	3人/月
	知的	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
合計	151時間/月	152時間/月	154時間/月	
	3人/月	3人/月	3人/月	

<同行援護>

同行援護とは、重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
同行 援護	身体	827時間/月	461時間/月	827時間/月	679時間/月	827時間/月	688時間/月
		55.7%		82.1%		83.2%	
		26人/月	26人/月	26人/月	25人/月	26人/月	26人/月
		100.0%		96.2%		100.0%	
	障がい児	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		—		—		—	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		—		—		—	
	合計	827時間/月	461時間/月	827時間/月	679時間/月	827時間/月	688時間/月
		55.7%		82.1%		83.2%	
		26人/月	26人/月	26人/月	25人/月	26人/月	26人/月
		100.0%		96.2%		100.0%	

【第7期見込み量】 利用実績から身体障がい者の利用を見込んでいます。

障がい児は実績がなく、利用を見込んでいません。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
同行 援護	身体	695時間/月	702時間/月	709時間/月
		26人/月	26人/月	27人/月
	障がい児	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	合計	695時間/月	702時間/月	709時間/月
		26人/月	26人/月	27人/月

<行動援護>

行動援護とは、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
行動 援護	知的	372時間/月	462時間/月	458時間/月	414時間/月	543時間/月	680時間/月
		124.2%		90.4%		125.0%	
		8人/月	11人/月	9人/月	11人/月	10人/月	16人/月
		137.5%		122.2%		160.0%	
	障がい児	218時間/月	178時間/月	218時間/月	155時間/月	218時間/月	98時間/月
		81.7%		71.1%		45.0%	
		4人/月	3人/月	4人/月	3人/月	4人/月	3人/月
		75.0%		75.0%		75.0%	
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		—		—		—	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		—		—		—	
	合計	590時間/月	640時間/月	676時間/月	569時間/月	761時間/月	778時間/月
		108.5%		84.2%		102.2%	
		12人/月	14人/月	13人/月	14人/月	14人/月	19人/月
		116.7%		107.7%		135.7%	

【第7期見込み量】 利用実績から知的障がい者の利用が増加すると見込んでいます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
行動 援護	知的	884時間/月	973時間/月	982時間/月
		21人/月	23人/月	23人/月
	障がい児	128時間/月	141時間/月	142時間/月
		3人/月	3人/月	4人/月
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	合計	1,012時間/月	1,114時間/月	1,124時間/月
		24人/月	26人/月	27人/月

<重度障がい者等包括支援>

重度障がい者等包括支援とは、障がい支援区分*6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的に行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績						
	令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値	
重度障がい者等包括支援	身体	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		—	—	—	—	—	—
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	知的	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		—	—	—	—	—	—
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	障がい児	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		—	—	—	—	—	—
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		—	—	—	—	—	—
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
合計	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	
	—	—	—	—	—	—	
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	
		—	—	—	—	—	

【第7期見込み量】利用実績がなく、利用を見込んでいません。

サービス	第7期利用見込み			
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	
重度障がい者等包括支援	身体	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	知的	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	障がい児	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	合計	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月

<短期入所>

短期入所とは、居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績						
	令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値	
短期入所	身体	70人日分/月	79人日分/月	70人日分/月	73人日分/月	70人日分/月	69人日分/月
		112.9%		104.3%		98.6%	
		12人/月	11人/月	12人/月	12人/月	12人/月	11人/月
		91.7%		100.0%		91.7%	
	知的	117人日分/月	103人日分/月	117人日分/月	114人日分/月	117人日分/月	119人日分/月
		88.0%		97.4%		102.6%	
		20人/月	17人/月	20人/月	18人/月	20人/月	16人/月
		85.0%		90.0%		80.0%	
	障がい児	83人日分/月	66人日分/月	83人日分/月	64人日分/月	83人日分/月	42人日分/月
		79.5%		77.1%		50.6%	
		10人/月	8人/月	11人/月	8人/月	12人/月	6人/月
		80.0%		72.7%		50.0%	
	精神	27人日分/月	10人日分/月	27人日分/月	1人日分/月	27人日分/月	1人日分/月
		37.0%		3.7%		3.7%	
		1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
		100.0%		100.0%		100.0%	
合計	297人日分/月	258人日分/月	297人日分/月	252人日分/月	297人日分/月	231人日分/月	
	86.9%		84.8%		77.8%		
	43人/月	37人/月	44人/月	39人/月	45人/月	34人/月	
	86.0%		88.6%		75.6%		

【第7期見込み量】 利用実績から知的障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス	第7期利用見込み			
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	
短期入所	身体	69人日分/月	70人日分/月	71人日分/月
		11人/月	11人/月	12人/月
	知的	120人日分/月	121人日分/月	123人日分/月
		16人/月	17人/月	17人/月
	障がい児	42人日分/月	42人日分/月	43人日分/月
		6人/月	6人/月	6人/月
	精神	1人日分/月	1人日分/月	1人日分/月
		1人/月	1人/月	1人/月
	合計	232人日分/月	234人日分/月	238人日分/月
		34人/月	35人/月	36人/月

② 日中活動系サービス

ア) 生活介護

生活介護とは、常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績						
	令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値	
生活介護	身体	968人日分/月	946人日分/月	998人日分/月	1,016人日分/月	1,028人日分/月	1,072人日分/月
		97.7%		101.8%		104.3%	
		61人/月	50人/月	64人/月	55人/月	67人/月	61人/月
		82.0%		85.9%		91.0%	
	知的	956人日分/月	1,068人日分/月	979人日分/月	1,067人日分/月	1,002人日分/月	1,146人日分/月
		111.7%		109.0%		114.4%	
		56人/月	53人/月	59人/月	53人/月	62人/月	57人/月
		94.6%		89.8%		91.9%	
	精神	35人日分/月	42人日分/月	35人日分/月	44人日分/月	35人日分/月	46人日分/月
		120.0%		125.7%		131.4%	
		2人/月	3人/月	2人/月	4人/月	2人/月	3人/月
		150.0%		200.0%		150.0%	
合計	1,959人日分/月	2,056人日分/月	2,012人日分/月	2,127人日分/月	2,065人日分/月	2,264人日分/月	
	105.0%		105.7%		109.6%		
	119人/月	106人/月	125人/月	112人/月	131人/月	121人/月	
	89.1%		89.6%		92.4%		

【第7期見込み量】利用実績から身体障がい者、知的障がい者の利用の増加を見込んでいます。

サービス	第7期利用見込み			
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	
生活介護	身体	1,136人日分/月	1,204人日分/月	1,216人日分/月
		65人/月	69人/月	69人/月
	知的	1,215人日分/月	1,288人日分/月	1,300人日分/月
		61人/月	65人/月	65人/月
	精神	49人日分/月	52人日分/月	53人日分/月
		3人/月	3人/月	3人/月
合計	2,400人日分/月	2,544人日分/月	2,569人日分/月	
	129人/月	137人/月	137人/月	

イ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

＜機能訓練＞

機能訓練とは、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜生活訓練＞

生活訓練とは、生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績						
	令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値	
自立訓練	身体	2人日分/月	0人日分/月	2人日分/月	0人日分/月	2人日分/月	0人日分/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	知的	71人日分/月	43人日分/月	71人日分/月	4人日分/月	71人日分/月	19人日分/月
		60.6%		5.6%		26.8%	
		4人/月	2人/月	4人/月	1人/月	4人/月	1人/月
		50.0%		25.0%		25.0%	
	精神	150人日分/月	128人日分/月	170人日分/月	47人日分/月	190人日分/月	149人日分/月
		85.3%		27.6%		78.4%	
		13人/月	11人/月	15人/月	5人/月	17人/月	12人/月
		84.6%		33.3%		70.6%	
合計	223人日分/月	171人日分/月	243人日分/月	51人日分/月	263人日分/月	168人日分/月	
	76.7%		21.0%		63.9%		
	18人/月	13人/月	20人/月	6人/月	22人/月	13人/月	
	72.2%		30.0%		59.1%		

【第7期見込み量】 利用実績から精神障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス	第7期利用見込み			
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	
機能訓練	身体	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	知的	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月
		0人/月	0人/月	0人/月
精神	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	
	0人/月	0人/月	0人/月	
合計	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	
	0人/月	0人/月	0人/月	
生活訓練	身体	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	知的	19人日分/月	19人日分/月	19人日分/月
		1人/月	1人/月	1人/月
	精神	150人日分/月	152人日分/月	154人日分/月
		11人/月	11人/月	11人/月
	合計	169人日分/月	171人日分/月	173人日分/月
		12人/月	12人/月	12人/月

ウ) 就労選択支援

就労選択支援とは、就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者に対して、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を一定期間行います。

【第7期見込み量】令和7年度からの新規事業のため、利用の見込みはないと考えます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
就 労 選 択 支 援	身体		0人日分/月	0人日分/月
			0人/月	0人/月
	知的		0人日分/月	0人日分/月
			0人/月	0人/月
	精神		0人日分/月	0人日分/月
			0人/月	0人/月
	合計		0人日分/月	0人日分/月
			0人/月	0人/月

エ) 就労移行支援

就労移行支援とは、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
就労移行支援	身体	23人日分/月	40人日分/月	23人日分/月	59人日分/月	23人日分/月	14人日分/月
		173.9%		256.5%		60.9%	
		2人/月	3人/月	2人/月	3人/月	2人/月	1人/月
		150.0%		150.0%		50.0%	
	知的	132人日分/月	112人日分/月	132人日分/月	34人日分/月	132人日分/月	58人日分/月
		84.8%		25.8%		43.9%	
		8人/月	7人/月	8人/月	2人/月	8人/月	3人/月
		87.5%		25.0%		37.5%	
	精神	237人日分/月	156人日分/月	237人日分/月	228人日分/月	237人日分/月	224人日分/月
		65.8%		96.2%		94.5%	
		14人/月	9人/月	14人/月	13人/月	14人/月	12人/月
		64.3%		92.9%		85.7%	
	合計	392人日分/月	308人日分/月	392人日分/月	321人日分/月	392人日分/月	296人日分/月
		78.6%		81.9%		75.5%	
		24人/月	19人/月	24人/月	18人/月	24人/月	16人/月
		79.2%		75.0%		66.7%	

【第7期見込み量】 利用実績から精神障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
就労移行支援	身体	14人日分/月	14人日分/月	14人日分/月
		1人/月	1人/月	1人/月
	知的	60人日分/月	59人日分/月	60人日分/月
		3人/月	3人/月	3人/月
	精神	226人日分/月	228人日分/月	230人日分/月
		12人/月	13人/月	13人/月
	合計	300人日分/月	301人日分/月	304人日分/月
		16人/月	17人/月	17人/月

オ) 就労継続支援（A型・B型）

< A型 >

就労継続支援A型とは、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績						
	令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値	
就労継続支援（A型）	身体	158人日分/月	188人日分/月	158人日分/月	187人日分/月	158人日分/月	151人日分/月
		119.0%		118.4%		95.6%	
		9人/月	14人/月	9人/月	10人/月	9人/月	8人/月
		155.6%		111.1%		88.9%	
	知的	104人日分/月	191人日分/月	104人日分/月	249人日分/月	104人日分/月	293人日分/月
		183.7%		239.4%		281.7%	
		6人/月	9人/月	6人/月	13人/月	6人/月	15人/月
		150.0%		216.7%		250.0%	
	精神	304人日分/月	310人日分/月	304人日分/月	320人日分/月	304人日分/月	433人日分/月
		102.0%		105.3%		142.4%	
		17人/月	25人/月	17人/月	18人/月	17人/月	23人/月
		147.1%		105.9%		135.3%	
合計	566人日分/月	689人日分/月	566人日分/月	756人日分/月	566人日分/月	877人日分/月	
	121.7%		133.6%		154.9%		
	32人/月	48人/月	32人/月	41人/月	32人/月	46人/月	
	150.0%		128.1%		143.8%		

【第7期見込み量】 利用実績から精神障がい者の利用の増加を見込んでいます。

サービス	第7期利用見込み			
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	
就労継続支援（A型）	身体	175人日分/月	183人日分/月	195人日分/月
		9人/月	9人/月	10人/月
	知的	340人日分/月	357人日分/月	414人日分/月
		17人/月	18人/月	21人/月
	精神	502人日分/月	527人日分/月	612人日分/月
		27人/月	28人/月	33人/月
	合計	1,017人日分/月	1,067人日分/月	1,221人日分/月
		53人/月	55人/月	64人/月

< B型 >

就労継続支援B型とは、就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、就労に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績						
	令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値	
就労継続支援(B型)	身体	401人日分/月	412人日分/月	401人日分/月	424人日分/月	401人日分/月	457人日分/月
		102.7%		105.7%		114.0%	
		22人/月	22人/月	22人/月	25人/月	22人/月	26人/月
		100.0%		113.6%		118.2%	
	知的	2,274人日分/月	2,106人日分/月	2,369人日分/月	2,230人日分/月	2,465人日分/月	2,320人日分/月
		92.6%		94.1%		94.1%	
		120人/月	109人/月	125人/月	117人/月	130人/月	121人/月
		90.8%		93.6%		93.1%	
	精神	858人日分/月	994人日分/月	921人日分/月	1,211人日分/月	1,001人日分/月	1,253人日分/月
		115.9%		131.5%		125.2%	
		54人/月	65人/月	58人/月	78人/月	63人/月	78人/月
		120.4%		134.5%		123.8%	
	合計	3,533人日分/月	3,512人日分/月	3,691人日分/月	3,865人日分/月	3,866人日分/月	4,030人日分/月
		99.4%		104.7%		104.2%	
		196人/月	196人/月	205人/月	220人/月	215人/月	225人/月
		100.0%		107.3%		104.7%	

【第7期見込み量】 利用実績から知的障がい者の利用の増加を見込んでいます。

サービス	第7期利用見込み			
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	
就労継続支援(B型)	身体	476人日分/月	495人日分/月	514人日分/月
		27人/月	28人/月	29人/月
	知的	2,413人日分/月	2,510人日分/月	2,610人日分/月
		126人/月	131人/月	136人/月
	精神	1,303人日分/月	1,355人日分/月	1,409人日分/月
		81人/月	84人/月	87人/月
	合計	4,192人日分/月	4,360人日分/月	4,533人日分/月
		234人/月	243人/月	252人/月

カ) 就労定着支援

就労定着支援とは、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・障がい福祉サービス事業所・医療機関等との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
就 労 定 着 支 援	身体	1人/月	2人/月	1人/月	2人/月	1人/月	1人/月
		200.0%		200.0%		100.0%	
	知的	2人/月	2人/月	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月
		100.0%		100.0%		100.0%	
	精神	9人/月	5人/月	11人/月	4人/月	13人/月	3人/月
		55.6%		36.4%		23.1%	
	合計	12人/月	9人/月	15人/月	9人/月	17人/月	7人/月
		75.0%		60.0%		41.2%	

【第7期見込み量】 利用実績から精神障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
就 労 定 着 支 援	身体	1人/月	1人/月	1人/月
	知的	3人/月	3人/月	3人/月
	精神	3人/月	3人/月	3人/月
	合計	7人/月	7人/月	7人/月

キ) 療養介護

療養介護とは、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績					
	令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
療養介護	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
	—		—		—	

【第7期見込み量】 利用実績はありませんが月1名の利用を見込んでいます。

サービス	第7期利用見込み		
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
療養介護	1人/月	1人/月	1人/月

③居住系サービス

ア) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）とは、共同生活を行う住居において、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて相談や介護などの必要な支援を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
共同生活援助 （グループホーム）	身体	11人/月	15人/月	11人/月	18人/月	11人/月	19人/月
		136.4%		163.6%		172.7%	
	知的	41人/月	45人/月	45人/月	58人/月	49人/月	76人/月
		109.8%		128.9%		155.1%	
	精神	13人/月	14人/月	14人/月	19人/月	15人/月	22人/月
		107.7%		135.7%		146.7%	
	合計	65人/月	74人/月	70人/月	95人/月	75人/月	117人/月
		113.8%		135.7%		156.0%	

【第7期見込み量】 利用実績から知的障がい者の利用の増加を見込んでいます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
共同生活援助 （グループホーム）	身体	23人/月	25人/月	26人/月
	知的	92人/月	101人/月	106人/月
	精神	27人/月	30人/月	31人/月
	合計	142人/月	156人/月	163人/月

イ) 施設入所支援

施設入所支援とは、自立訓練等の対象者のうち入所による訓練が必要な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、生活介護の対象者であって区分4（50歳以上の人は区分3）以上の人に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
施設 入所 支援	身体	13人/月	14人/月	13人/月	16人/月	13人/月	17人/月
		107.7%		123.1%		130.8%	
	知的	20人/月	21人/月	20人/月	21人/月	20人/月	19人/月
		105.0%		105.0%		95.0%	
	精神	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		—		—		—	
	合計	33人/月	35人/月	33人/月	37人/月	33人/月	37人/月
		106.1%		112.1%		112.1%	

【第7期見込み量】令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数から1人削減見込となっているため、令和8年度末は身体障がい者で月16人の利用、知的障がい者で月17人の利用を見込んでいます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
施設 入所 支援	身体	16人/月	16人/月	16人/月
	知的	19人/月	18人/月	17人/月
	精神	1人/月	1人/月	1人/月
	合計	36人/月	35人/月	34人/月

ウ) 自立生活援助*

自立生活援助とは、施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしへ移行した人等を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
自立生活援助	身体	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		—		—		—	
	知的	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		—		—		—	
	精神	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		—		—		—	
合計	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	
		—		—		—	

【第7期見込み量】 利用実績はありませんが、知的障がい者・精神障がい者ともに月1名の利用を見込んでいます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
自立生活援助	身体	0人/月	0人/月	0人/月
	知的	1人/月	1人/月	1人/月
	精神	1人/月	1人/月	1人/月
	合計	2人/月	2人/月	2人/月

④相談支援

<計画相談支援>

計画相談支援とは、特定相談支援事業者が、介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、定期的に継続サービス利用支援（モニタリング[※]）を行い、サービスが適切かを検討します。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
計画 相談 支援	身体	28人/月	30人/月	30人/月	31人/月	32人/月	27人/月
		107.1%		103.3%		84.4%	
	知的	54人/月	52人/月	57人/月	51人/月	61人/月	53人/月
		96.3%		89.5%		86.9%	
	障がい児	1人/月	1人/月	1人/月	0人/月	1人/月	1人/月
		100.0%		—		100.0%	
	精神	48人/月	52人/月	50人/月	49人/月	53人/月	51人/月
		108.3%		98.0%		96.2%	
	合計	131人/月	135人/月	138人/月	131人/月	147人/月	131人/月
		103.1%		94.9%		89.1%	

【第7期見込み量】利用実績から知的障がい者、精神障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
計画 相談 支援	身体	27人/月	27人/月	28人/月
	知的	54人/月	54人/月	55人/月
	障がい児	1人/月	1人/月	1人/月
	精神	52人/月	52人/月	53人/月
	合計	134人/月	134人/月	137人/月

<地域移行支援>

地域移行支援とは、障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
地域移行支援	身体	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		—		—		—	
	知的	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		—		—		—	
	精神	1人/月	1人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		100.0%		—		—	
合計	2人/月	1人/月	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	
	50.0%		—		—		

【第7期見込み量】 利用実績はありませんが、知的障がい者・精神障がい者ともに月1名の利用を見込んでいます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
地域移行支援	身体	0人/月	0人/月	0人/月
	知的	1人/月	1人/月	1人/月
	精神	1人/月	1人/月	1人/月
	合計	2人/月	2人/月	2人/月

<地域定着支援>

地域定着支援とは、居家で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		令和3年度 計画値	令和3年度 実績値	令和4年度 計画値	令和4年度 実績値	令和5年度 計画値	令和5年度 見込み値
地域定着支援	身体	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		—	—	—	—	—	—
	知的	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		—	—	—	—	—	—
	精神	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		—	—	—	—	—	—
	合計	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月
		—	—	—	—	—	—

【第7見込み量】利用実績はありませんが、知的障がい者・精神障がい者ともに月1名の利用を見込んでいます。

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
地域定着支援	身体	0人/月	0人/月	0人/月
	知的	1人/月	1人/月	1人/月
	精神	1人/月	1人/月	1人/月
	合計	2人/月	2人/月	2人/月

(2) 発達障がい者等に対する支援

■第6期計画の検証

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援

② ピアサポート活動への支援

【目標値】

ペアレントトレーニング※や ペアレントプログラム※等の 支援プログラム等の受講者数			ペアレントメンター※の人数			ピアサポート活動への参加人数		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人/年	0人/年	0人/年	0人	0人	0人	0人/年	0人/年	0人/年

【実績値】

ペアレントトレーニング※や ペアレントプログラム※等の 支援プログラム等の受講者数		ペアレントメンター※の人数		ピアサポート活動への参加人数	
令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
0人/年	0人/年	0人	0人	0人/年	0人/年

【取組】

令和3年度、大阪府の市町村向けの支援である、アクトおおさかによる発達障がい者地域支援力向上事業を依頼。第1回は阪南市岬町地域自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において、9事業所14名を対象に「発達障がいの特性の理解と支援のポイントについて」、第2回は相談支援事業所10か所15名と障害児通所支援事業所5か所9名を対象に「ペアレントメンター事業による当事者の話」と「特性理解に基づいた適切な支援」について研修会を開催した。

■第7期計画の目標

<国・大阪府の基本的な考え方>

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制の確保。

発達障がいの当事者同士やその家族等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行っていくなどの支援によりピアサポートの活性化。

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、当事者及びその家族などへの支援が重要であることから、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制の充実を図っていきます。

また、同じ悩みをもつ当事者同士やその家族等が集まり、情報交換を行う場の立ち上げを支援し、情報提供を行っていくなど、ピアサポート活動への支援を充実していきます。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援

大阪府や市が開催する ペアレントトレーニング※や ペアレントプログラム※等の 支援プログラム等の受講者数		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
対象者	保護者	0人/年	0人/年	0人/年
	支援者	0人/年	0人/年	0人/年
講師	大阪府が養成した ペアレントメンター	0人/年	0人/年	0人/年
	その他の ペアレントメンター	0人/年	0人/年	0人/年

②ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターの養成人数		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人/年	0人/年	0人/年

③ピアサポート活動への支援

ピアサポート活動への参加人数		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人/年	0人/年	0人/年

(3) 地域生活支援事業

① 相談支援事業等

ア) 相談支援事業

<障がい者相談支援事業>

障がい者相談支援事業とは、3障がい（身体・知的・精神）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

<基幹相談支援センター等機能強化事業>

基幹相談支援センター等機能強化事業とは、市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言等を行います。

<重層的支援体制整備事業>

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。

支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぎ、共生の地域づくり庁内連携会議や重層的支援会議に諮り、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークを作ります。

また、必要に応じて、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につなぎ、包括的な相談支援体制の構築に努めます。

イ) 住宅入居等支援事業

障がいのある方で、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

ウ) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

エ) 自発的活動支援事業

障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

オ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業とは、知的障がい者や精神障がい者で、福祉サービスを利用しようとする際にその費用負担等が困難な場合、障がいの状態や親族の状況等により市が成年後見制度の利用を支援します。

カ) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、成年後見制度を活用した支援の体制の整備に向けた活動を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	3	0	4	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有

【第7期見込み量】

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

キ) 意思疎通支援事業

意思疎通（コミュニケーション）支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者*の派遣等を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
手話通訳者派遣事業	件/年	74	102	74	172	74	172
	時間/年	147	213	147	350	147	356
要約筆記者派遣事業	件/年	1	0	1	0	1	0
	時間/年	2	0	2	0	2	0
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	13	10	13	10	13	10

【第7期見込み量】

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
手話通訳者派遣事業	件/年	172	172	172
	時間/年	350	350	350
要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	0
	時間/年	0	0	0
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	10	10

ク) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者（児）及び難病患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績					
	R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
介護・訓練支援用具	9件/年	3件/年	10件/年	5件/年	11件/年	5件/年
	33.3%		50.0%		45.5%	
自立生活支援用具※	15件/年	4件/年	15件/年	8件/年	15件/年	8件/年
	26.7%		53.3%		53.3%	
在宅療養等支援用具	11件/年	16件/年	11件/年	7件/年	11件/年	7件/年
	145.5%		63.6%		63.6%	
情報・意思疎通支援用具※	14件/年	9件/年	15件/年	11件/年	16件/年	11件/年
	64.3%		73.3%		68.8%	
排泄管理支援用具	1,417件/年	1,391件/年	1,425件/年	1,431件/年	1,433件/年	1,431件/年
	98.2%		100.4%		99.9%	
住宅改修	1件/年	4件/年	1件/年	2件/年	1件/年	2件/年
	400.0%		200.0%		200.0%	

【第7期見込み量】

サービス	第7期利用見込み		
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
介護・訓練支援用具	5件/年	5件/年	5件/年
自立生活支援用具	8件/年	8件/年	8件/年
在宅療養等支援用具	7件/年	7件/年	7件/年
情報・意思疎通支援用具	11件/年	11件/年	11件/年
排泄管理支援用具	1,431件/年	1,431件/年	1,431件/年
住宅改修	2件/年	2件/年	2件/年

ケ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス		第6期利用実績					
		R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
移動支援	身体	4,580時間/年	3,293時間/年	4,580時間/年	3,453時間/年	4,580時間/年	3,453時間/年
		71.9%		75.4%		75.4%	
		46人/年	46人/年	46人/年	45人/年	46人/年	45人/年
		100.0%		97.8%		97.8%	
	知的	7,794時間/年	5,936時間/年	7,794時間/年	6,774時間/年	7,794時間/年	6,774時間/年
		76.2%		86.9%		86.9%	
		54人/年	47人/年	54人/年	52人/年	54人/年	52人/年
		87.0%		96.3%		96.3%	
	障がい児	2,131時間/年	1,028時間/年	2,131時間/年	892時間/年	2,131時間/年	892時間/年
		48.2%		41.9%		41.9%	
		20人/年	10人/年	20人/年	11人/年	20人/年	11人/年
		50.0%		55.0%		55.0%	
	精神	1,594時間/年	1,693時間/年	1,594時間/年	1,039時間/年	1,594時間/年	1,039時間/年
		106.2%		65.2%		65.2%	
		13人/年	18人/年	13人/年	21人/年	13人/年	21人/年
		138.5%		161.5%		161.5%	
合計	16,099時間/年	11,950時間/年	16,099時間/年	12,158時間/年	16,099時間/年	12,158時間/年	
	74.2%		75.5%		75.5%		
	133人/年	121人/年	133人/年	129人/年	133人/年	129人/年	
	91.0%		97.0%		97.0%		

【第7期見込み量】

サービス		第7期利用見込み		
		令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
移動支援	身体	3,453 時間/年	3,453 時間/年	3,453 時間/年
		45 人/年	45 人/年	45 人/年
	知的	6,774 時間/年	6,774 時間/年	6,774 時間/年
		52 人/年	52 人/年	52 人/年
	障がい児	892 時間/年	892 時間/年	892 時間/年
		11 人/年	11 人/年	11 人/年
	精神	1,039 時間/年	1,039 時間/年	1,039 時間/年
		21 人/年	21 人/年	21 人/年
	合計	12,158 時間/年	12,158 時間/年	12,158 時間/年
		129 人/年	129 人/年	129 人/年

コ) 地域活動支援センター事業

< I 型 >

地域活動支援センター(I型)とは、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

< II 型 >

地域活動支援センター(II型)とは、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

< III 型 >

地域活動支援センター(III型)とは、利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績					
	R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
基礎的事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	100.0%		100.0%		100.0%	
	55人/年	44人/年	57人/年	35人/年	59人/年	35人/年
	80.0%		61.4%		59.3%	
機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	100.0%		100.0%		100.0%	
	うち地域活動支援センター I 型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	100.0%		100.0%		100.0%	
	うち地域活動支援センター II 型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	—		—		—	
うち地域活動支援センター III 型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	—		—		—	

【第7期見込み量】

サービス	第7期利用見込み		
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
基礎的事業	1箇所	1箇所	1箇所
	35人/年	57人/年	59人/年
機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所
うち地域活動支援センター I 型	1箇所	1箇所	1箇所
うち地域活動支援センター II 型	0箇所	0箇所	0箇所
うち地域活動支援センター III 型	0箇所	0箇所	0箇所

② 任意事業

ア) 日中一時支援事業

日中、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

【第6期計画値と実績値】

サービス	第6期利用実績					
	R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
日中一時支援事業	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
	100.0%		100.0%		100.0%	
	2,855日/年	5,827日/年	2,855日/年	5,571日/年	2,855日/年	5,571日/年
	204.1%		195.1%		195.1%	
	46人/年	50人/年	46人/年	50人/年	46人/年	50人/年
	108.7%		108.7%		108.7%	

【第7期見込み量】

サービス	第7期利用見込み		
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
日中一時支援事業	8箇所	8箇所	8箇所
	5,571日/年	5,571日/年	5,571日/年
	50人/年	50人/年	50人/年

第5章 第3期阪南市障がい児福祉計画

1 計画の成果目標について

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

■第2期計画の検証

障がい児支援の拠点施設として、児童発達支援センターを設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

【目標値・実績値】

①障がい児発達支援センターの整備

項目	第2期目標値	実績値
児童発達支援センター	1箇所	1箇所

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第2期目標値	実績値
保育所等訪問支援	1箇所	2箇所

【取組】

障がい児支援の拠点施設として、児童発達支援センターを設置しており実施1箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

児童発達支援センターにおいて、就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業等を実施しました。

■第3期計画の目標

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

- ① 国基準に沿った目標設定とし、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- ② 国基準に沿った目標設定とし、令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。その際には、①の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となり、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。

■第3期における目標設定

①児童発達支援センターの設置

項目	第3期目標値	考え方
児童発達支援センター	1箇所	令和8年度末までに1箇所整備

障がい児の支援拠点施設として実績1箇所で目標値を達成していますので現状を維持していきます。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第3期目標値	考え方
保育所等訪問支援	2箇所	令和8年度末までに利用できる体制を構築

実績2箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

■第2期計画の検証

【目標値・実績値】

項目	第2期目標値	実績値
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	1箇所	1箇所

項目	第2期目標値	実績値
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	1箇所	1箇所

■第3期計画の目標

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。

■第3期における目標設定

項目	第3期目標値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	1箇所	令和8年度末までに1箇所整備

項 目	第3期 目標値	考 え 方
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の整備	1箇所	令和8年度末までに1箇所整備

実績各1箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

■第2期計画の検証

【目標値・実績値】

項 目	第2期目標値	実 績
医療的ケア児のための協議の場の設置	1箇所	1箇所設置
協議の場にコーディネーターの配置	有	無

【取組】

平成31年度より、泉佐野保健所管内小児在宅医療ケア連絡会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けています。連絡会は、コロナ禍の影響で参加人数を減らして開催しているためコーディネーターの参加は実現できていません。

■第3期計画の目標

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

また、大阪府の基本的な考え方では、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、令和8年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名配置する」となっている。

■第3期における目標設定

項 目	第3期 目標値	考 え 方
医療的ケア児等のための協議の場の設置	1箇所	令和8年度末までに1箇所設置
協議の場にコーディネーターの配置	有	医療的ケア児等に関するコーディネーター (福祉関係2名、医療関係1名)を配置

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置は、実績1か所で目標値を達成していますが、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置ができていませんので、令和8年度末までに福祉関係2名、医療関係1名のコーディネーターの配置に努めます。

2 計画の活動指標について

障がい児支援サービス

【子ども・子育て支援等の利用ニーズ】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児数	人	250	260	270

<児童発達支援>

就学前で発達に支援の必要な児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
児童発達支援	465人日分/月	436人日分/月	465人日分/月	449人日分/月	465人日分/月	449人日分/月
	93.8%		96.6%		96.6%	
	66人/月	62人/月	66人/月	72人/月	66人/月	72人/月
	93.9%		109.1%		109.1%	

【第3期見込み量】

サービス	第3期利用見込み		
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
児童発達支援	449人日分/月	449人日分/月	449人日分/月
	72人/月	72人/月	72人/月

<医療型児童発達支援>

肢体不自由のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
医療型 児童発達支援	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月
	—		—		—	
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	—		—		—	

令和6年より、医療型児童発達支援は廃止

<放課後等デイサービス>

就学していて発達に支援の必要な児童を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
放課後等 デイサービス	1,655人日分/月	1,346人日分/月	1,869人日分/月	1,564人日分/月	2,086日分/月	1,564人日分/月
	81.3%		83.7%		75.0%	
	236人/月	215人/月	267人/月	254人/月	298人/月	254人/月
	91.1%		95.1%		85.2%	

【第3期見込み量】

サービス	第3期利用見込み		
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
放課後等 デイサービス	1,564人日分/月	1,869人日分/月	2,086人日分/月
	254人/月	267人/月	298人/月

<保育所等訪問支援>

保育所・その他の児童が集団生活を営む施設に通う児童を対象に、保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
保育所等 訪問支援	20人/月	12人/月	24人/月	14人/月	28人/月	14人/月
	60.0%		58.3%		50.0%	

【第3期見込み量】

サービス	第3期利用見込み		
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
保育所等 訪問支援	36人日分/月	44人日分/月	52人日分/月
	18人/月	22人/月	26人/月

<居宅訪問型児童発達支援※>

重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
障がい児 相談支援	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月
	—		—		—	

【第3期見込み量】

サービス	第3期利用見込み		
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
居宅訪問型 児童発達支援	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月
	0人/月	0人/月	0人/月

<障がい児相談支援>

障がい児支援サービス等を利用しようとする児童を対象に、障がい児支援利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント※による支援を行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	R3年度 計画値	R3年度 実績値	R4年度 計画値	R4年度 実績値	R5年度 計画値	R5年度 見込み
障がい児 相談支援	18人/月	20人/月	18人/月	21人/月	18人/月	21人/月
	111.1%		116.7%		116.7%	

【第3期見込み量】

サービス	第3期利用見込み		
	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値
障がい児 相談支援	21人/月	21人/月	21人/月

3 子ども・子育て支援事業計画との連携

「第2期阪南市障がい児福祉計画」に引き続き、「第3期阪南市障がい児福祉計画」でも、障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、ともに成長できるよう、障がいのある児童や特別な支援を必要とする児童の子ども・子育て支援などの利用ニーズの把握及びその提供体制の確保にあたり、子育て支援施策との整合に努めるため、「第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画」との連携を図ります。

なお、記載にあたっては、「第2期阪南市障がい児福祉計画」及び「第3期阪南市障がい児福祉計画」の計画期間における令和5年度までの本市全体の量の見込みとその確保方策※（提供体制）としています。

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み等について

① 1号認定…（3歳～5歳の教育希望）

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	438	403	371	341	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	1,410	803	803	803	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	444	404	事業実施中			

② 2号認定…（3歳～5歳の保育の必要性あり）

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	492	478	484	495	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	579	570	573	573	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	494	490	事業実施中			

③ 3号認定（0歳）…（0歳の保育の必要性あり）

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	60	32	32	32	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	52	55	58	58	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	30	28	事業実施中			

④ 3号認定（1・2歳）…（1・2歳の保育の必要性あり）

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	299	299	299	299	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	280	300	304	304	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	268	240	事業実施中			

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等について

①時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	298	298	298	298	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	298	298	298	298	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	221	474	事業実施中			

②放課後児童健全育成事業【全学年】

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	564	532	500	476	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	600	600	600	600	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	545	515	事業実施中			

③子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	10	9	8	8	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	10	9	8	8	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	7	0	事業実施中			

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

単位：人回

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	10,570	10,570	10,570	10,570	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	10,570	10,570	10,570	10,570	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	4,393	5,111	事業実施中			

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	273	262	251	241	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	273	207	192	178	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	223	236	事業実施中			

⑥一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

1) 幼稚園型

単位：人日

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	4,713	4,460	4,327	4,245	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	4,713	4,460	4,327	4,245	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	5,615	9,110	事業実施中			

2) 幼稚園型以外

単位：人日

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	24	24	24	24	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	290	290	290	290	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	9	6	事業実施中			

⑦養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関からなるネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関との連携強化を図る事業です。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	53	80	80	80	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	53	80	80	80	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	82	87	事業実施中			

⑧病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

単位：人日

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	406	393	378	367	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	406	393	378	367	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	249	429	事業実施中			

⑨ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	1,098	1,098	1,098	1,098	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	1,098	1,098	1,098	1,098	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	739	711	事業実施中			

⑩利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	1	1	1	1	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	1	1	1	1	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	1	1	事業実施中			

⑪妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	412	398	381	365	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	412	398	381	365	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	399	348	事業実施中			

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき給食にかかる費用を助成する事業です。

単位：実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
確保方策	実施	実施	実施	実施	令和6年度策定 予定	令和6年度策定 予定
実績	実施	実施	事業実施中			

第6章 推進体制の整備

1 計画の進捗管理

「第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画」の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「阪南市障害者施策推進協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。

なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・大阪府の施策や事業の変更など、本市の障がい福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

2 国・府・近隣自治体との連携強化

障がい者施策が変化する中、今後、施策を取り巻く制度改革を国・大阪府との連携によっていち早く情報を収集し、市民に提供するとともに、本市の施策に反映していきます。

また、認定審査会と地域自立支援協議会は広域で取り組んでおり、近隣自治体との連携を強化し、よりよいサービス提供に努めます。

3 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所との連携強化

障がい者福祉を進めるにあたって、行政の果たすべき責任と役割は非常に重要です。しかし、本計画で掲げられている施策や数値目標については、行政の取組だけで達成できるものではありません。行政の手の届きにくい部分を補うためには、障がい者一人ひとりの意欲や家族、当事者団体、障がい福祉サービス事業所、市民の皆さんとの協働が必要です。今後も、障がい者を含む市民の皆さんとの協働を図るために、活動の育成・支援と連携強化に努めます。

資料編

1. 阪南市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、阪南市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係機関相互の連絡調整を要する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者に関する施策について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 障がい者団体の代表者
- (5) 障がい者の福祉に関する事業の代表者
- (6) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に支給する報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部市民福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2. 阪南市障害者施策推進協議会委員名簿

【令和5年11月6日現在 敬称略、順不同】

学識経験者	大阪千代田短期大学	宮本 直美
市民	公募市民	根来 敏子
	公募市民	廣島 充子
関係機関の代表者	泉佐野泉南医師会	松若 良介
	大阪府泉佐野保健所	金森 晴美
	大阪府立泉南支援学校	高瀬 仁子
	阪南市社会福祉協議会	南 真一
	阪南市人権協会（地域就労支援コーディネーター）	上村 早桜里
	コミュニティソーシャルワーカー	根木 勇樹
関係団体の代表者	阪南市身体障がい者福祉協会	石橋 壽子
	阪南市視力障がい者福祉協会	藤本 健一
	阪南市聴力障がい者協会	松岡 登志子
	阪南市知的障がい者（児）団体連絡会	重見 昌子
	阪南市精神障がい者協議会	前田 大輔
	阪南市障がい児（者）を持つ親の会 もみの木会	明賀 優華
福祉サービス事業者	社会福祉法人 日本ヘレンケラー財団	打越 寛子
	特定非営利活動法人 スウェル	後迫 武寛
市行政職員	総務部人権推進課長	戸崎 美津弘
	こども未来部こども政策課長	岩本 公一
	生涯学習部学校教育課長	石原 慎
	健康福祉部長	竹中 宏子
	福祉事務所長	藤村 治司

3 計画の主な策定経過

年月日	項目	内容等
令和5年 4月17日	第1回 阪南市障害者施策 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画の策定について アンケート調査（案）の策定について
令和5年 5月8日～ 5月31日	障がい者等アンケート調査 の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者調査：配布数 1,162件、回収数 470件 回収率 40.4% 障がい児等調査：配布数 187件、回収数 73件、 回収率 39.0% 事業所調査：配布数 94件、回収数 70件、回収率 74.5%
令和5年 6月6日～ 7月3日	障がい者団体・事業所ヒア リングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 53の団体及び事業所
令和5年 8月22日	第2回 阪南市障害者施策 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次阪南市障がい者基本計画の令和4年度事業実 績について 第6期阪南市障がい福祉計画及び第2期阪南市障が い児福祉計画の令和4年度事業実績について 第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい 児福祉計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①アンケート調査結果について ②第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障が い児福祉計画骨子について
令和5年 11月6日	第3回 阪南市障害者施策 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい 児福祉計画（素案）について パブリックコメントの実施について
令和6年 2月	パブリックコメントの実施	

4 用語解説

用語	解説
【 ア行 】	
一般就労	労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。福祉的就労に対して使われる用語
インクルーシブ教育システム	インクルーシブ教育システムは、人間の多様性を尊重して、障がいを持つ子供が精神面や身体面の能力を発揮できる環境を作り、障がいの有無にかかわらず通常学級で学ぶことができるようめざした教育理念及びプロセス
【 カ行 】	
確保方策	幼児期の学校教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業における量の見込み（ニーズ）に対する提供体制の確保の内容（定員など）及びその実施時期のこと。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行う。
ケアマネジメント	個人のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源についてのきめ細かいケアプランを作成し、これに基づいて実際にサービス等の社会資源を提供していく仕組み
権利擁護	知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。
校区（地区）福祉委員会	社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区に結成された自主的な活動を行う組織で、住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行う。
高次脳機能障がい	脳機能障がいが原因で意思疎通の困難を示す障がいである自閉症の症状があり、知的発達の遅れを伴わない場合をいう。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	市からの委託により、2か所の地域包括支援センターに2名ずつ計4名配置され、地域に出向き、福祉や生活全般の困りごとなど様々な相談を受け付けている福祉のなんでも相談員
【 サ行 】	
市民後見人	一般市民による成年後見人のこと。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が成年後見制度を利用する際に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産管理や介護契約などの法律行為を行う。また、養成講座等を修了して市民後見人の候補となった人の登録制度を市民後見人バンク等という。
障がい支援区分	平成26年4月1日施行。障がい程度区分に変わり、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。 障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分で、全国統一の80調査項目（一次判定）をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障がい支援区分の判定が行われる。障がい支援区分は、介護の必要度に応じて、区分1（軽度）から区分6（重度）の6段階を審査会が判断し、市において認定する。

用語	解説
障害者虐待防止法	国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどを定めた法律
障害者権利条約	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約。2006年12月13日、第61回国連総会において採択され、日本政府は2007年9月に署名し、2014年1月に批准した。前文と本文50条からなり、教育、雇用、医療を受ける機会も含めた生活のあらゆる場面における障がいを理由とする差別を禁止している。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における差別の解消を定める措置などを定め、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を資することを目的とする法律
障害者総合支援法	<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、平成25年度から障害者自立支援法の名称が変更となった。</p> <p>◆障害者自立支援法</p> <p>障がい者の保健福祉サービスについて、3障がいに分かれていた法律、制度、医療などのそれらに伴う手続、費用などを一元化し、全ての障がいのある人が地域で自立して生活できるようにすることを定めた法律</p>
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
就労移行支援事業	<p>一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満の者）を対象とする。</p> <p>主なサービス内容としては、「一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援」や「通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせた支援」や「利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内での利用」などがある。</p>
就労継続支援（A型：雇用型、B型：非雇用型）	「通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与する」ことを目的としており、利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「雇用型」と、「非雇用型」がある。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う。
手話通訳者	身体障がい福祉の概要や手話通訳の役割・責務などを理解し、手話通訳に必要な技術や知識を習得した人で、市町村等の公的機関からの依頼による聴覚障がい者等に関する広報活動、文化活動に協力する人
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

用語	解説
自立生活援助	施設入所やグループホーム等を利用していただ障がいのある人で、一人暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないかなどの確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合は、市町村長に申立て権が付与されている。
【 夕行 】	
地域活動支援センター	障がいのある人等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいい、次の3つの類型がある。 ①地域活動支援センターⅠ型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。 ②地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労等が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。 ③地域活動支援センターⅢ型 地域の障がいのある人のための援護対策として、通所による援護事業を実施する。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会をめざす。
地域自立支援協議会	地域において相談支援事業を適切に実施していくため、市町村が設置する地域組織。主な機能は、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等の実施、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワーク構築であり、実施に当たり、個別ケースの調整会議を開くなど、多様なかたちを想定している。
地域生活支援事業	地域で生活する障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動など、障害者総合支援法の中で法定化された事業。住民に身近な市町村を中心として、地域の実情に応じて柔軟な実施形態で実施ができることとなっている。
【 ナ行 】	
難病患者	平成25年度から障がいの範囲に含まれるようになった。(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

用語	解説
【 八行 】	
発達障がい	<p>平成 23 年に改正された障害者基本法等においては、「精神障がい（発達障がいを含む。）」とされている。</p> <p>発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がいなどが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通している。同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人同士でもまったく似ていないように見えることがあり、個人差がとても大きいという点が、「発達障がい」の特徴でもある。</p>
パブリックコメント	<p>市町村の基本的な政策案の策定にあたり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定とするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続き</p>
バリアフリー	<p>障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差等の物理的障壁を取り除くことをめざしているだけでなく、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という障がい者の生活全般における障壁の除去をいう。</p>
ピアカウンセリング	<p>「ピア」とは仲間という意味。同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話を聞きあうこと。</p>
ピアサポート	<p>同じような立場と課題を経験してきたことを活かして仲間として支えあうこと。</p>
福祉的就労	<p>保護的な環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育て、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を提供する就労形態</p>
ペアレントトレーニング	<p>知的障がいや発達障がいのある子どもの家族を対象としたプログラム。かかわり方を学びながら、子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的としている。</p>
ペアレントプログラム	<p>育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことが困難な保護者などを地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム</p>
ペアレントメンター	<p>発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない家族に対して、相談や助言を行う人</p>
【 マ行 】	
モニタリング	<p>ケアマネジメントの一過程。ケアプランに基づいてサービスが計画どおり提供されているかを確認する。確認の内容は、新たなニーズが生じていないか、利用者が満足してサービスを受けているかなどの観点から実施する。</p>
【 ヤ行 】	
ユニバーサルデザイン	<p>バリアフリーと近い概念であるが、バリアフリーが高齢者、障がい者、外国人等の活動にバリアとなるものを取り除くことを主眼としているのに対し、ユニバーサルデザインは特定の人の利用に限定しない、最大限全ての人利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのことを表す。</p>

用語	解説
要約筆記者	難聴や聴覚障がいのある人で、手話の分からない人のために要約筆記を行う通訳者のこと。手話の分かる人には、手話通訳者が意思疎通支援を行う。
【 う行 】	
ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
療育	医療、訓練、教育、福祉などによって障がいを克服し、児童が持つ発達能力を開発し、自立に向かって育成すること。

**第7期阪南市障がい福祉計画・
第3期阪南市障がい児福祉計画**

令和6年3月

発行：阪南市

編集：阪南市健康福祉部市民福祉課

〒599-0292 阪南市尾崎町35-1

(TEL) 072-489-4520

(FAX) 072-473-3504